

平成 22 年

第 4 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 22 年 11 月 25 日 (木)

閉会 平成 22 年 11 月 26 日 (金)

十 島 村 議 会

平成22年第4回（11月） 十島村議会定例会

第1号（11月25日）（木）

1. 開 会		1
2. 日 程 報 告		1
3. 日 程 第 1	会議録署名議員の指名	1
4. 日 程 第 2	会期の決定	1
5. 日 程 第 3	会期日程の決定	1
6. 日 程 第 4	諸般の報告	2
7. 日 程 第 5	行政報告	2
8. 日 程 第 6	一般質問	6
9. 日 程 第 7	報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（特定離島ふる さとおこし推進事業 元浦港防波堤整備の工事請負契 約の締結）	21
10. 日 程 第 8	報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（特定離島ふる さとおこし推進事業 南之浜港船揚場整備工事（1 工 区）の工事請負契約の締結）	29
11. 追加日程第1	議案第66号 十島村地域情報通信基盤施設整備工事請負契約の変更 について	35
12. 追加日程第2	議案第67号 平成22年度「フェリーとしま」第一種中間検査工事及 び一般工事請負契約の締結について	40
13. 日 程 報 告		44
14. 散 会		45

第2号（11月26日）（金）

1. 開 会	46
2. 日程報告	46
3. 日程第1 議案第68号 十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 の制定について	46
4. 日程第2 議案第69号 過疎地域自立促進市町村計画の策定について	54
5. 日程第3 議案第70号 予算補正について（平成22年度十島村一般会計 補正予 算第4号）	69
6. 日程第4 議案第71号 予算補正について（平成22年度十島村国民健康保険特別 会計 補正予算第2号）	83
7. 日程第5 議案第72号 予算補正について（平成22年度十島村船舶交通特別会計 補正予算第4号）	85
8. 日程第6 議案第73号 予算補正について（平成22年度十島村簡易水道特別会計 補正予算第4号）	90
9. 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	92
10. 閉 会	92

平成22年第4回（11月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
11	21	日	入		
11	22	月	出		
11	23	火			
11	24	水	入		
11	25	木		本会議	09：00～ 議会運営委員会 <議会広報調査特別委員会> <全員協議会>
11	26	金	出	本会議	
11	27	土			
11	28	日	入		

平成22年第4回（11月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件 名	日程
11月25日	木	<議会運営委員会> <議会広報調査特別委員会> 議会ライブ中継の件 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 会期日程の決定 第 4 諸般の報告 第 5 行政報告 第 6 一般質問（日高助廣議員→村長） （永田和彦議員→村長） 第 7 報告 第 12号 専決処分：特定離島ふるさとおこし推進事業 元浦港防波堤整備の工事請負契約の締結 第 8 報告 第 13号 専決処分：特定離島ふるさとおこし推進事業 南之浜港船揚場整備工事（1工区）の 工事請負契約の締結 追加 第 1 議案 第 66号 契約変更：十島村地域情報通信基盤施設整備工事請負契約の変更 第 2 議案 第 67号 契約：「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事請負契約の締結	1
11月26日	金	第 1 議案 第 68号 条例改正：十島村職員の給与に関する条例等の一部改正（人勸実施：給与改定） 第 2 議案 第 69号 過疎地域自立促進市町村計画の策定 第 3 議案 第 70号 予算補正（22年度一般会計 補正第4号） + 75,553 → 3,455,250 千円 第 4 議案 第 71号 予算補正（22年度国保特会 補正第2号） + 10,508 → 99,013 千円 第 5 議案 第 72号 予算補正（22年度船舶特会 補正第4号） + 8,284 → 928,859 千円 第 6 議案 第 73号 予算補正（22年度簡水特会 補正第4号） + 2,144 → 57,125 千円 第 7 議会運営委員会の所掌事務の閉会中の継続調査の件 <全員協議会> ①十島村小規模多機能居宅介護類似事業の件	2

(議決結果)

平成22年第4回（11月）十島村議会定例会

[illegible]

平成22年11月25日(木)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副	村	長	福	満	征	一郎 君
教	育	長	齊	脇		司 君
総	務	課	長	肥	後	政 司 君
住	民	課	長	前	田	貢 君
経	済	課	長	松	下	賢 次 君
教育委員会教育総務課長				久	保	源 一 郎 君
会	計	管	理	者	安	藤 浩 樹 君
経済課地域整備室長				上	村	晋 一 君 (日程第8、報告第13号のみ)
経済課航路対策室長				沖	中	猛 則 君 (追加日程第2、議案第67号のみ)
経済課航路対策室担当				安	藤	巧 君 (追加日程第2、議案第67号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成22年11月26日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副	村	長	福	満	征	一郎 君
教	育	長	齊	脇		司 君
総	務	課	長	肥	後	政 司 君
住	民	課	長	前	田	貢 君
経	済	課	長	松	下	賢 次 君
教育委員会教育総務課長				久	保	源 一 郎 君
会	計	管	理	者	安	藤 浩 樹 君
経済課地域整備室長				上	村	晋 一 君 (日程第2のみ)
経済課航路対策室長				沖	中	猛 則 君 (日程第2、日程第5のみ)
経済課航路対策室担当				安	藤	巧 君 (日程第2、日程第5のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成22年第4回（11月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

平成22年11月25日（木） 午前・**午後** 1 時 00 分開議

[illegible]

平成22年第4回（11月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

平成22年11月26日（金） 午前 午後 10 時 00 分開議

[illegible]

平成22年第4回（11月）十島村議会定例会

11月25日（木）

△開会宣言

○議長（日高通君）

只今から平成22年第4回（11月）十島村議会定例会を開会致します。

△開議宣告

○議長（日高通君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布致しております議事日程の通りと致します。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（日高通君）

日程第1、会議録署名議員の指名を致します。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、4番平泉二太君、及び5番平田傳義君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（日高通君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から11月26日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から11月26日までの2日間に決定致しました。

△日程第3 会期日程の決定

○議長（日高通君）

日程第3、会期日程決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布致しております日程表の通りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。
よってそのように決定を致しました。

△日程第4 諸般の報告

○議長（日高通君）

日程第4、諸般の報告を行います。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告致します。

9月定例会におきまして、議員派遣の決定を致しました町村議会議長全国大会等につきましては、議会決定のとおり私と有川副議長及び議会事務局長の3名で出席を致しました。

大会では、それぞれの大会宣言の趣旨に沿って、「第29回離島振興市町村議会議長全国大会」では、国に対する11項目11案件、「第54回町村議会議長全国大会」では、23項目及び地区別要望9項目の要望事項を決定、特別決議として「地域主権改革の実現に関する特別決議」、「町村税財源の充実強化に関する特別決議」、「医療保険制度の抜本的見直しに関する特別決議」、「森林資源の保全に関する特別決議」の4案件も決議致しております。

また、県議長会により開催されました「議長等研修会」では、NHK解説委員の伊藤雅之氏による「日本政治の行方」という題目で講演が行われました。

その他国会議員等への挨拶・陳情、日本離島センター訪問などを行なって参りました。

大会等の詳細な内容につきましては、11月22日付けで資料を添えて議員各位にご報告申し上げますとおりでありますので、ご確認願います。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の9月定例会以後に実施されました10月、11月の例月出納検査結果、及び10月に実施されました定期監査結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、お手元に配布致しておりますので、お目通し願います。

最後に、先の9月定例会を主な内容としました「議会だより」第51号を、11月12日に発行致しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第5 行政報告

○議長（日高通君）

日程第5、行政報告を行います。

村長から行政報告についての申し出がありました。

これを許可します。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

平成22年第4回定例村議会の開会に当たりまして、当面する村政の諸問題の推移等につきましてご報告を申し上げます。

本年度の職員採用試験につきましては、先の9月議会でも報告をしましたとおり、一次試験を9月19日に、二次試験を今月15日に実施致しまして、採用内定を同22日付けで行ったところであります。

結果的に22名の応募者の中から2名の者を内定し、23年1月1日からの採用を予定しております。

今年度の村政座談会は前後半に分け、前半の4島は7月に終え、後半の諏訪之瀬島、小宝島及び宝島は先月中旬に終了しております。

村政座談会では各地域からの要望意見等が、毎回数多く出されておりますが、財源に限りがある中にあるのは、早々に対応できないものもあります。しかし、地域の総意を尊重致しまして、その必要性を十分見極めながら村政振興に活かしていきたいと思っております。

また、今回の村政座談会には、担当職員も本庁からテレビ会議で参加をさせました。

若い職員も参加することにより顔の見える座談会となり、住民と役場の距離が縮まり、役場が島に無いハンディが少なからず解消されたものと思っております。

地域と行政とが一体となり、各地域のそれぞれの特性を活かした効果的な対策や施策を検討するため、互いに情報を共有することにより、地域の発展を図ることを目的として、地域担当職員が配置され、8か月が経過し、行政内部ではその理念が大方浸透してきたと感じております。

各島では、地域づくり組織の話し合い活動が展開され、地域担当職員も、一緒になって、地域づくりの在り方を手探りで模索し続けている中ではございますが、どの地域も少しずつではありますが、前進していると考えております。

先の議会で、できることから実践を積み重ね、達成感を共有することにより、意識の共有化を図ることを率先している中之島の例をご報告致しました。

その後の各島の取り組み状況ですが、小宝島や平島では、まず、個々の意識を把握する為、アンケート調査を行い、それを計画に反映させようとしております。

口之島では、若い世代の意見を地域づくりに反映させる為、若い世代が委員となり、話し合い活動が展開されており、諏訪之瀬島でも活発な意見交換がなされております。

悪石島では、組織もほぼ立ち上がっており、今後、活発な話し合い活動が展開されるものと期待しております。

宝島では、これまでどおり地域づくり活動は、自治会で担っていくことが決定され、今後、これまでよりも活発な実践活動が期待されるところであります。

各地域の進展状況は、バラバラで、ひとつのものさしで計れるものではございませんが、住民の皆さんが自ら島の特色を活かした地域づくりに向かっているものと考えております。

中でも、近年の各島の少子化、高齢化や人口減と連動しているマンパワーの不足など、近い将来における各島の負の状況を考えると、地域と行政で、この危機感を共有すること、また、将来において、私たちの世代ばかりでなく、子や孫の世代にあっても、住民が幸せに暮らせる住みよい地域をつくることは、共通のキーワードであり、この共通のキーワードに向かって、地域と行政が一体となった地域づくりが出来るのではないかと期待しているところであります。

本年度は、今後、先進地研修と代表者による連絡会議を計画しております。地域からの要望があれば、適任の講師を招聘する用意もしておりますので、議員の皆さまに置かれましても、地域の住民として、率先して参加ご協力を賜りたいと存じます。

戸籍総合の電算化事業につきましては、平成22年6月30日に本契約を行った後、平成22年7月17日付けで鹿児島県方法務局長に戸籍改製作業の着手の開始を報告しております。

業務の進捗状況でございますが、データ作成のため現在戸籍の撮影作業を平成22年7月17日に終了し、撮影したデータを基に委託先工場でデータの入力作業を行うとともに、戸籍の各届出によって記載を行った戸籍や、作成された新戸籍または住所変更等により記載した戸籍附票につきましても、毎月委託先工場に送付を行い、データの入力作業を実施しております。

また、戸籍のデータ入力作業の工程の中では、手書き文字や記載の遺漏又は記載方法などについて疑義の生じた事項については、委託先より照会を受け、軽微なものについては担当職員が委託先に指示を行い、また、法手続きを必要とするものは管轄法務局に保管している各届書等の写しを確認し、法務局の許可を受け訂正を行っております。

また、戸籍附票につきましても住所を定めた年月日の遺漏や住所の遺漏等があり、平成22年10月末現在で69件の照会を委託先より受け住民基本台帳システムでの確認作業や、所在地の市町村に住民票の公用請求を行い、必要事項を確認し訂正を行っております。

このようにデータ入力作業と訂正作業を進めながら、現在戸籍及び戸籍附票については、平成23年7月4日に稼働を予定しております。

なお、除籍や昭和改製原戸籍については、平成23年8月以降の運用を予定しております。

宝島において本年7月から実施している、十島村小規模多機能居宅介護類似事業は、地域住民の理解と

協力のもと、概ね順調に運営できており、実施回数も開始当初は週1回でしたが、現在では週3回になってきており、参加者及び家族からは食事の提供やショートステイなどの要望が出ており、また、行くのが楽しみだという評価などが聞かれるようになっております。

しかしながら、高齢者の24時間・365日の生活を支え、高齢者に安心感をもたらすためには、食事の提供や必要なときの泊まりの支援が必須と考えられ、介護体制についてのニーズ調査においても同様の結果が出ております。

そこで、11月11日に、宝島自治会や利用者家族及びケアスタッフ等とこの事業の今後の方向性や介護体制について協議した結果、地域住民も介護事業所への転換を希望しておりますので、村としても、平成23年度も引き続きこの事業を実施しつつ、平成23年度末を目処に介護事業所への転換ができるよう努めて参りたいと考えております。

しかし、介護事業所への転換は、マンパワーや事業の採算性の問題また実施場所の整備など、解決しなければならない様々な課題がありますのでこの課題解決に向けて関係者のご理解やご協力をいただきながら最大限の努力をして参りたいと考えております。

なお、この事業は、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会の研究事業にもなっており、11月29日に同連絡会の部会が本村役場会議室で開催される予定になっております。

会には、厚生労働省や鹿児島県からも職員が出席するなど、十島村の取り組みが注目されております。

次に、9月定例会で報告しました平成15年度から平成19年度に実施した国庫補助事業の団体営草地開発整備事業についてであります。

会計検査院による3回の現地実地検査の結果「不適切な事務処理」の指摘を受けました件について、平成22年7月21日付けで鹿児島県知事に対し不適正な事業費に係る国庫及び県補助金の自主返還の申請を行い、また一般会計（補正予算第3号）におきましてもその予算措置の議決をいただいたところであります。

11月5日、会計検査院は会計検査院法第29条の規定に基づき「平成21年度決算検査報告」を内閣に送付しております。

この報告書の中で「不当事項」農林水産省の欄に「飼料基盤条件整備事業の実施に当たり、補助対象事業費を過大に精算していたもの（精算過大）」として十島村の草地開発事業が報告されております。

また、既に自主返納が済んでおります畜産組合関係分につきましても「不当事項」独立行政法人農畜産業振興機構の欄に「事業の一部を実施していなかったもの：補助の対象となる奨励金の交付を行っていないもの（事業一部不実施）」、「肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業（肉用牛ヘルパー活動推進事業）の補助対象事業費を過大に精算していたもの（精算過大）」として報告されております。

これを受けまして11月10日付けで鹿児島県知事より補助金の返還を認める文書とともに、11月30日を納付期限とする納付書の送付があり、その手続きをとっている最中であります。

この納付が完了しますと、約2年間におよんだ会計検査への対外的な事務は終了することになります。

今後は、このことを踏まえ、十島村の畜産のあり方、あるいは畜産組合のあり方、その振興策等について関係機関や地元関係者と十分に協議し、着実に取組んで参りたいと考えております。

口蹄疫防疫対策の研修等につきまして、11月8日、子牛セリの体重測定終了後に鹿児島中央家畜市場におきまして鹿児島県畜産協会の主催によります十島村・三島村の畜産農家を対象とした研修会が開催されております。内容は、鹿児島中央家畜保健衛生所・病性鑑定課長による「宮崎で発生した口蹄疫の実態と今後の対応について」の講演でありました。

また、11月10日には鹿児島県主催によります「口蹄疫防疫演習」が鹿屋市で開催され、約800名の参加者がありました。本村からは4名の職員を派遣しております。

なお、最近の畜産を取り巻く環境は、北海道稚内市において回収されたカモの糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されたり、モンゴルにおいて口蹄疫の発生が急速に拡大しているという状況があり、今後、事態を注視する必要がありますが、とにかく、村への侵入を水際で阻止することが重要であると考えております。

本村の地理的特性を活かした「トカラ列島島めぐりマラソン大会」は今回で4回目を迎え、島内の住民の皆様方やその他関係者のご協力を仰ぎ10月30日（土）に開催する予定でありました。

しかし、大型の台風14号の影響により定期船「フェリーとしま」が運航を見合わせることであり、大会を中止せざるをえなくなり、改めて、外海離島の自然条件の厳しさを痛感した次第であります。

このイベントは、地域活性化の起爆剤として企画したものでありますので、今後も本村の名物イベントとして定着させていければと考えております。

第2回トカラふるさと会が昨年に引き続き11月22日に開催されました。総会が開かれ、会則や役員等も決定し正式にふるさと会が発足致しました。

今まで、島ごと、年代ごとのふるさと会は存在していましたが村全体のふるさと会が発足したことは本村にとって大変意義深いことであると思っております。

今後、このふるさと会の活動によって出身者の親睦が深まり、ひいては村の振興にとりましても大きな力添えになっていただけるものと期待しております。

公共事業等の執行につきましては、台風到来時期も経過したことで、港湾事業の発注を主に行なっております。本来ならば議会に諮るべき案件も2件ほどございましたが、工期確保の都合で、専決処分をしておりますので後ほどご報告致します。

なお、10月以降の工事関係の入札は、すべて電子入札を利用しております。

また、整備室関係の業務としまして、村政座談会において多数のご要望をいただいておりますので、新年度予算に計上できるよう、調査および積算業務に努めているところでございます。

なお、平成22年11月15日に十島村建設工事有資格者業者に対しまして指名停止を行なっております。

指名停止の経緯につきましては、鹿児島県発注の海上工事につきまして独占禁止法第3条の規定違反で公正取引委員会から認定され、平成22年11月9日付けで排除命令が下されました。

これを受けて県も指名停止等処分を行なっており、本村も建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱第3条第1項の規定により平成22年11月15日～翌年2月14日の3月間指名停止処分を行なっております。処分を行なった業者は鹿児島グリーン総合建設、南生建設、吉留建設、竹山建設、阿久根建設、渡辺組、森山（清）組、丸福建設、山下（善）建設の9社であります。

フェリーとしまの運航状況でございますが、10月前半の運航は、台風も接近せず順調に運航することができましたが、後半にかけて相次ぐ台風の影響により1週間、定期船の運航ができず利用者の皆様方には、大変ご不便をおかけ致しました。

今後、冬季節風の時期になりますが、細心の注意を払い、安全運航に努めて参ります。

7月から実施して参りました実証運航は、11月7日鹿児島入港便をもって終了しました。

当初、実証運航の計画は8回を予定しておりましたが、台風接近により9月に1航海欠航となり7回実施することができました。

宝島と名瀬間の実証運航の便に乗船された乗客数は、延べ117人となっています。

今後、実証運航の評価・検証を行い検証結果については、改めて報告する予定にしております。

「平成21年10月1日～平成22年9月30日」の国庫航路補助の申請欠損額は、4億5千万円となりました。前年度と比較しますと6千万円ほど欠損が増加しております。

主な要因は、公共事業の減による貨物輸送の減及び輸送旅客数の減による運航収益の減少と、定期船のプロペラ軸関係の特別工事による運航費用の増加であります。

なお、国は、既存補助制度の枠組みについて抜本的に見直しを行い、新たな枠組みの「交通基本法」を制定しようとしております。

現段階では、離島航路補助制度が具体的にどのようなになるのか不明確なところがありますが、いずれにしましても、本航路維持のため全力をつくして参りたいと考えているところでございます。

次に、11月1日、電子入札により口之島小中学校屋外環境整備事業を執行し、グラウンド等の環境整備に着手しました。

宝島小学校に2名の山海留学生が愛知県より転校して参りました。そのため、11月5日には、期限付教員が新たに一名赴任をしております。

平成22年度県学校環境緑化コンクールで、小宝島分校が優良賞を受賞したほか、南日本新聞社主催の第58回学校新聞コンクールで、宝島中学校が1席の最優秀賞を受賞し、小宝島分校および口之島中学校がそれぞれ3席に入賞しております。

以上、当面する村政の諸問題の推移等についてご報告申し上げましたが、本議会に上程しております議案は、専決処分に関するもの2件、工事請負契約の変更に関するもの1件、工事請負契約の締結に関するもの1件、条例の一部改正に関するもの1件、過疎地域自立促進市町村計画に関するもの1件、予算補正

に関するもの4件となっております。

それぞれの議案等の説明につきましては、上程の折ご説明申し上げることと致します。

何卒よろしくご審議のうえ議決していただきますようお願い申し上げ行政報告を終わります。

○議長（日高通君）

これで行政報告が終わりました。

これより5分間休憩致します。

1時40分にお集まりください。

休憩 13時35分

再開 13時40分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第6 一般質問

○議長（日高通君）

日程第6、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は、登壇して行なってください。

第2回目以降の質問及び執行部の答弁は自席から行なってください。また、質問の持ち時間は1人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

通告の順番に発言を許可します。

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

福祉行政の充実について質問を致します。

離島である本村の福祉行政、福祉サービスのあり方については大変厳しい環境にあります。しかしながら、社会福祉の制度上、地域において全ての住民が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互い協力し、地域社会の福祉課題の解決に取り組まなければなりません。これが地域福祉の目的であることはご承知の通りであります。

社会福祉法に、いわゆる福祉六法であります、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力し、地域福祉の推進に努めるよう定めております。

福祉サービスを必要とする人たちが、地域社会を構成する一員としまして、日常生活を営み、そして社会、経済、文化に限らず、あらゆる分野の活動に参加できるよう、地域福祉を推進することの重要性が社会福祉法に明記されてきております。

本村におきましても、制度を活用し、制度利用の福祉サービスの提供を実施し、地域福祉に取り組んでおりますが、介護支援サービス、いきいき教室、本年から始まりました、宝島において地域福祉の実践の新しい動きも見られておりますが、まだまだ満足する福祉サービスには程遠く感じております。

本村の地域福祉の充実のために、制度活用と効果、社会福祉法をどのように理解して、福祉行政に取り組んでいるのか伺いたい。

次に、地域福祉計画につきまして伺います。

本村においても、社会福祉法において社会福祉計画が策定をされておりますけれども、策定から3年を経過し、見直しの時期を迎えております。

計画が地域福祉の充実に反映されているか、計画の進行、管理、評価、見直し点等があれば伺いたい。

次に民生委員、児童委員につきまして伺います。

民生委員及び児童委員は、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣がこれを委嘱することと承知致しております。

身分につきましては、非常勤の特別職の地方公務員であり、報酬は無く、活動に必要な実費弁償としまして、活動費、年間6万円弱が支給されていると認識を致しております。

職務についても、民生委員法第14条に明記してあるとおり、地域において重要な福祉支援の担い手であり、奉仕者でもあり、その職務は重責であり、民生委員の皆様には大変ご苦勞をおかけをしております。

民生委員の仕事の軽減と環境整備も重要と考えます。

本村における民生委員、児童委員の活動状況の把握はできているか。今後における課題等があれば伺いたい。

次に児童、高齢者福祉につきまして伺います。

少子化の進行はもとより、地域社会の機能や世帯行動が大きく変化する中において、高齢者福祉のあり方が改めて課題となっております。

全ての児童の人権を尊重し、健全な発達保障、子育てを地域全体で支える視点の施策の推進を図る必要があると思いますが、考えを伺いたい。

次に、ひとり暮らしの高齢者が年々増加傾向にあります。病気、災害時等、緊急時の意思表示の手段としましての、緊急警報装置、あるいは緊急通報装置の貸与は必要であります。早急の対応を求めます。

次に、生活弱者である高齢者が、安心安全に暮らせる地域社会の環境整備が求められる今日において、安心安全ネットワークの充実を図る必要があります。

福祉協力員を配置し、安否確認の声かけ運動の推進を図る必要があると思うが、これにつきましても伺いたい。

次に生活福祉資金につきまして伺います。

県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度がありますが、低所得者、高齢者、障害者の生活を経済的に支え、在宅福祉社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度であります。本村においても高齢者、障害者の救済、低所得者の生活一時資金としまして、活用が見込まれます。

制度の周知を図り、制度利用希望者に対し、支援を行う必要があると思うが、今後の対応につきましても伺いたい。

次に村内において、死亡時の対応について伺います。

本村には火葬場無く、以前においては土葬により埋葬を行っていましたが、地域社会の変化に伴いまして、火葬が望ましい現状となっております。

近年におきましては、村内の死亡者数は減少傾向にあります。しかしながら、村内での死亡も毎年発生を致しております。

福祉の原点はゆりかごから墓場までと言われている通り、本村の特異な地域性をふまえ、行政として死亡時の対応を図らなければなりません。村独自の対応マニュアルの作成を急ぐ必要があります。

各島消防団との連携、海上搬送、火葬場までの搬送等、具体的なマニュアルの作成が必要と考えます。マニュアル化の対応についても伺います。

家庭や地域の相互扶助機能が低下し、住民の間の繋がりが薄れつつある今日におきまして、助け合いや支えあいが強く求められております。

本村の全ての住民が安全、安心に生活を営み、生涯住み慣れた島で暮らしたい環境の整備を図りたいと思う観点で質問を行いました。社会福祉は終わりの無い永遠のテーマでもあります。地域の現状、時代の変化に応じた福祉行政の更なる推進を強く求めます。

今回私の質問が、本村の福祉行政に一石を投じることができ、福祉の向上と行政、地域が一体で構築する共同の社会福祉の実現を願いまして、一回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

1番議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、福祉行政の充実ということで、第1点の本村の地域福祉充実のための制度活用と効果は。ということでございますが、社会福祉法ではご承知の通り、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地

域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達をはかり、もって社会福祉の増進に資することを目的としております。

福祉サービスは個人の尊厳の誇示を旨とし、その内容は福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならないとされております。

つまり生活弱者や高齢者、あるいは身体障害者等の生活の自立に向けた援助や支援を行うなど、事業の推進を行っているところであります。

本村におきましては、高齢者や身障者の住宅改修制度をはじめ高齢者乗船券交付事業、オムツの支給事業、日常生活品等の支給、身体障害者等に舗装具の支給、修理事業。また医療費の助成事業やこども医療費、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種事業など、様々な事業を展開して、住民の皆様にもご理解を頂いていると思っております。

また、ご承知の通り宝島において、小規模多機能居宅類似事業を平成22年度からモデル事業として取り組んでいるところでありますが、介護保険法に基づく事業に展開していくことが課題となっているところでございます。

平成23年度においては、中学2年、3年生の女子を対象とする子宮頸がんワクチンを実施できないか、担当課に検討をさせているところであります。

これらにおきましても、住民福祉の向上に向け取り組んでいきたいと思っております。

次に二つ目の地域福祉計画についてであります。

地域計画は、平成19年度に作成をしております。計画の理念といたしましては、「心で支え合う福祉社会、ともに支えよう地域社会」をスローガンに、事業の推進を展開しているところでありますが、まだまだ道半ばといったところでございます。計画の基本目標である、「みんなで共に支え合う地域づくり」につきましましては、住民自らが幅広い活動へ参加し、地域の生活課題を自ら発見し、解決する気運を引き出すこととしておりますが、これは本年度から村でもふるさとづくり委員会を発足させ、各島担当職員を配置し、地域の課題目標を策定するサポート役として、各島に派遣し、地域の皆さんとひざを交えて、定期的に幅広い住民参加による話し合いを行い、地域の課題を掘り起こし、解決に向けた知恵を築き上げ、地域住民と一体となった地域づくりの推進を図っているところでございます。

二つ目に、誰もが尊重される地域づくりについてでございます。

制度や種類に応えた総合的な情報提供、相談体制の整備を進め、地域の生活課題や要支援者の適切なサービスの手助けが出来る仕組みづくりを目指すこととしておりますが、住民が地域で自立した生活を送ることができるよう、より一層保健・福祉・医療の関係機関と連携し、様々なサービスを効果的に利用できるよう、イントラネットを利用したITカルテの導入など新たなシステムの構築を目指しているところであります。

三つ目に地域で支える地域づくりについてであります。地域住民の多様なニーズにサービスを結びつけることが可能となるよう、保健・福祉・医療の連携により総合的に利用できる仕組みづくりを目指すこととしておりますが、住民、事業者、行政が連携して、誰もが安心して暮らし、自由に行動できるよう、公共スペースのトイレの改修や、手すりの設置等、バリアフリー化に努めているところであります。

また社会福祉関係職員、保健師、食生活改善推進員、及び運動普及推進員など、住民に最適な福祉サービスを提供できるよう、研修等を実施することにより、さらなる資質の向上に務めているところでもあります。

また、地域福祉を推進する為には、地域での団体や個人、民生委員、あるいはボランティアの活動が不可欠なものとなって参ります。地域福祉活動が広がるよう、支援して参りますが、地域の皆様のご理解とご支援をいただきますようお願いを申し上げます。

次に民生委員、児童委員についてでございますが、民生委員、児童委員の活動状況の把握はできているか。あるいは、民生委員、児童委員の活動の課題は。ということではございますが、まず民生委員の身分についてでありますけれども、民生委員の身分は地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職の地方公務員とされております。

民生委員、児童委員につきましては、申し上げるまでもありませんけれども、民生委員法ならびに児童福祉法にその設置が定められておりまして、民生委員は民生委員法によって設置が定められ、児童委員、主任児童委員につきましては、児童福祉法によって、民生委員が児童委員を兼ねることとなっております。

また、民生委員、児童委員の中に、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が設置されております。

民生委員、児童委員の任期につきましては3年間となっております。民生委員、児童委員は村に設置された民生委員推薦委員会によって選考が行われ、県知事により推薦をされます。県知事は市町村で推薦された方々について、県に設置された地方社会福祉審議会に意見を聞いた後に、厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱するという手順となっております。

民生委員の仕事につきましては、既にご承知と思いますけれども、社会調査活動、これは担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握しておくこと。

それから、二つ目に相談活動として、地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのることとさせております。

三つ目に情報提供活動でございますが、社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供することとされております。

四つ目に連絡通報活動ですけれども、住民が個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう、関係行政機関あるいは施設、団体等に連絡し、必要な内容を促すパイプの役割を負っております。

五つ目に調整活動として、住民福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援することとされております。

それから、六つ目に生活支援活動ですけれども、住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制を作っていくこととなっております。

次に意見具申活動として、活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員協議会をとおして、関係機関などに意見を提示することとされております。

このような活動を行うため、民生委員の職務が民生委員法で次のように決められております。

児童委員につきましては、児童委員は児童福祉法第12条により各市町村に置かれ、民生委員が児童委員を兼務するということになっておりますが、児童委員の仕事については、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。それから、児童及び妊産婦につき、その保護保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他援助、及び指導を行うこととしております。

次に児童及び妊産婦にかかる社会福祉を目的とする事業を経営するもの、または、児童の健やかな育成に関する活動を行うものと密接に連携し、その事業の活動を支援することとしております。

児童福祉士、または福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力をするということになります。

それから、児童の健やかな育成に関する機運の行政に努めること、全各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこととしております。

主任児童委員につきましては、地域において、児童、妊産婦の福祉に関する相談、援助を行う児童委員への期待の高まりによって、児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員として、平成6年の1月より主任児童委員が設置されております。

現在、本村には1名の民生委員児童委員が厚生労働大臣により主任児童委員の指名を受けております。なお職務については、児童福祉法第12条の2、第2項により、児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員、主任児童委員であるものを除いての連絡調整を行うと共に、児童委員の活動に対する援助及び協力を行うとされております。

そのようなことから本村におきましては、民生児童委員7名、主任児童委員1名が厚生労働大臣の委嘱を受けて活動をしておりますが、平成21年度の活動実績につきましては、相談支援件数24件、地域福祉活動が37件、訪問連絡調整306件、関係機関への連絡調整9件となっております。12月には民生委員の改選が行われることになっておりまして、口之島を除く各島に民生委員6名、主任児童委員1名が配置される予定となっております。

口之島については、民生委員候補の推薦が地域事情から遅れておりますので、引き続き推薦候補を挙げさせていただきますよう、ご協力をお願いしたいと思っております。

次に、児童高齢者福祉についてですが、全ての児童の人権を守り、健全な発達保障、子育てを地域全体で支える観点からの施策推進の強化を図れと。それから、独居高齢者に緊急警報装置の貸与を図れ。高齢者の安心、安全ネットワークの充実を図れ。ということでございますが、平成15年7月、次世代育成支援対策推進法が制定されておりまして、法律に基づき国を挙げて、次世代育成支援に取り組むこととなり、本村では平成17年3月に十島村次世代育成支援行動計画を策定し、「健やかに生まれ育つ島っ子計画、

人と自然が作るぬくもりの島々」を基本理念として、子育て支援を推進して参っております。

平成20年12月には、次世代育成支援対策推進法の改正がなされ、安心して子どもを生み育てられるよう、これまで以上に充実した取組みが求められております。このような背景の中で、平成17年度に作成した、前期計画の進捗状況を点検評価し、より効果的な取組みを推進するための見直しを行い、平成21年度に後期計画を作成し、母子保健及び児童福祉に取り組んでおります。

平成21年度から、療育力の低下している家庭を早期に確実に発見し、育児不安やストレスを少しでも軽減できるよう、必要なときに必要な支援を行えるよう、今日は赤ちゃん事業や育児支援家庭訪問事業を実施しております。

また関係機関との連携を強化するため、情報交換、ケース連絡等を円滑に行えるよう努めております。今後とも子どもの権利を守るネットワーク関係作りに一層の推進をして参ります。

高齢者施設福祉についてですが、まず緊急通信システム事業につきましては、おおむね65歳以上の一人暮らしの方などに対して、緊急通信装置、電話の加入権をもたない、低所得の方については、福祉電話もあわせて、を貸与して、急病などの緊急時に迅速な対応がとれるシステム構築をしておりますので、対象者の把握について調査をさせたいと思っております。

高齢者の安全安心ネットワーク事業につきましては、高齢者や障害者など、援護を必要とする人に対し、地域住民が主体となって、声かけや安否確認など行うことは非常に大事なことで思っております。

22年度においては、宝島の小規模多機能居宅介護類似モデル事業の開設等で安心ネットワーク事業の設置等が遅れておりますが、平成23年度においては、十島村高齢者等暮らし安心ネットワーク事業（仮称）でありますけれども、これの設置について、担当課に検討をするよう指示をしているところであります。

以前は、旗立て運動等もやっておりましたけれども、最近になってこれらがまた途切れたように思っております。

それから、福祉協力員の設置につきましても、十島村高齢者暮らし安心ネットワーク事業（仮称）で申し上げました分の声かけ、見守り事業等の重複するところもありますので、十島村高齢者暮らし安全ネットワーク事業（仮称）の中で取り組んでいきたいと思ひますし、民生委員等の活用についても取り組んで参りたいと思っております。

次に、県社会福祉協議会が生活福祉資金の制度の、協議会の生活福祉資金の制度の周知を図れ。ということですが、生活福祉資金の貸付制度につきましては、鹿児島県社会福祉協議会が行う事業でありまして、生活福祉資金貸付制度につきましては、低所得障害者所帯、あるいは高齢者所帯に対して制御を行うときの開業資金、世帯主または家族が入院した場合等の療養資金、住宅の改修工事が必要な所帯には、工事費用を貸し付けるとともに、民生委員を通じ必要な援助指導を行うことによって、その所帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、加えて、在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的とする制度でございます。

ただ、この制度につきましては、貸付制度でありますし、貸付金には3%の利子が課せられますので、その辺周知しておきたいと思ひます。

さて、質問にありました、生活福祉資金貸付制度の周知を図れ。と言うことでありましたが、鹿児島県社会福祉協議会が行う事業でありましたので、広報等についてもあまり積極的に啓蒙活動を行って来ておりませんでした。が、鹿児島県社会福祉協議会とタイアップしながら広報活動に取り組んでいきたいと思っております。

それから、村内での死亡時の対応についてでございますが、まず医師の死亡確認が取れない場合は、従前の病気死亡については、現地で死亡の現任確認を行い、必要な調書を添付し、死亡診断書を添えて、法務局に死亡届の受理伺いを行い、法務局の現地調査を経て、法務局の許可が交付され、初めて戸籍の死亡記載、除籍が行われることとなっております。これは死亡時の戸籍上の取り扱いでございます。

質問にありました、島で死亡したときの、フェリーとして鹿兒島までの搬送についてであります。が、先の9月議会でも質問がございましたとおり、議会後の庁内で協議をしてきたところであります。

まず住民が、これは住民登録をしている者ですけれども、村内で死亡した場合、基本的には自家用車で搬送をしていただくこと、ただし、自家用車を所持していない場合には、公用車の貸し出しを行う。

二つ目に自家用車及び公用車のフェリーの運賃につきましては、往復とも免除をする。鹿児島港においては、葬儀社に引き渡せる体制を喪主または親族で連絡確認をとって頂くこと。

それから、四つ目に棺おけ、ドライアイス等の搬送に必要なものについては、喪主または親族で準備をして頂くこと。その場合の運賃については、これも免除をしますと。

それから、六つ目に住民以外の者の場合については、全て有料と致します。

その他で、公用車で遺体を搬送する場合は、出張所に前もって申し込んでいただきたい。それから、遺体の搬送にあたっては、出張員は総務課もしくは住民課に連絡をすること等としております。

以上のようなことを踏まえまして、該当する課において、マニュアル、または手引き等を作成するよう指示をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁に代えさせていただきます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

まずですね。答弁につきましての再質問を行いたいと思います。

福祉サービスというのはですね。非常にこう、見えない奥のある難しい一面があるかと思っております。さてですね。本村におきましても、いろんな制度でサービスの提供は行っていることは事実でありますけれども、サービスの実地の検証ですね。検証をどれだけ行っているのかということですね。

例えば、包括センターを立ち上げました。地域にサブセンターがあります。この実態がはっきりと見えない現状もあるんです。

サービスを行っておりますよというんだけど、実態がどこまで伴っているのかなと思うところであるんです。ですから例を挙げますと、地域包括センター、サブセンターの運営につきましても、どこまで突っ込んでやるのかですね。現状の状況であればやめたほうがいいですよ。ハッキリ言って。

機能なんか全くされてません。ですから、「看護師さんが木曜日はお昼から休みです」と放送があります。で、実際は何を行っているのかなと。その辺の、担当の住民課長、そこら辺の内容等、後でお答えを願います。

ですから、簡単なことをできてないんですよ。以前から旗揚げとかですね。関連があるんですけど、旗揚げとか、声かけ運動とか出てくるんだけど、実際に地域との連携ができていない。というのが地域のこの実態であるんです。ですから、もう少し一歩踏み込んでですね。福祉のあり方を、住民を取り込んでですね、もう少し真剣な議論が必要ではなかろうかと思っております。

次のこの地域福祉計画ですね。これにも、19年の3月に発行をしているんですけど、3年間で過ぎまして、どこまで計画の実行ができていますのか。今後の問題点は何なのかを具体的に検証をする必要があると思います。

ですから、簡単なできることもあるんです。まずできる範囲から一步一步確実に行って、安心安全な地域の福祉のあり方を考えてほしいと思います。

現時点での改善点とか見直し策はないんですか。そこを後でお願いします。

それとですね。民生委員の活動実績も報告がありましたけれども、実際に活動の報告は毎月行っているのかですね。実態をもう少し明確にですね。まあ、大まかで結構ですので、毎月の報告ができていますのかですね。実際の民生委員さんたちの意見がどのような福祉に活かされているのかですね。もう少し踏み込んで答弁を願います。

それから、高齢者の。失礼しました。子育ての児童の健全な育成の件につきましても、地域と連動してですね。子どもたちの健やかな成長をするためにも、地域全体での取り組みの方法も考える必要があるのではなかろうかと思っております。

それから、高齢者の安心安全の緊急警報装置か通報装置ですね。現在は福祉の電話もありますけど、本年の4月でしたかね。私の地域でおばあちゃんが孤独死をしております。こういう実際に電話もありながら、家庭で寂しく死亡されたと言う実例がなんともむなしく感じですね。何とかできなかったんだろうかと。こういうことが今後も考えられるんですよ。これが、こういうことが、事例があるわけですから、ぜひとも緊急警報装置、あるいは通報装置を来年度で是非実施を行ってほしい。私はこれをぜひとも実行に移して、お年寄りの安心安全をですね。またいざというときの緊急用の連絡にも繋がりますから、ぜひともそれは地域性で、医療機関とかそういうのが無い地域でありますから、これはどうしても私は実行すべきだと考えます。ですから、村内の独居高齢者の人数把握等もですね。できておりましたら、後でお答えを願います。何名程いらっしゃるのかですね。

それから、最後のこの、死亡時の搬送の件ですけれども、村長の答弁では庁内での対応はできておるといことで、マニュアル化を急ぐということでもありますけれども、これは是非とも早急に何かしまして、住民の皆さんにですね、周知をお願いをしたいと思っております。

それとその福祉資金の件ですね。これは本村ができてから、こういうことが住民の皆さんが知らないんですよ。たいがいこういう制度があるということですね。わかっている人が本当、何名いますか。これまで村の行政が何でもかこういことを周知をできなかったのかというのが私は考えられないんですよ。ですから、社会福祉に対する認識の甘さというものが、こういう面にも現れているんですよ。これは、「借りなさい」とかいうのではなくて、こういう制度がありますから、「必要な時には利用をできますよ」というのをまずもって周知を図るのが行政の仕事じゃないんですかね。ですから、社会福祉協議会も法人化がされないまま放置されておりますので、こういうのは、近い将来においてはもう少し踏み込んで、福祉のあり方もですね。見直したほうがいいいんではなかろうかと考えておりますので、その辺につきましても答弁を願いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議員ご承知の通り、福祉関係の奥の深さということから考えますと、本当に目に見えてですね、これが充実したとかしてないとかというのはなかなかできないんじゃないかと思っておりますが、まあ、いろんな面で保健師が島を行ったり、いろんなことで活動しております。したがって、これはやはり地域とそ一体となってやらないとなかなか成果はあがってこないというわけでありまして、お互いが協力をしあう、まずこれが基本的な活動であろうと、私はそう思っております。

地域の連携の足りない面も、島によってはあるのかもしれませんが、そうしたことをやはり把握しながら行動に移していく。そういうことではないかと思っております。

それから、介護保険の地域包括センターの関係ですけれども、まだまだこれに対する相談等がどの程度いっているのか、私にはちょっと分かりませんが、これは事務的なことでありますから、どのようなかたちでその包括センターを利用するのかしないのか、そこらの面についてはまた後ほど事務的な関係で報告をさせますが、いずれにしても、そういうやはり制度を診療所に包括センターをするんだということやっておりますから、何がしかの相談的なものがあつてしかるべきだと、私はそう思っております。それか全くなされてないということであるなら、これからもっとそういう面での指導はしていかなければいけない。そういうふうに思います。

それから、民生委員の活動についてもこれはその報告については事務的なものであります。したがって、どの程度の、これもやっぱり人によって差があると思いますので、大変民生委員の皆さんには、自分で仕事を持ちながら忙しい中で社会奉仕をしなければいけない、そういうような問題等もありますので、なかなか一概には言えませんが、出来るだけ相談等があった場合の措置については、的確な処理をしてもらわないといけないというふうに思っております。

島社会における活動というのは、みんなが見通しのきく社会ですので、そうした面でも自分から飛び込んでいくというのはなかなか難しいのかなと思っておりますが、相手から相談を受けた場合の処理については、やはり的確なもので、自分では分からないことは担当課に連絡をするということは大事でなければいけないと、そういうふうに思っております。

それから、子育ての関係等ですけれども、月に一回ぐらいですかね。子ども病院と一緒に、子ども病院もボランティアで行ってもらっているわけですが、一緒に保健婦がついていっております。そういうような本村に病院がない中での、やっぱりそうした活動と、大変有難い援助を頂いているわけですので、時化でなかなかこう計画通りにいかない場合もあるやに伺っておりますが、できるだけそうしたボランティアで医師が行くときに活用をしてもらう。これらがひとつの本村における大事なところではないのかなと、そんなふうに思っているところです。

子育てにつきましても、それぞれ島には先輩たちがいるわけですので、先ほど来申し上げていますように、地域での連携、これをやはり活発にさせていただくことが大事であろうと、そういうふうに思っております。

それから、高齢者の声かけですけれども、確かにこれは大事なことでありますが、先ほど口之島でおきた、過去の実績を述べられましたけれども、夜中にそうしたものの等が、発病があつて、危機があつても

それに触れができる感覚であるならば、これは助かる可能性があるかと思いますが、しかし、設置していても、それに触れることができないような緊急な病気であれば、これはまあ、不可能なやはり状態になるのかなと思ったりもしますが、いずれにしても、緊急通信装置ですか、こういうものの等の必要性のある家庭、特に単身の高齢者、そういう者の状況等も把握しながら検討を進めて参りたいと、そういうふうに思います。

以前は、先ほども申し上げましたように、その旗たてで健全でありますよという印を立ててもらったりしておりましたが、それらも旗も破けたりしているのか分かりませんが、やっぱり、そういうことを続けることが地域の高齢者対策に繋がるんだと思っておりますので、これについても、また改めて実施をさせて参りたいと思っております。

それから高齢者の該当者ですか。これについても、担当課から後ほど報告をさせます。

それから社会福祉協議会に関する資金の関係ですけれども、今から40年ぐらい前になりますか、私が厚生担当をしているときに、中之島でさとうきびを作った事例がありますが、そのときに何所帯でしたか、30何所帯、生業資金として借り入れて活用した経緯があります。

そういうことで、行政の気のつかないこともあるのかと思いますけど、特にこれは県の社会福祉協議会の関係ですので、そこらの周知する落ち度があったのかなと思っておりますけれども、もう過ぎたことを言っても仕様ありませんから、これからやはりそうした活用をできるものであるならば、これはやっぱり周知をして、住民の福祉に寄与することが大事だとそういうふうに思っておりますので、これについてもまた改めて村の広報等に載せたりして啓蒙をする、させるということをお約束したいと思います。終わります。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

事業の検証が必要じゃないかというご指摘でありましたので、事業の実績等については、やっておりますけど、検証というところはやっていない部分が多々あるかと思います。それらについても検討をしたいと思います。

それからサブセンターの活動状況ということでご質問がありましたが、サブセンターにつきましては、基本的に週1回と、診療所を利用するなりしてレクレーション等ということで、高齢者の融和を図ったりしていこうということにしておりますけれども、それにあわせて生き生き教室を利用しながら実施していくということにしております。

それから、民生委員の活動の件ですけれども、報告書のほうはどのようなになっているかということですが、報告書は基本的に毎月1回報告していただくということになりますけど、活動しない方、あるいはしていない方等もおりますので、それぞれかと思いますが、その月に翌月にですね、くる方もおれば、またその月はやらなくて、何カ月か後にあがってくるということもおります。事業を実施した翌月に報告があがってくるということになっております。

それから、子育ての育成の関係でございますけど、議員がおっしゃるとおり、やっぱり子育てというのは自分たち夫婦だけとか、あるいは親戚だけというわけにはいかないと思います。したがって、地域を巻き込んだ支援体制が必要かと思いますが、あちこちで子どもの虐待とかありますけど、本村では、あまり聞いたことはありませんけど、それらを考えると、やはり地域で子どもを育てることが必要じゃないかというふうに思っておりますので、これもさらに地域の皆さん方の協力を頂きながら事業を展開して参りたいと思います。

それから、計画のほうですが、3年の経過が切れるんじゃないかと、その検証結果も出す必要があるのではないかとということでありますが、今年度で計画が切れることになります。

ですから、これらの検証を行って、次期の計画をどうするかということについても、また早急に対策を取って、次の計画に生かせるような体制をとっていききたいと思います。

それから、高齢者の安心して暮らしていただけるために、緊急警報装置ですか、それらの設置も考えたらどうかということですが、それらについてはもう既に設置してあるところもあるんじゃないかと思っておりますけれども、議員がおっしゃるとおりですね。やはり高齢者の単独ですかね、独居世帯といいますか、それらが増える傾向にありますので、そのことについては次年度ですかね、調査をして、配置をするかどうかということも検討していきます。

それから独居世帯の数とおっしゃいましたけど、今手元に資料がございませんので、また予算の折でもですね、その数についてはご報告します。

それから、島で亡くなった場合の搬送のこと等のマニュアル等ですかね、村長がおっしゃったので、それに变えさせていただきます。

それから生活福祉資金の関係につきましては、村長が申し上げましたけど、県の社会福祉協議会が行っている事業でありまして、我々のほうもそれを周知するということはなかなかできなかったと思っておりまので、県の社会福祉協議会とタイアップしながら、情報提供に努めて参りたいと。またインターネットについても、ワンクリックによって社会福祉協議会のほうに繋がるような、そういう体制もとっていきますし、広報についても広報誌で皆さん方に周知も図っていききたいと思っております。

数年前にただ1件申込みがありましたけれども、この場合は就学資金の関係でございまして、実態調査を致しまして、県の社協と協議を致しました結果、これは社会福祉協議会の就学資金ではなくて、育英会のそれらの奨学資金が優先されるべきものだという事等もありますので、皆さん方からもし借り入れる方がおれば、それをまた検討して、部内で推薦会を開いて、県にまたあげるということになりますので、それらのことも調査をしながらやっていきたいと思ひます。広報については努めて参ります。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

まずですね、何回も申し上げますけれども、包括センターのサブセンターとあわせた、現在の実態はどうなっているのかを私は聞きたいんですよ。現状は把握されているのかいないのかですね。そこを明確に答えてください。

次に高齢者のですね、安心安全の緊急警報装置、これは我が村の地域性もあるんですよ。緊急の場合にですね、都会であつたら救急車もすぐ来ます。島はヘリコプターを要請するんだけど、2時間、3時間ぐらいは待たないといけない。また、年寄りが緊急時にどうかあるなと思うときにボタンをポンと押しますと、すぐ親戚とか、そういうところに通報が出来るんですよ。そういう簡単な携帯型の電話と連携、連動するですね。通報装置もあるんですよ。これはですね。私は先ほどから検討しますということでありますけれども、地域の実態を踏まえまして、私は来年度にも是非とも導入を図ってほしいと思ひますが、そこら辺を明確に答弁をお願いします。

それとこの、地域福祉計画の、本年度で終わりということでもありますけれども、5年経っても検証ができていないんですか。見直し点とか無かつたんですか。何か私はあるんじゃないかと思ひますけど。計画だけで終わつたんですか。100%実施ができていますか。私が言いたいのはそこなんですよ。計画は作つたんですけれども、出来なかつたことをどう次の計画に生かすのか、という検証を行つてほしい。そこをお願いしますよ。

何か計画の、100%できたわけじゃないんでしょう。これを検証をするべきですよ。そして福祉のネットワークを作ってくださいよ。地域を取り込んだですね。この策定委員何名かいらっしゃいます。これをつぱり委員の皆さん方ともですね、連携して、現代の状況、今後のあり方等を。何で一回も検討もせんかつたんですか。十島村の総合計画も10年間の出来ています。そういうのの中にも入つていますよ。だからもう少し、事務的にこういうものを作つても駄目なんですよ。だから実行しないと絵に描いた餅になりますよ。そこらへんを明確にお願いします。

もう一点ですね、民生委員の皆様も一生懸命頑張つておりますけど、福祉協力員制度というものを、まず推進を図つてほしい。という、民生委員のサブ的なですね、ボランティア員として村で各島に2名ほどそういうボランティアに興味のある方を、福祉協力員として任命をしまして、そして民生委員とか、看護師さんとかをフォローしてもらふ必要があるんじゃないですか。そこを明確にお願い致します。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

生活的なものだけ申し上げますけれども、さっきの緊急通信装置。私はしないとは言つておりません。ただ、対象者がどの程度おつて、以前にも福祉電話等も設置しているはずですので、そういうものをちゃんと調べて、そしてどういふようなまた最近、どういふような新しいシステムのものがあるのか、そういうようなものをちゃんと調査をして、来年の予算に見込めるものであればそれはしていけないといけない

ということで検討を進めますと言ったつもりであります。その辺をご理解ください。

それから、今の民生委員の補助的なもの、はたしてそういうことをしないといけないのかどうなのか。これも検討させてください。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

活動については報告がきております。何人参加して、やって、どうしたということとはですね。それらについてはまたご報告します。

それから、計画書のほうの、実行できたのか、100%できたのかということですけど、100%はできておりません。はっきり申し上げまして。ですから、それらのできなかった点等を、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、それらを検証しながら、次の計画にどう反映していくかということが大事だと思いますので、次の計画には、また皆さん方の意見、地域の皆さん方の意見等や計画の策定に当たる先生方の意見等も入れながら取り組んで参りたい。というふうに思います。

それから、緊急通報システムは村長が答弁したとおりです。それから、協力員のことににつきましては、村長が先の議員の質問に対する答弁でもありましたように、暮らし安心ネットワークでしたかね。これら等の事業が重複を致しますので、見回り活動であり、そういう事業が重複しますので、それらで検討できないか、そちらで対応できないかということになろうかと思います。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

大変長くなりまして申し訳ありませんけれども、私の考えですとね。年寄りの命の尊さを私は一番に感じるんですよ。これまで島ですね。一生懸命頑張ってきてですね、最後にですね。一人ぼっちで死んでいく空しさはどうなのかなと。胸が熱くなりますよ。本当、村長。

ですから、検討しますと。しないよりかやったほうがいいですよ。これは。必要があるのかどうかじゃなくて、まずこういう対策を実施することで、お年寄りの命を一名でもいいですから、救えたらこれで大成功じゃないですか。夜中に起きたら間に合うかどうかは、わからんじゃなくて、本当にこれを導入することによって、命が救われる場合もあるんですよ。実際に。あるんです。

だから私は何回も何回も言うんですよ。ですから最後の死んでいく、その気持ちの儚さ、空しさを考えてくださいよ。そしたら、「なんで、あれもすれば良かったがなあ」と、後からの祭りなんですよ。ですから、来年度で是非、実施してください。強く私は申し上げますから。もう事例が一件あるんですからね。こういうことがもう無いように、対策をお願いをしたいと。

次に福祉協力員ですかね。これも何年も前から声かけ運動推進員とか、なんだかんだ言って、やっていますよ。ですけど、実際にはやっていませんよね。お願いするとか言っていますけど。一番良いのはボランティア精神のある方を公募して、そういう福祉に協力をしたいという人がいれば、そういう皆さん方を、そういう協力員として任命することも、私は考える必要があるんじゃないかと思っています。ですから、是非とも早急に対応をお願いしたいと思っています。

その包括センターの件が、私はいまいちピンとこない。この週に1回何をやっているのか、木曜日は実際に午後からは休んでますね。診療所ですね。だけでも放送はありますよ。「明日はお昼からお休みです」と。そのときにですよ、「明日はサブセンターを開けておりますので、相談がある方はいらしてください」と。それはないんですよ。木曜日でしょ。毎週。「お休みです」ということで終わってるんですよ。放送は。ですから、そこら辺の看護師さんとの連携も図るべきだと思っていますので、私はいまいち納得ができてません。ですから看護師さんの研修等があるとき、そこら辺も強く指導をお願い致します。

時間がもうありませんけれども、いろんな長時間になりましたけれども、私のこの福祉に対する思いを少しでも分かってもらいまして、本村の福祉が今後一步でも前進することを期待をしまして、質問を終えたいと思います。

○議長（日高通君）

これで日高助廣君の一般質問を終わります。

これより5分間休憩を致します。

3時10分にお集まりください。

休憩 15時05分

再開 15時10分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、永田和彦君に一般質問をお願いします。

○2番（永田和彦君）

11月23日祝日の穏やかな午後、我々日本国民の平和と安全を脅かす、北朝鮮による韓国に対するいきなりの攻撃に強い怒りと不安を覚えたのは私だけではないと確信を致しております。

このような国際的な不安と脅威の中で、私たち十島村民も生活している事実を強く実感させられたところです。

今回の軍事的衝突がこれ以上の悪化を回避し、一日も早く平和に向けて終息することを願わずにはいられません。

今回一般質問を行うにあたり、私たち議員はもちろん、本村の長として、村長の最大の責務は住民の皆さんの生命と安全を守ることであると再度強く認識したところです。

それでは、通告書のとおり、急患搬送についての質問を行います。

まず一点目です。

平成23年度から運用が開始されるという鹿児島県のドクターヘリについて、現時点で村としてそのことについてどのような情報を得ているのか、運用についての概要等の説明を求めます。

平成21年3月に作成された「鹿児島県ドクターヘリ導入検討委員会」の報告書によると、県本土から熊毛地域までについては、平成23年度内を目標にドクターヘリの導入を目指すこととする、と期限をきっての今後の計画が示されています。

またこの報告書によると、本県は南北600キロに渡る広大な圏域に28の有人島を有する地理的条件や、鹿児島市に医療資源が集中している状況等を考慮すると、救急医療体制の充実を図る上で、ドクターヘリは有効なシステムであり、早期導入を進めていくことが必要であると報告しています。

県内の有人島28島のうち、7島が本村の島々であることは言うまでもありません。

また、本村の地域医療の実態は、口之島、中之島、平島、諏訪之瀬島の上4島については、常駐医師による巡回診療で対応していただいておりますが、悪石島、小宝島、宝島の下3島については、未だに日赤病院による巡回診療のみとなっております。

そうした中、我々住民が病気、事故等により危険な状況に陥った場合、救急患者のヘリ搬送と言うのは、生命を守る最後の砦となるわけです。

そういったことを考えると、このドクターヘリの運用開始というのは、我々十島住民にとっては本土地域に生活している県民の皆さん以上に有意義なものになると思っています。

しかしながら、反面、本土地域等での搬送事例が増えた場合、これまで以上に出動機会の重複等心配な点もあります。また、この報告書において、本土から熊毛地域までと、奄美大島を中心とした奄美地域については具体的に取り上げられていますが、残念なことに本村について触れられた報告はなされていません。

このことを、村長としてどのように感じられるか伺います。

現時点での村の最大の課題は人口問題であるというのは、我々住民の目にも明らかです。そのため、UIターンにより人口増を図ろうとしていること、村独自の子育て支援事業や山海留学生制度により、各島の学校の存続を図っていこうとしていること等は、住民も期待をしています。

そうした中であらたに村内に移住しようと思う方々の地域選択の際、ネックになるのはやはり医療環境の問題だと思えます。

今後さらに人口対策を充実したものにしていこうとするとき、医療環境の充実は避けては通れないと思います。

そうした中、このドクターヘリの運用開始には期待するものですが、村としてどの程度の情報を得ているのか、概要の説明を求めます。

2点目です。ドクターヘリの運用が始まった場合、本村の急患搬送システムについて、現状との変更が見込まれる点があるのかどうか伺います。

運用が始まった場合、一番の気かりは、本村の急患患者が鹿児島市へ搬送されるのか、奄美市へ搬送されることになるのか、ということだと思います。

報告書には、鹿児島市、奄美市、それぞれを拠点とするドクターヘリの配置図が示されています。

本村については、全島が奄美市への搬送が距離的には近いということで、奄美市を拠点とするドクターヘリが搬送をカバーするかたちで示されています。

過去の議会においても、このことを質問しましたが、その際の村長の答弁は、私の記憶に間違いが無ければ、「様々なことを考慮した場合、本村の急患については、鹿児島市へ搬送していただいたほうが良いと思うので、県のほうとの調整が必要になる。」といったものだったと思います。

私も村内住民の方々の、親族の方のほとんどが、鹿児島及び本土に生活していることや、搬送、入院、退院後の医療機関の受診や、役場本庁が鹿児島市内にあることなどを考えると、やはり鹿児島市内への搬送のほうが、住民の皆さんの搬送後の負担軽減に繋がると思います。

このことについて県との協議がなされているのか伺います。

3点目です。

急患搬送においては、搬送時間の短縮が患者の治療及び回復に大きな影響を与えていることは言うまでもありません。

いかにして搬送時間の短縮を図っていくかが、今後の最大の課題になります。

本村の現状は気象条件やヘリコプターの機種の違い等がありますが、飛行時間だけをみても口之島、中ノ島で約2時間。平島、諏訪之瀬島、悪石島で約2時間10分から20分程度。小宝島、宝島で約2時間40分から3時間という状態です。

ヘリコプターの飛行時間自体はそのものの性能アップによる巡航速度のスピードアップ等によってしか期待できません。このことは技術開発、及び資機材の方針等による物理的なことですので、仕方の無いことかと思えます。しかし、各島の現場での急患発生からヘリ搬送の要請等にかかる事務手続きについては、行政機関同士の協議等により改善が図れると私は考えます。

これまでにそういった協議がなされた経緯があるのか、または今後さらなる事務手続きの簡素化に向けての協議を行っていく考えがあるのか伺います。

この問題は離島を抱える市町村にとっては、共通の課題だと考えますが、他市町村との連携も必要だと思いますが、村長としてどのように考えておられるでしょうか。

先日私が急患搬送で消防活動に参加した事例を挙げて伺います。

その事例は持病のある方が夕方から体調を崩され、夕方6時過ぎに診療所へ受診されたようです。その後診療所での治療等により経過観察をするということで、私は自宅へ戻りました。

その後、7時30分ごろに、消防分団長から患者発生によるヘリコプターによる急患搬送の出動連絡がありました。

診療所には7時40分ごろに到着したと記憶しています。その段階で「ヘリの要請はできていますか。」と看護師に確認をしましたが、「収容病院がまだ決まらないため、ヘリの要請がかけられない。」とのことでした。

村長、このことを聞いて、どのように感じられますか。

私はただただ驚くと共に、このような現状では救われる命も救われない。なんとかしなければいけない。と強く感じました。

住民の生命と安全を守るのが、政治家の最大の使命であることを再度心に誓って、本村の医療環境の改善と、搬送時間の短縮に向けて、村長としてさらなる努力をしていただきたいし、私自身議員として最大限の努力をしていきたいと考えております。

以上3点の質問に対して、村長の責任ある答弁を求めます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

2番議員の一般質問に対して、お答えを致します。

急患搬送についてであります、まず第1点の、平成23年度から運用開始予定の鹿児島県ドクターヘリについて、現時点で分かっている概要について示せということでございますが、まず23年度から運用開始のドクターヘリにつきましては、鹿児島市立病院を基地とし、運用される予定でございます。

なお基地であります、鹿児島市立病院につきましては、平成27年度に現在の鹿児島市加治屋町から上荒田町に移転されることになっておりまして、移転先にはヘリポートも整備されます。なお、ヘリコプターの格納庫などの基地につきましては、霧島市の鹿児島空港におくことになっておりまして、病院が移転されるまでの間のヘリポートは浜町のヘリポートを使用すると、そういう方針が11月15日に示されております。

鹿児島空港から浜町ヘリポートまでの所要時間は約10分、浜町ヘリポートから鹿児島市立病院までは救急車で約5分かかる見込みであります。

また平成25年度から、新たに鹿児島県立大島病院を拠点とするドクターヘリが導入される計画となっております。

現時点で十島村は、この県立大島病院を拠点とするドクターヘリの枠組みに参入されることになっております。

現在、離島急患搬送等に使用されている防災ヘリにつきましては、これまでどおり運用されますが、急患搬送につきましては、ドクターヘリの機関的位置付けとなっているようであります。

2つ目にドクターヘリの運用が始まった場合、本村の急患搬送システムについて、現状との変更が見込まれる点があるのか、あるならば具体的に示せと言うことではございますが、大きな変更点として、現在、本村からの急患搬送につきましては、防災ヘリ、海上自衛隊ヘリのいずれの場合も、鹿児島市内の病院へ搬送されておりますが、二機のドクターヘリ整備後は、県本土から熊毛地区までと奄美地域にわかれて運用されることになっているようでありまして、本村は奄美地域の枠組みで運用されることになる見込みであります。

本村としましても、住民の多くが鹿児島市を生活圏としていることを説明し、可能な限り鹿児島県本土から、熊毛地域までの現行の体系で運用していただけるよう、要望して参りましたが、これは鹿児島県が多くの離島を抱え、南北600キロに渡っている地理的条件や、ドクターヘリ航続距離等を勘案した結果、示されているものでございます。

ドクターヘリが対応できない場合や夜間の急患搬送につきましては、これまでどおり防災ヘリ、または海上自衛隊ヘリによる、急患搬送が実施されることとなっております。

事務的な手続きにつきましては、要請先が現行の防災航空センターや県消防保安課から病院などの医療機関になる等の変更が予想されますが、ほぼ現行どおりの搬送手続きになると見込まれております。

また、現時点では、具体的な行政手続手続等については示されておられません。

それから、急患搬送にかかる時間の短縮が治療及び患者の回復に与える影響を最小に抑える為には、必要なことは言うまでもない。搬送時間の短縮の為に、これまで各関係機関とどのような協議が行われてきたのか。また今後どのように協議を行っているのか。具体的に示せ。ということでございますが、急患搬送にかかる時間の短縮の為、事務手続きの簡素化ができないか、これまで関係機関と協議をしてきております。

急患搬送にあたりましては、情報の伝達が非常に重要であることから、本村職員はもとより県関係職員に対しても、急患搬送要請手続についての周知徹底をお願いして参りました。

防災ヘリにつきましては、正式な書類を送付する前の段階において、電話による急患発生の第一報を行うことにより、搬送時間の短縮が図れております。

しかしながら、医師の要請に基づき、適正な事務手続きをしているにも関わらず、関係機関からは搬送する必要があるのか、再三問い合わせがあった事例も過去にはあります。

海上自衛隊救難ヘリによる急患搬送につきましては、災害派遣にかかる要請事項でありまして、患者の症状により、搬送までに大変時間を要するケースがでていることも事実でございます。

また天候不順により、運航決定までの時間がかかることもあります。天候による運航の遅れにつきましては、自衛隊員の安全性や鹿児島県全体の救急搬送体制に支障をきたさぬよう、鹿児島県及び自衛隊の細心の注意を払い、運航決定していただいているところでありますので、ご理解を頂きたいと思っております。

また自衛隊ヘリへの要請手続きの簡素化につきましては、現在も手続きを省略して要請できないか検討しておりますが、現時点では手続きの簡素化に至っていない状況であります。

急患搬送時の原則は、患者を一刻も早く医師の管理下におくこととされておりまして、これは私どもの共通する認識であります。今回のドクターヘリの枠組みでは、県本土から熊毛地区までと奄美地域の2つに区分され、県域全体がおおむね60分以内でヘリが患者を収容できる体制となっております。

本村は奄美地区に分布されており、原則として十島村の救急患者は県立大島病院へ搬送されることとなっております。これは、患者の容態等によっては、県本土への搬送も考慮されたうえでの枠組みとなっております。必ず県立病院へ搬送されると決定しているわけではないことを申し上げておきます。

またこの2つの拠点病院のもとドクターヘリが運航されることにより、平島以南の5島につきましては、現行の体制より25分から60分程度患者を早くヘリに収容できる見込みでもあります。

この枠組みの変更により、患者を1時間から2時間程度早く病院に収容できることになる為、患者の負担はもとより、付き添いや親類の方々などの精神的な負担も軽減されると考えております。

ただ、十島村の住民の多くが、議員もご指摘の通り、鹿児島市を生活圏としていることから、鹿児島本土への搬送を引き続き要望して参りますが、患者の生命を第一に考えますと、奄美地区への搬送もやむをえない部分もあるかと思ひます。

この課題につきましては、引き続き村としても検討を重ね、県並びに関係機関へ要望して参ります。ドクターヘリの導入につきましては、ヘリの導入費用、県立病院をドクターヘリ拠点病院とする為の救命救急センターの設置費用、医師の派遣費用など多額の費用がかかると見込まれております。鹿児島県では必要な規模や体制費用等について詳細な検討を行い、地域の実情に変わった設置基準の緩和について国に働きかけを行っているようであります。

現時点ではドクターヘリの導入に要する経費の市町村負担額につきましては、具体的に示されておりますませんが、新たな負担が発生することは十分考えられる見込みであります。

鹿児島県としましては、財政負担の問題につきましては、県民皆が支え合うという観点で考えるべきとの立場を示しているようであります。

平成24年度までには現行の救急搬送体制と大きな変更はないものと考えておりますが、来年度以降奄美地域のドクターヘリの導入についてはより具体的なものが示されることとなろうかと思ひます。新たな情報が入りましたら、改めて報告をさせていただきたいと思ひます。

以上で、第1回目の答弁を終わります。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

只今の答弁で、3点質問したことについては十分答弁いただいたと思っております。一部細部について再度伺います。

やはり一番気になる点は、搬送先の部分について、やはり村長もおっしゃられていたことに私も同感なんです。やはり十島村の住民の実態を考えた場合、鹿児島市への搬送と言うものをやはり今後も県の方に要望としてしていただきたいと。確かに本当の意味での緊急性の高いといった部分になった場合の対応という部分は、またその際ある程度、フレキシブルに対応できるかたちにしていただければと思うんですが、実際私、この報告書の図面地図を見ていてですね、確かに平島以南の5島については、これまで鹿児島本土からの収容よりも、はるかに時間的には短縮されるなという部分で大きいのかな、そういう部分で利点も大きいかなと思うんですが、逆に上のほうについては、それほど本土からと奄美からとほとんど変わらないのかな。そういった中でいろんな部分での患者本人、それから家族、そういったものにかかる負担の部分の考えると、鹿児島への搬送を希望される事例がやはり患者さん本人、家族からもそういった要望がでるんじゃないかなと思うので、そこらへんについても県のほうへの要望と合わせてそういったかたちでの対応が出来るのか、出来ないのか、そういったことも今後の課題としてなっていくのではないかなと思うので、十分な協議をしたうえで、このドクターヘリの運用に十分な対応をとっていただきたい。このように思ひます。

それと、このドクターヘリが運用開始になった場合、先ほど村長の説明の中にもありましたが、浜町のヘリポートのほうへの収容というか、離着陸という部分で、今後そうなった場合、本村と基本的には鹿児島日赤病院でこれまでいろんな医療活動等についてもご協力いただいている中で、急患関係についてもほとんどが日赤病院への搬送だったんですが、今後そうなった場合、やはり鹿児島市立病院のほうへの搬送と言う形で変わっていくのかどうか、その点について村長、もしくは住民課長のほうからでもその点につ

いて、今後の方向性、わかっている部分でお答えいただければと、そのように思います。

それと、一回目の質問で一番最後にあえて事例を挙げて質問させていただきましたが、やはり現場にいくと、本当に事務手続きの部分での「何でこんなことで」と思うようなことで患者さんが待たされる、そういったものに接する中で、「何とかほんと、ならないの?」という部分を感じています。

ですから、自衛隊という組織に対して、また搬送要請と言う部分でいろいろな事務が煩雑であることは十分理解をしますけど、今後その点についても更なる改善を出来るように、村としても積極的に提言などやっていただきたい。逆にそういった意味で、そういうときこそ本当の意味での政治的な力と言うか、そういう部分も求められる部分が出てくると思います。村長一人ではなく、やはり私たち議会もありますし、そういった部分で今後そういった部分の事務の簡素化に向けて、最終的には要するに搬送時間を縮めてほしいという思いですので、積極的な対応をお願いしたいと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

搬送先の関係ですけど、これは皆さんが今までの実績と、そうした経緯から鹿児島市が本位であることは重々分かっております。

私もそういう話を聞いたときに「それはおかしいよ」と言った経緯がありますが、先ほども申し上げました様に、時間の短縮から、県は計算をして、そうした割り振りをしていると、そういうふうに判断をしております。

しかし、まだ正式にその説明会もしておりませんし、そうしたこと等の話だけは聞いておりますけれども、これからやはりそうしたことも煮詰めていくことになってくるんだと、そういうふうに思っております。

再三そういうことでの「ちょっと困る」というようなことで、申し上げてはいますけど、正式なそうした話し合いはございませんので、これから本格的な話し合いになると、そういうふうに思っております。

それから、今までは急患ヘリには日赤の医師が乗ってきておりますけれども、これから先市立病院が救急センターに昇格しますから、そこらへんの繋がりがどうなっていくのかなと思っておりますが、おそらく救急センターとなっていけば、そこから医師は派遣されるのだと、ドクターヘリですね。そういうことになるんじゃないかと思います。

自衛隊あるいは防災ヘリ、こういうものについての、当分の間は今までどおり実施するとそういうふうに理解していただいたほうがいいと、そういうふうに思っております。

それから、時間の短縮ですけども、今の自衛隊はですね、我々が「なんでそんなに時間がかかるのよ」と言いたい様な時間がかかるのに、彼らはあくまでも災害派遣だと、こういうような認識で取り組んでいるわけです。

ですから、本当に早く収容しないといけないと言う実態がよく分かっていないときがあるんです。先ほども申し上げましたけれども、何回も本当に運ばないといけない患者なのかと聞いて、聞き返してみたり、そういうものが順繰りやってきたりする場合があります。

私ども、年に1回ずつ正月明けに自衛隊に行って、その救急飛行隊隊長ともお会いして、いろんな協議をしたりして、話し合いをしているんですけど、そうした知事からの派遣要請への関係等で時間のロスが出てくると。「何でもっと早く出来ないの」と言っても、通用しない部分が多々ありまして、本当に申し訳ないと思っておりますが、村が直接行動をとれるものではありませんから、その辺は自衛隊にも強くも申しあげられませんが、いろんな地域の派遣ヘリが現地に到着するまでもいろんな問題があるということだけはご理解を頂きたいと思います。

私たちも出来る限り早くしようという努力はしておりますが、先ほどその事例を出された、「病院が決まっていないから」という、それはちょっとおかしい話で、それは日赤病院に運ばないことですね、それはちょっとおかしいことじゃないかなと。そこで対応が出来なければ、日赤病院で応急措置をして、他の病院に運ぶ手立てがあるんじゃないかと私はそう思っておりますけれども、そこらについては、事務的な観点もありますので、後で聞いてみたいと思います。終わります。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

質問の中でも申し上げましたとおり、このドクターヘリの運用開始というのは本当に村民にとって、医療環境の充実に向けての期待できる、期待するものですので、実際運用開始までの期間の間で、今様々問題点もありましたので、そういうものをひとつでもクリアして、これまで以上に迅速な急患対応が出来るかたちの体制作りに向けて、村としても頑張っていたいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議員がおっしゃるとおり、これは本当に住民の生命を守るひとつの手段でありますので、最善の努力をして参りたいと言うことを申し上げて、答弁にさせていただきます。

○議長（日高通君）

これで永田和彦君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

審議途中でありますけれども、5分間休憩致します、

3時50分にお集まりください。

休憩 15時45分

再開 15時50分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第7 報告第12号 特定離島ふるさとおこし推進事業、元浦港防波堤整備の
工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについて

○議長（日高通君）

日程第7、報告第12号、特定離島ふるさとおこし推進事業、元浦港防波堤整備の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第12号についてご説明を申し上げます。

本案は専決処分の承認を求めることについてでございますが、元浦港防波堤整備工事の工事請負契約を専決処分にして締結したものでございます。

元浦港の防波堤整備工事につきましては、冬季の風浪期間の海上工事となることから、作業休止期間を考慮しまして、標準工期より長めの工期で120日間を確保したい為に、早期の契約締結が必要であることから、地方自治法第179条の第1項の規定によって、専決処分により、やるものでありまして、同第3項の規定により、これを報告し、承認を頂くというものであります。

契約の相手方につきましては、丸福建設会社・谷口明広で、契約金額は5082万円で、平成22年10月22日建設工事請負契約を締結したものでございます。

工事内容と致しましては、元浦港の船溜まりに防波堤施設を幅10m、延長10mを整備するものでございまして、詳細につきましては、別に図面等を添付致しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

簡単ですけれども、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

元浦港の改修でありますけれども、今回の契約で初めてかわった業者が、元浦港の工事を請けておりますけれども、先般の県の海上談合処分の問題は皆さんもご承知かと思うんですけれども、本村においても、9社が11月の10日ですか、指名停止を行ったと言う村長の行政報告がありましたけれども、今回の入札は何社指名を行って、結果表はちょっとないんですけれども、出来れば後で結果表12号、13号の結果表がすぐ準備が出来れば、準備をお願いしたいと思いますので、どういう何社の指名だったのか、その辺の入札の方法ですね。の、報告を求めます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今ここに、手持ちの資料がございませんので、その結果表をもとにして。また資料を提出させていただきます。

○議長（日高通君）

只今、資料請求を行っておりますので、しばらくお待ちください。

他に質疑があれば。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この写真で現場を見る限り、ここへビットが2つあり、防舷材がついておりますが、これは船溜まりの元浦港の船溜まりの静穏度を高める為に、ここを伸ばしているんだというふうに理解しているんですが、ここはビットと防舷材があるというのは、どういうかたちで使われているのかというのが一点。

それから、村長の説明ですと、こちらは西向きだということで、冬季天候が荒れる。そういう中で工期が120日必要だということなんですが、これだと上部工の上をかさ上げすることであれば、さほど120日間というのが必要なかどうかというのが考えたりもするんですが、その点についてはどのように考えているか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まずそのビットと係船柱のことでございますけれども、今、議員の指摘もございましたことについて、これは今お配りしている平面図の右側のほうと、左下のことを指して言っていると思います。右側のほうの写真の下に断面図がございます。断面図は正反対です。ここにパラペットが右側についていますけど、このパラペット部が港外側になります。パラペットが右側にきますので、図面の関係上パラペット部を逆にして、港外側になります。

ここにも船をやっぱり、左のほうを見ていただければいいと思いますけど、ここにもちょうど見えますかね。丸印をしているんですけど、ここがちょうどビットと係船柱のところが、港内側になりますので、その為にここにビットと係船柱をつけているわけです。ここでやっぱり物を上げたりとか、降ろしたりする計画でありますので。

もちろん座りますよ。ここにもう一巻ここに座ります。ピンク色で塗っているこれが座ります。それでここにはまだパラペットがございません。今の写真のこれでは。だからパラペットは20mになります。今回新しいのをすえるのは10m。前年度のやつはパラペットだけ10m。今度のやつはパラペットも含めて10mになります。

ここに10m部分がちょうど今右側の写真の上の前に10m分出ています。上、上のほうが。ちょうど今写真の反対側が変わったやつがですね。

それで、この丁度コンクリートの右の上の写真ですけど、奥の壁のところは階段の横のほうが荒くなっていますので、荒くなっているここにパラペットが来ます。その為にわざとここを切り込んでいるというか、すえつける為に。というか、転倒しない為に輪切りをしている。

この階段の所はあれしませんよ。階段の所は階段をはずしませんよ。このままです。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私も実際、この元浦港へ何回か入って、この現場はある程度は把握しているんですが、何故この根っこにはウインチがついているんだと思うんですが、その中で何で船溜まりがここにあって、物揚場があるのに、何故ここにこれを作らなきゃいけないのか。階段とピットをつけてですね、こっちから荷物を降ろさないといけないという、そこら辺がなぜこういうかたちのものが必要なのかなという、少し不思議に思うんですが、その点については地元としてはどの様にこれを活用、使おうということなのか、その点を伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

これは地元からの要望で、ここで荷物を降ろしたりするからここに付けてくれということで、これはつけてあります。はい。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

物を上げたり降ろしたりする為に、この広い物揚場を作っているんですよね。ここを使わずにしかも静穏度がここが一番高い所ですよ。静穏度そのものがね。何故静穏度の一番入り口の一番悪い所に、わざわざこれを作らなきゃならないのか。不思議でならないと思いますが、ただ要望があったからということで、特別な何か理由があるはずなんです。そこら辺が少し理解に苦しむところがあるんですが。

それともう一点、あそこへ出入りするのに、これが延びる前でも、少し慣れないせいなのか、港へ船溜まりに入るときに漁船で、幅そのものに不安を感じたんですが、出入り口に。これで、これが完成した場合に、実質的には入り口は何十メートルになるか伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今の計画の時点では10m以上は取れるということでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この諏訪之瀬島は船溜まりそのものが、元浦港と切石港と2カ所ありますよね。過去にも質問した経緯があるんですが、船の隻数が何倍であって、こっちに入りきらんから元浦へ、元浦と両方造るかということそうではないと。港の条件上、非常に元浦が良かったり、それから切石が良かったりということで、2つ設置するんだというような事情から、船溜まりを2つ造ると。

また、一昨年ですか、船揚施設を切石港のほうへ造りましたよ。そうすると、何かあって船を揚げないかんというときには、もちろんこの元浦港ではデリックを使ってでしか揚げることはできない。車路は使えないという事態になるんですが、そういうときに、元浦から切石のほうへ移動せんといかん。そういう事態も発生して来るんだという思いがするんですが、今の状況からだ、元浦港のほうへわざわざ巻き上げ施設を造った。切石港ですか。そうした場合には、元浦港の船揚施設そのものは、地元としては今後とも向こうへ回れない船はこっちで引き上げるんだというようなかたちで必要だというふうに理解しているのかどうか。

それともう一点、過去において、風の当たり方によって、船が転覆した。繋いでおって遭難した経緯がありますよね。ご存じないですか。

この元浦港に関しては、何らかの強い風があたって、船が、漁船が繋いでおって転覆した経緯があるんですが、そこら辺の対応策と申しますか、今現在どのようなかたちでしているのかな、その原因あたりはどこまで追究されているのかなという思いもするんですが、その辺については。課長知らないみたいな話なんですが、対応策と申しますか、その原因あたりは、どのように考えているか、伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今左上の写真を見ていただければ分かると思います。21年度実績分というところの、ちょうど年度の下あたり。ここが基部なんですけど、降りてきた所からずっと元浦に行くところなんですけど。ここが前ですね。消波が足りなくて、それから、またこの背後のコンクリートが低くて、ここの基部を、千掘されている、ここの船溜まりにいっぱい石とかそういうのが入って、その時に多分その船はやられたんじゃないかと思います。それで今のところは、消波とか、それから基部のほうも全部かさ上げしまして、越波しないようなかたちに今はもってきている、これは21年度のたしか事業でやったと思います。延長を1年延ばすのをやめて、基部を整備しようということで、確かやっただ。

で、先ほどもその巻揚げの件でございます。こちらのほうは元浦のほうは、ご指摘の通り、大きな漁船は揚げることはできませんので、小型船を主に揚げるようなかたちになって、大きな船は切石のほうに回って揚げるというかたちです。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

このパラペットの部分が通常とは逆になっているのは、これは何か意味があるんですか。例えば、西側のほうは傾斜がついて、内向側が直になっていますよね。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今この図面のこのパラペットのほう、こちらが港外側です。港外側。そして、上の写真を見たとき、左側のほうが港外側です。だからこの図面が真反対です。このまま据え付けるんじゃないで。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

この図面は逆というのは分かっていますよ。港外側がなんで斜めになっているのかということです。私が伺っているのは。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの質問でございますけど、これは私の私的な、私が設計したわけじゃないんですけど、私的なあれですけど、これは設計の段階でもってのその安定計算とか、背後地に全然この場合は背後地、手前のほうに消波ブロックとか積みませんので、もう直になりますので、消波ブロックのそれを据え付けるタイプじゃないからこういうかたちになったのではないかと思います。波浪計算とかそういうので設計の断面を計算致しますので。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

9社の指名で4社が辞退という結果でありますけれども、最近ですね。入札のあり方が問われているんですけれども、辞退という結果があって、不調といういろんな入札においてもあるんですけど、先般の県の海上談合の排除命令を受けた31社ですか、行っておりますけれども、こういう結果がですね、今回の入札に与えた影響があるのかないのかを説明願います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ちょっと私のほうでは、どういう答弁をすればいいのか、ちょっと意味がわかりません。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

先般の海上工事談合です。県内 31 社の業者が排除処分等で、11 月 10 日にですね。決定を、指名の停止を行っておりますけれども、こういう影響がですね、この事態とかですね、今回の入札に与えた影響がいくらかは、私はあるだろうと考えておるんですよね。この設計単価より、少ない金額で落札されているわけですが、以前においてはですね、大変本村の指名業者においても、そういう業者間の優先順位等もあったと私は思っております。

というのは、うちの工事に入りたくても、入れない業者も多かったんですね。ですから、今回の排除命令がですね、今後本村に与える影響はどういうものが考えられるのか、そして今後の入札のあり方ですね、電子入札に切り替えていくという方向になると思うんですが、今回 9 社の本村においても 3 か月間の指名停止を行っておりますけれども、指名停止をするだけで入札のあり方の検証を行っているのかですね、そういう県が指摘があったようにですね、公正取引委員会とか独占禁止法に触れるような入札がなかったのかどうかね。指名委員会等もありますけれども、そういう中で議論がされて、今回の停止に踏み切ったのか、そこら辺の答弁を願いたい。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

今回の辞退が、公取の排除命令に起因するのかわかりません。ただ、辞退の理由としては、諸般の事情によりとか、あるいは現場管理の配置が難しいというようなことでですね。辞退届けが出ております。したがって、私どもからその排除命令があったから、こうとかいうような推測は、ちょっとしているところではありません。

それから、今後このことがですね、我が村の行く末でどう反映するかということですが、これは一村がですね、我々だけで、この問題を解決するという話ではありません。ただ、今、世の中の体制としてはいろいろと自由競争でですね。いろんな指名競争入札から出していくようなことになっておりますけど、そうなった場合にも、いろんなその入札を行う体制がですね、ものすごい人員を要するとかですね、いろんな問題が出てきますので、その辺はですね、県下の動きだとか、あるいは私たちの今の執行体制とか、そういうものを勘案しながらですね、今後検討していかなくちゃならない。我々が率先して、最先端でこの問題を解決していこうと、あるいは何かを考えていこうと言うには、あまりにも問題が大きいと思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

皆さん方に聞いても本音は絶対言いませんので、そういうことは言いませんけれども、この 3 年間の入札の実績の資料を頂戴しております。これをずっとですね、めくってもらいますと、上位に必ずこれまで本村の入札を落札業者の頭が、必ず上がっていますよね。これは本村の長い歴史の結果なんですよ。今考えますと。以前から私は議員になる以前から何でだろうと。99%はこの二業者、あるいはあとの二業者くらいですね。4 社ぐらいが、4 社がずっと何十年間ですね。港湾工事の落札を行ってきたんです。原因があるんです。これはですね、プラントをですね、一業者に独占をさせた行政の、行政なんです。一業者にプラントを造らせた。2 業者おりますけど、1 番に私が思っていることを、本音を言います。プラントをですね、以前に村で建設して、生コンを第 3 セクターで売り込むという発想がなかったんですよ。何十年來からですね。そういうことがあれば、いろんな業者が入れたんです。ただ、生コンが自分のところで、作れんが為に、高い入札単価を村は払い続けてきたんですよ。そういう競争意識があれば、もう少し安くで港湾工事の商品を買い取ることが出来たんですよ。商品を村が買うわけですからね。業者にお金を出してですね。

ですから、今後ですね。こういう問題が発生した以上は、何とか改善策はないのかですね、村のほうとしても検討をする余地があるんじゃないかと私は思っております。ですから、ただこの99%ってですよ、もうずっとですよ。ですから、こういうことが独占禁止法に本当に触れないんですかと言いたいんですよ。私は。

だから、他の地域ではありえない現象が起こっているんですよ。港湾工事、他のこともありますけど、今回は港湾工事の中身でしか見ていないですけども、指名業者は12社ですかね。だいたい港湾工事は何社いるんですか。説明してください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

通常は12社でございます。

5000万以上に対しては12社です。

○議長（日高通君）

日高助廣君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許します。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

その入札制度というのはですね、得てして、この、万が一ですよ、談合と言うものがあつた場合ですよ、村に対しての損失も被るんです。こういうあつてはならない現象が、県下でもあちこちで起つたという事態がですね、非常に反社会的な行為であるということで、業者の皆さんに言わせれば、談合がないと飯が食えないんですよと言いますよ。皆さん方は、分からないけれども、我々はある何社かの業者から聞いていますけど、そういう、やっぱり古い体質の入札制度を本村も排除して、今後はどうあるべきかを指名委員会等、そしてまた、村のトップである村長がですね、どういう方向とするんだと。例えば、吉留さんのプラントを3島は買い取りましょうと。で、村の皆さんに雇用対策で、生コンを販売しましょうと言う、そういう発想も大事じゃないかなと思うんですけども。最後にそういう村長の答弁をお願いします。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

プラントのことをですね、今そういうことを言うべきことではないと僕は思います。もう30年前からやっていることなんですから、これは今の我々の責任ではないと。

ですから、それはもう過去の人たちがやってきたことですから、今になってこれを村で引き取れとか、その例えば、吉留、あるいは住友がですね、もう自分たちが撤退するから買い取ってくれと、そういう話があればこれはまた別だと思えます。だけど、こっちから過去にやったその経緯もいろいろあるだろうと思えますが、そういうもので、「村がそれをするからお前たちは撤退せい」とそういうことは出来ないと思っておりますが、また、その談合の関係についても、きちんとした証拠がない。これはたまたま国の組織が県工事に対して、検査をやってそういう情報を察知して、検査したんだと思うんですけど、そういうもので判明して、そこが通告をやった。

そういうようなことですので、村の事業についても談合がなされていないと言う補償はありません。それは確かに県工事であつたわけですから、こっちもあつたというふうに見たほうがよかろうと思いますけれども、そのれっきとした証拠がありませんが、我々は県に準じて指名停止をしようと、そういういわゆる罰は与えると、こういうことをやったわけですので、プラントとの関係については、ちょっと今の段階では、我々がそれを吉留あるいは住友によこせと言うようなことはできない。そう思っています。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

入札制度の関係ですけど、うちの契約規則の中では基本的に一般競争入札という制度で入札しなさいということになっています。ところが一般競争入札を導入した場合には、専属の担当課を置かないといけないということで、鹿児島県を含めて鹿児島市あたりはそういったかたちで取り組んでいるんじゃないかと思えます。

ちなみに、職員の数にある程度余力の有る、そういう知識をもっている職員を抱えることが出来るところは一般競争入札制度を今導入しているということになっておりますけれども、この談合防止には一般競争入札が一番いいんじゃないかと言われてます。それから、最近では県のほうは総合評価方式ということで、必ずしも最低額を受注したものが契約をすると言うものじゃなくて、総合的に、例えば普段のボランティアの状況はどうなのかとか、雇用状況はどうなのかということ等を見極めた上で、評点数の中で決めるということ等も鹿児島県は取り組んでいる状況です。

全国の中でも都道府県ではそういう総合評価方式ということ等が進んでおりますけれども、市町村、小さな規模の市町村についてはなかなかそこまでの導入は難しいと言うようなこともあって、それに変わるものということは何ですけれども、電子入札制度はどうなんだろうかということで、県をはじめ、県内の43市町村の中で平成16年からこの電子入札制度の導入に踏み切ろうということ等で、本村もこの4月から試行的に取り組んでいる状況です。

これによって、どの程度議員が指摘の通り、そういう疑わしいこと等の契約行為が排除できるかと言うのは、なかなか目に見えたかたちでできるものではないんじゃないかということは考えております。

それから、もう一点ですけど、最初の中でご指摘のあったとおり、この今回の入札調書を見る限りの中で、辞退というケースがかなり目についてきています。

これは昨年の今時期ぐらいから、指名しても技術者がいない。あるいは事業量とその事業の予算の額が合わないということを含めて、辞退ということがありまして、今回は特にこの夏以降ひどくなってきているのが事実です。

そこで、よく言われますのが、地元のほうにプラントというコンクリートを調達するそういうもの等をもっていないということも確かにある業者から私も聞いたことがございます。だからといって、議員が言われるように、プラントを第3セクみたいなかたちで村が抱えてしまうと、ご承知の通り第3セクターがことごとくつぶれて、その当該自治体の財政悪化に導いてるということ等をよく聞きます。

だから、考え方は良いんですけれども、実態として第三セクを持ち込んだときに村の財政が果たして持てるのかということ等を考えたときに、まず無理だと思います。今後においては公共事業そのものは年を追うごとに減少していくだろうという気が致します。

ちなみにこの港につきましても、今議案として出ております元浦港につきましても、あと1～2年、24年度でおそらく終了するだろうということ等を考えれば、村の公共事業のことを考えたときもプラントを村が維持することはなかなか無理じゃないかなということをお判断しております。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

村長と総務課長、副村長の答弁は、理解はまあ出来るんですよ。理解は出来るんですけど、長い歴史ですよ、村の責任としてですね、こういう現在の結果を招いたという反省も行っていきたい。こういう自治体は他の地域でないですよ。ハッキリ言ってね。有り得ないことですよ。有り得ないことを当然でやっているわけですから。こういう事態もあるわけですよ。あなた方のおっしゃることは十分私も理解は出来るんです。業者の財産ですから、いまさらどうのこうのと言うのは出来ないかもしれない。けれども、歴史の中でですね、そういう事態を招いた村の責任というものも感じてほしい。

村長を責めません。長い歴代の議会、村長も、いっぱいいらっしゃいましたけれども、こういう結果を招いたことに対して、私は強い憤りを感じているわけでありまして、今後もこのようなプラントをもった業者が優先的に工事を受注するんですよ。こういうことが永遠と続くんですよ。これで本当に良いのかなと私は思っているんですけども、そこら辺の村の財産ですからね。港湾工事で莫大な損害が出ないような入札のシステムを作り上げてもらいたいと考えております。以上です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ご指摘の通りだと思いますけれども、プラントについてはそれなりのまた村は固定資産というものもっておりますので、みすみすその無駄ということではありません。ただ、今の段階で入札の段階で、そうしたプラントをもっているものが有利だということは確かにあります。けれど、これから入札しても談合が出来ないような方策、それはやっぱり考えていかなければいけないと、そういうふうに思っております。

ので、ですから先程来申し上げておりますように、入札の方法も電子入札に切り替えたりしております。そういうようなことで、これから経過も見なければいけない、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

経済課長、もう一回ちょっと説明してもらいたいんだけど、今、総務課長も23年までですか、この事業がね。24年？ということだったんだけど、最終のさっき6番議員が聞いたときに、この図面で示されているピンクの部分が22年となっていますよね。それ以降のやつはどういう計画になっているのか。そして最終的なかたちというのがちょっと浮かばないんですよ。それで私は非常にこの諏訪之瀬島は恵まれた島だと思っているんですよ。二つも船溜まりをもつ。もちろん本船が着けるのもそうですけどね。

片一方では、明日船が着くのかなとか、船舶にしろ、住民にしろですよ。小宝島。この間も、昨年議会でもそのことを言ったら、本件と違うと言うことで話が出来なかったんですけどもね。片一方では「そんなに必要なのかよ」と思うんですよ。それで今言う、22年の計画ですか、ピンクの部分。10m、入り口が10mぐらいあるそうなんです、そこまで必要なのか。先だっの質問に対しては、災害だと、災害の有る島なので、そういうものを整備したいんだという、たぶん、あれだったように記憶しているんですが、それにしてもね、本当にかたやですよ。波をかぶって綱とりをしている。かたや二つも船溜まり、どっちでもどうぞというね。私の所もそうですけど、確か平成8年、私の記憶ですけども、宝島の宝島港、もうそちらにいらっしゃる方は承知していると思いますが、沖防があり、反対側もする計画だったと思うんですよ。それから、中之島の七つ山。これも当時の村長が、将来これは金がなくなると。もう船が着けばいいんじゃないかということで私たちはもと島の出身の議員と話を聞いて、他の島は大変なんだということで、私たちは住民もそのことを言わないで、船を着くということを前提に諦めたんですよ。

ところがかたやでは未だに延々とまだ3年も4年も続くと。最終的なアレは、目的もそうですけどもね。今6番議員からも下船の云々の話もありましたが、もう少し詳しく教えてください。

○議長（日高通君）

本日の会議時間は審議の都合によって、あらかじめ延長します。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの総務課長が言われた24年と言うのは、改良、国庫補助事業の件で、今ここに出ているのは22年度で終わりです。

この改良事業の延長の20メートル伸びたのは24年で終わりだということでそういうふうに説明したと思います。今写真でしている21年度実績分という左肩にございますね。その右肩のほうに点線としまが停まって、その先端。ここが点線になっております。これが24年度までに完成するということでございます。

来年度23年度ケーソンを据え付けまして、24年で上部工で打って完了ということでございます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君

○5番（平田傳義君）

このピンクの部分、船溜まりの。ピンクの部分は関係ないということですか。22と書いてあるのは、違うの？

この部分じゃないでしょ。今の。この写真の分ですか。これは。黄色じゃないの？黄色でしょう。よくわからないんだけど、じゃあとにかくここは、これで終わりと。

もうひとつはさっき言ったのは、反対側だということですね。分かりました。

これは、24年？これも一応計画のうち？最終計画ですね。さっきもちょうど申し上げましたが、私のちょっとアレもあったかもしれませんが、まあ、また他の何ですか、一般のほうでも聞こうかと思ってるんですけどもね。小宝島のあれもこの間見ていただいたということですので、また感想をその時間聞きます。以上で終わります。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第7、報告第12号、特定離島ふるさとおこし推進事業、元浦港防波堤整備の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。
したがって、日程第7、報告第12号、特定離島ふるさとおこし推進事業、元浦港防波堤整備の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定致しました。
審議途中でありますけれども、これより5分間休憩致します。
4時55分にお集まりください。

休憩 16時50分
再開 16時55分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第8 報告第13号 特定離島ふるさとおこし推進事業、南之浜港船揚場整備工事（1工区）の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第8、報告第13号、特定離島ふるさとおこし推進事業、南之浜港船揚場整備工事（1工区）の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第13号についてご説明を申し上げます。
本案は専決処分の承認を求めることについてでございますが、南之浜港船揚場整備工事（1工区）の工事請負契約を専決処分にて締結したものであります。
本事業につきましては、2工区の軌条施設と同一施工となることから、2工区の施工中は工事中止期間が生じます。したがって、期限内完成には120日間以上は確保したい為に、早期の契約締結が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をしたものでありまして、同条第3項の規定により、これを報告し、承認をお願いするものであります。

契約の相手方は、吉留建設株式会社・岩崎敏郎で、契約金額は5670万円で、平成22年10月22日、建設工事請負契約を締結したものであります。

工事の内容と致しましては、南之浜港の西側船溜まりに船揚場施設、マイナス2.0メートルを延長、46.9メートル、幅員が10メートルを整備するものであります。

詳細につきましては、図面等が配布されていると思いますので、資料として参考にしていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君

○6番（用澤満男君）

南之浜港の本案件に関しては、住民が、特に漁業をする人たちにとっては、漁業の安全操業ということもふまえて期待していたということで、非常に喜んでいる次第であります。

本案件に関しての1工区ということで、この中身についての資料がありませんので、議長を通して資料の提出をお願い致します。コンクリートのボリュームから、についての資料がありませんので、それを求めたいと思います。

あとの計画、2工区に移って、どのような形をするのか、その点について説明を求めたいと思います。

それからもう一点、1工区の部類に入るのか、2工区の部類に入るのか、1工区のボリュームとかそういうのがわかりませんので、なんとも言えませんが、まだ地元との協議がうまくいっていないところがある中にも関わらず、10月22日ということで、専決処分されている訳ですが、施工をしていく中で変更も可能なのかどうか。工事の中身をですね。その点について、どのようなことになっているのか、その点についても伺いたい。なんか先ほどの、指名停止の問題があつて、こんなに早くしたのかなと、逆に変な疑いをもってしまうと。地元としてはまだこの件に関しては、まだ納得していない協議事項がそこに残されている。それにも関わらずこんな感じで専決処分しているのはどうなのかなという思いがしますので、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

まず用澤議員より只今要求がありました資料提出を早急に願いたいと思います。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この事業は先ほど村長の説明がありました、軌条施設と同一施工となることからですね、この軌条施設というのが、ポートワインダーという施設なんですけど、これはそのものをポートワインダーそのものを工場で作らなくてはいけないものですから、この間にここの南之浜港のほうの工事をして、だいたいこれが施工そのものが10日から2週間程度で現地工事ができるということでございますので、その間に、ここの南之浜港のほうの基礎と言いますかね。巻き上げる施設を施工しようかと思っています。

またここのほうは船の出入りの際に、工事を中止になったりとか、そういう工事が一時中断したりとか、そういうことも出てくるかと思えます。ここはとしまの出入りの際は中断せんないかんですから、ある程度の工事の期間は取らなければいけないということで専決処分によって契約したわけでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私の地域では、もちろん雇用創出も含めて、一年間ここ4月からスタートしてから、この間の10月の議会までは、公共事業ひとつも無い、発注もしていない。ということで、急ぐようにと、急いで雇用創出も含めて、やるべきではないかという話をしている状況の中で、こういうかたちで専決処分が行われた。実質地元においては何一つ動いていない。工事そのものがね。早く発注はしたんだが、専決したんだが何も動いていないということがひとつ。その中で、1工区の中で、まだ資料がきていませんでわかりませんが、その船を引き上げる為の、その現場から申し上げますと、風で吹き寄せられたときの対応策をとる為のコンクリートの構造物が必要になるという話をしているんですが、それすらも具体的にどういうふうになったのかも、地元の説明がない。このままじゃ駄目だと言うことで地元と話をしているんです。

そこら辺の協議がちゃんとついていない、話し合いが出来ていない。そういう状況の中でして、果たして、せっかくお金をこれだけ投資するのに、それで大丈夫なのかよということを懸念しているんですね。そこら辺がどのようになっているのか、途中でも変更が出来るのかどうか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、この設計金額そのものというのは、先ほど皆様にお示ししました5750万で、今この5670万で落札しております。この金額がだいたい80万程度差がございます。この間ではまた変更増は考えられるかと思えます。

10月22日契約をしまして、その後まだ着工していないと言うことでございますけど、お手元のほうにはその資料は揃っていませんけど、この工事の中身そのものというのが、異形ブロックの製作とか、張りブロックの製作、こういうのがございます。

これは鹿児島島のほうで製作しまして、こちらへ運んでくる段取りをもう既にしている。この頃から既に工事そのものは着工している状態でございます。

○議長（日高通君）

只今資料の準備をしておりますので、しばらく休憩致します。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほど6番議員からありました、その変更について、それから、なぜまだ着工していないとか言う件につきまして、それから地元との話し合いがまだちょうど入り口のところが済んでいないということを担当者のほうに説明させます。

○議長（日高通君）

地域整備室室長、上村君。

○地域整備室室長（上村晋一君）

まず先に着工についてでございますけれども、こちらのほう10月の20日過ぎに発注を致しまして、それでこちらのほうで先に10月下旬、現地のほうにおきましては着工前測量という格好で、一応、現地の方に一旦、業者の方は測量に行っております。そこで、現地調査をした結果、再度コンサルのほうに、またその結果を流しまして、若干、設計変更の中身、今、そちらのほうにお示ししました資料に基づきます、度量の変更でありますとか、そういった部分の作業を行ったところでございます。

それで、あとその現地のほうの着工が遅れていると、確かにおっしゃるとおりかと思えますけれども、今これは今月の末と言いますか、来月の頭ぐらいは現地のほうに入って、実際どこをしようというふうに現場のほうから聞いてはおります。それで、あとその今現在、地元との調整ということで、今ご質問があったかと思えますけれども、実をいいますと、先週じゃなかった、間違えました。今週の月曜日でした。自治会長さんのほうから見られまして、提案事項を頂きました。それがまあ、一応、角度を何度くらいふってくれとか、それとあと側壁側に新たに壁を設けてくれ、その壁の位置はここがいいか、ここがいいかと、一応3箇所ほど要望を頂きまして、それで何分にも波浪の影響を受ける所でございます。

それで今現在、側壁を設けるにしましても、波浪の把握計算を致しまして、それに伴って、側壁の厚さ、そういった部分を今現在コンサルのほうに流して検討中でございます。

それで一応この件につきましては、地元の意向が強いというふうにこちらのほうも認識しておりますので、設計の工事の中で随時変更の指示を行って変えていこうかと考えております。

それとあと、ブロックの製作に関しましてですけど、設計上では現地製作ということで計上はしてございます。ただし、業者の方では、鹿児島港で造ったほうがいいとか、もしくは現地のほうで造る場所が無いということで、鹿児島港のほうで造らせてくれないかと提案がきてはいますけど、今うちが私ども地域整備室としては、現地で造ったほうがその分地域雇用にも繋がるので、どうかして地元で造ってもらえないか。その場所については少しずつでも確保して、その出来た都度、据え付けていけば良いのではないかというふうに、業者のほうには打診をしているところです。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

今自治会長から申し入れがあったと話がありましたが、あったんですが、それは地域の代表として認めて話をするのか。あるいは地域でそれを持ち帰って協議をして、その工事の変更なりするのか。その点についてどのように考えているかというのを1点伺いたい。

それともうひとつ、その流れとして、ブロック製作についても、地元ということで非常に有難い。場所に対して無いと言う話なんですけど、それに関しては、先ほど休憩時間にちょっと話したんですが、東之浜の道路のコンクリートの破片を置こうとしている牧場の中に、それを置くよりはコンクリートブロック作成の為に使ったほうがもっと地域の為に良いだろうと、そんな思いがするんです。だから、場所的には提供そのものは問題ないんじゃないのかなとそんな思いがします。

そういう面では是非、ブロック製作についても地元で製作するように進めて頂きたい。

ただあと、先ほど申しあげましたコンクリート壁、それをなんと申しますか、船を揚げる施設そのものが左右に調整できるという中で、そのコンクリート壁を造ることによって、広がらないとか、そういう若干課長から話があったんだけど、そのコンクリート壁を造った場合に、それには支障なくコンクリート壁を間隔をおいてね、造れば、別段問題は無いんじゃないかという思いがするんですよ。

それと、地元では風速、あそこだと南東の風は、南の風のときには、17メートルそこそこはしょっちゅう吹いていますからね。その中で作業をするわけですから、だからそういうことを前提に安全対策、その為にそのコンクリート壁が必要なんだという話なんです。それは。だからそこら辺は、もちろん予算的な面もあるでしょう。

この例えば、あなたが今、資料を提出しているこのイメージの図の中で、これは何なのということ。コンクリートのこれね。幅が何メートルで、高さがいくらなのか、そういうのも具体的にもう出してるの？この中に書いてあるの？出してない？じゃあ、これも変更していくということで考えていいのかな。了解。

じゃあその今からやっていく中で、もう少しまた地元と協議はするということで捉えていいんですね。

じゃあ。その協議の仕方はどのようにして協議するのかな？その点についても伺いたい。

○議長（日高通君）

地域整備室長、上村君。

○地域整備室室長（上村晋一君）

只今の質問がございましたことについてお答え致します。

まず地元の意見の反映の仕方としましては、一応地元のほうから相談と言いますか、要望があったということで、手前どももまた一応再度地元に行って、こちらのほうからも提案と言いますか、これで良いかという確認を取りたいと思っております。

それで、先日自治会長さんが来られたときには、壁を今こちらのイメージ図には示してございませんけれども、その右側につけたほうがいい、左側につけたほうがいい、一応その2つくらい案が分かれました。そこらへんにつきましては、地元の関係者各位の意見を聞こうと思っております。その為には、こちらのほうも図面と言うか、絵で示したほうが良いだろうということで、今その図面のほうを書いている途中でございます。12月の上旬を目途に現状を伺おうかと、今その図案が出来上がり次第ですけれども、手前どもは取り組んでおりました。

あくまでも地元のほうの使い勝手を優先させようと考えておりますので、その点はご了解ください。

あとのそのブロックの製作につきましてですけども、一応自分が考えているのは製作に関しましては場所が無いという意見がございましたけど、極端な話をいいますと、防波堤の上、南之浜港の一番先端側、防波堤の上でも別にあるんじゃないかなろうかと。もしくは無かった場合には、手前側のほうで造って、一旦防波堤の上のほうに仮置きをする。以前災害等で若干長期にわたり置いた経緯もあったと思いますけれど

も、造る場所は少なくともいいんですが、要は一旦置く場所ですね。だけでも確保できればだいたい製作できるんじゃないかというふうに自分のほうでふんでおりました。

それと、壁を造った場合に支障があるのかということでしたけれども、若干圧迫感はあるかとは思いますが。ただし、当然、車路の幅員全体にかかるわけではございません。あくまでも、その両サイドのほうに造られる壁ですので、この圧迫感、恐怖感があります。あともし、事故等、その台車といいますか、車両が若干故障して、船が転倒したりとかした際に、逆に壁があったほうが被害が大きくなる可能性も無きにしても非ずでございますけれども、そういうことは多分有り得ないとは思っておりますので、壁を作ることに関しましてはさほど支障はないんじゃないかろうかとは思っております。

それとあと、張り出したコンクリートの寸法につきましてでございますけれども、あくまでも張り出したコンクリート、今これは先ほど議員さんから話がありました、船がたたきつけられるのを避けるためにここに付けようと考えております。一応、そちらのほうの張り出し部分に船を一旦寄せてもらいまして、その後に車路のほうに浸入していく形態をとろうかと思っております。

それでこの高さにつきましては、対岸側でございます物揚場がプラス3メートルですね。の、高さだけは決めております。今現在、道路で使っておりますのは、プラス4メートルの高さですので、1メートルの高低差が出ます。この下の段には階段で降りる格好で考えております。延長につきましては、あくまでも既存の防波堤といいますか、道路兼用の防波堤から、あくまでも車両の壁となりうる所まで、だいたい今、角度によって本当に変わってくるんですけど、だいたい8メートルから6メートル以内の中で多分おさまるんじゃないかろうかと思っております。以上です。

○議長（日高通君）

用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

只今説明のあったことは、私も初めて伺っております。地元と協議する中に、そういうところまで具体的に話をして、本来であればですね。その地元の意見を重視するのであれば。そして、このイメージのこういうやつも持ってね。それでやっていただきたい。でなければ知らない。

例えば今度は、自治会長とは私とは話をして、どうかという話はしたんですよ。ただ皆に諮っていないだけなんです。だから、そういうことも含めて、うのみにしないでね。私が言ったことだけの問題でもないし、自治会長の言うことだけでの問題でもないし、地元へ行って、そういう協議をした上で最終決定していただきたいというふうに思います。

12月の中そこらということで、そういうふうに地元に戻って話を通します。ただし来るときには事前にきちんと出張所を通して、話を通すようにしていただきたいと思います。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

本件の件で一件だけ質問を行います。

港湾工事におきましては、地元に着る金額が殆んどないんですよ。あっても人件費くらいですね。今回、ブロックの製作が相当数入っておりますけれども、これはですね、やっぱり地元の雇用対策としてですね、地元の皆さんに人件費として渡して欲しいと私は考えておりますけれども、その辺の意向を答弁をお願いします。

もう一件、先程の案件にありましたけれども、今回の入札の内容が、非常に辞退が多くて、再入札で1社の単独の入札となっておりますけれども、これで成立が出来るのかですね、これが正当性があるのかですね、その辺の見解を答弁願います。

○議長（日高通君）

地域整備室長、上村君。

○地域整備室室長（上村晋一君）

先にブロック製作の件についてお話致します。

ブロック製作につきましては、確かに地元雇用の観点で、村としましても全ての事業がたいがい国庫補

助もしくは県補助の事業を請けさせていただいております。

それで、一応村内で造らせていただけないかと要請はするんですけど、経済比較をした時にだいたい倍違います。正直言いまして、1㎡1万円の単価で、こちらで造って運んだほうが、現地の3万いくら、4万ぐらいの単価で造るよりも、こっちで造って運んだほうがずっと安くあがっちゃうものですから、どうしても経済性を重視されまして、地元施工じゃなくて、こちらで造りなさいというような指導を受けております。

一応今回船揚場とかそういう部分につきましては、ブロック自体の大きさが小さいものですから、一応経済確認したところが、実際同じ位の金額でございました。若干、鹿児島で作ったほうが本当に何百円か安い程度だったんですけども、その何百円という単位だったものですから、地元施工というのを県のほうも認めていただいたという経緯がございます。

一応私どもも今後極力地元施工でということで、声を大にして県、国のほうに要望していきたいと思っております。

それと、国の入札の1社だけの妥当性ということでご質問がありましたけれども、当初1回目の入札ではですね、6社が参加していたと思います。9社中6社が札を入れてきてまして、最初からの辞退は3社と。その後一回目の入札で落札がなかった為に再入札を行ったと。その結果が1社だけが入れてきたということでしたので、今こちらにつきましては一応有効というふうに判断しています。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

ブロックの製作等に関しましては、地元になるべく雇用を生んでほしいと考えておりますので、ぜひ実行をお願いします。この、何回も何回も入札関係の質問なんですけど、実際にですね、結果を見るとですね、業者にも問題があるんですよ。指名業者にもですね。何らかの原因があるんですよ。そこは皆さん方も憶測で分かると思うんですけど、このような入札が今後も有り得るんですよ。今後においても必ずあるんです。今後は。

ですから、こういう執行関係をですね、今後どういうふうにするのが望ましいのか、辞退を繰り返す業者は外してくださいよ、もう。真剣に入札に参加をされていないということなんですからね。辞退ということはですね。でしょう。ですから、そこらへんの今後の対応につきまして、責任者であります副村長の考えをお聞かせ願いたい。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

現行の入札制度の中で、私どもはその入札を行っているわけでありまして、その手続きにとっては瑕疵は無いものと思っております。で、業者が辞退をするかしないかということについては、指名をした後その仕様書を見て、指名した後ですね、指名通知をした後、仕様書を見て辞退すると。仕様書を見て我々は例えばその現地に現場管理人が出せないとか、というような諸々の理由で辞退をされるんだと思います。そのことは、これからのその業者のあり方とか、今度のそのことでの処分を受けて、どういう具合に今後業者が変化していくのか、それは我々はなかなか見定めることはできませんけれども、その辺の流れを見ながら適切な入札の仕方を検討していきたいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この入札の関係で1点だけ伺います。

行政報告の中で、指名停止期間を3カ月で処分を行ったということであるんですが、一律の3カ月とした根拠、例えばこの9社に関しては、県の指名停止期間については、6カ月の指名停止を受けた業者が1社、3カ月の業者が1社、残りは4.5カ月の指名停止の処分を受けています。そういった中で一律3カ月とした根拠、それから3カ月という期間で指名停止を行う根拠を伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

県のほうの指名停止は今議員の言われたとおり、6カ月さらには4.5カ月、3カ月というふうにしてあります。で、4.5カ月、この件を4.5カ月としたというのは、県の要綱上からいけば3カ月なんですけど、この中に、この4.5カ月の何故1.5カ月プラスしたかというのと、2006年ですか、2006年の頃談合のそういう情報がございまして、業者さんに全て県のほうが談合はしませんよというふうにしてそういう契約書を書かせたんです。それでもって、今回談合をしていたというのが分かった為に、1.5カ月の長い罰というか、そういうのを加えたわけでございます。

本村としましては、本村は十島村建設工事と有資格業者の指名停止に関する要綱というのがございます。その中に、指名停止ということで別表の中から、一般工事等に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保すると云々というのがございます。ここの中に期間で3カ月以上6カ月以内とあります。県のほうは前もって調べをして、談合情報に則って、嘘をついたというか、それでもって1.5カ月として、もともとは3カ月だったんですけど、うちのほうも、うちには別にそういう談合表とかそういうものはございませんので、そういう契約書とか書かせておりませんので、それに則って、県が示した3カ月に則って、うちのほうは3カ月というふうにして処分したわけでございます。

これはまたちょっと予測でございまずけど、九州整備局は一律2カ月でございまず。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第8、報告第13号、特定離島ふるさとおこし推進事業、南之浜港船揚場整備工事の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第8、報告第13号、特定離島ふるさとおこし推進事業、南之浜港船揚場整備工事の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

△追加日程第1 議案第66号 十島村地域情報通信基盤施設整備工事請負契約の変更についての件

○議長（日高通君）

追加日程第1、議案第66号、十島村地域情報通信基盤施設整備工事請負契約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第66号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村地域情報通信基盤施設整備工事請負契約の変更の関係でございますが、平成22年3月12日付け議決第27号で原案可決いただきました、十島村地域情報通信基盤施設整備工事請負契約につきましては、1億7902万5000円で、契約を締結してございますが、詳細な現地調査によりまして、アクセスポイントや伝送路などの場所や数量に変更しなければならないことが判明致しまして、精査の上、業者にも価格等の努力をしていただき調整をした結果、今回、375万9000円を増額して、変更後の契約金額を1億8278万4000円にお願いをしようとするものでございます。

変更の内訳につきましては、別途資料に示す通りですが、安定したサービスを提供する為、大きく分けますとアクセスポイント、それから、伝送路、センター施設等の変更となっておりますが、主に次のようなものとなっております。

アクセスポイントにつきましては、当初、村の防災行政無線柱を活用する計画でありましたが、アンテナの重荷に耐えられないことが判明致しましたことから、電波エリアを再調査致しまして、1数量を見直し、当初21箇所設置することとしておりましたものを22箇所設置することとしております。

新設のコンクリート柱につきましては、7箇所計画していたものが12箇所となりまして、数量は増加しておりますが、仕様を変更して単価を抑えるなど、経費の抑制もあわせて考慮しているのと同時に、風雨や地盤、落雷などの災害に対する補強材料を追加致しまして、耐久性の強化にも配慮したものでございます。

アンテナにつきましては、360度アンテナを取り入れまして、当時28台計画していたものを22台で必要なエリアを確保することができました。

伝送路につきましては、アクセスポイントの変更に伴う接続ルートの見直しにより、メディアコンバータが6台追加となっているほか、光ケーブルの延長が419メートル増えているなど、これらの増加に対し資材や工事費が増えておりますが、光ケーブルの新線数の見直しや、機器収納盤の仕様変更、それから接続ルートへの無線LANの採用によりまして、経費の抑制を図っております。

この接続ルートに設置する無線LANにつきましては、安定したサービス提供を図る為、より良い電波品質を確保する為の仕様に変更しております。

本庁に設置するセンター施設につきましては、速やかに故障の発生が告知される警報表示灯と、停電時に重要なサーバを保護する為の機器を追加しております。

加入者装置につきましては、アンテナまでの12本の中継用ポールの設置など、各家庭の形状に対応する為、予想以上に資材が必要となったことや、当初200所帯を計画していたものが、236所帯に増えたこと等によるものを追加しております。

その他、アクセスポイントの変更により、調査費や詳細設計費などが増加しております。これらの変更項目につきましては、総務省への報告協議をしております、ほぼ交付対象事業として認められる見通しでございます。

また工期につきましては、今月30日までとなっておりますが、工事は全て完了しております、加入者装置が設置されている家庭では既に試験的に運用されてご好評を頂いているところでございます。

今後の運用につきましては、本年12月1日から施行される、先の9月議会で議決を得ました、十島村情報通信施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、管理運営していくこととなります。

ご案内のように、住民が利用する際の使用料は3年間は無料、5年目までは2分の1の減免。5年目以降、つまり27年12月1日から月額使用料4000円を徴するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本日、午前中議会運営委員会の中でも若干出、そしてまた議会広報委員会の中で少し議論したわけですが、議会のライブ中継あたりが、各島非常に宜しくないと。各島のアンケートあたりもまとめたやつを見たところ、非常に悪くてイライラすると。途中で帰った人もいるというような話も聞いている中、こういうものを改善する中に、ライブ中継のここまで改善されなかった、することを考えて工事を行うことは出

来なかったのかなという思いもするんですが、中身に対しては、何が原因かわからないという話だけしか今聞いていないんですけど、その調査もちゃんと含めて変更出来なかったのかどうかということ。また今後どのように展開されていくのかなと。このままではいけないという思いもするんですが、改めてまたこういう変更契約を結んで、また歳出を行う必要があるのかどうか。そういうものが出てくるのかどうか、その点についても伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今までも議会中継システム並びにテレビ会議のシステムの映像が乱れる、あるいはその音声途切れるということで、かなりの指摘を受けてきているわけなんですけれども、今回の案件につきましては、それとはちょっと違うんだと思うんですね。今回はあくまでも住民向けのブロードバンドの整備ということになるわけです。

議会中継システム、並びにテレビ会議システムにつきましては、21年度の3月末での事業ということで整備済みになっている状況です。ただ、前回の9月議会の際に、この住民向けのブロードバンドが戸数が増えることによって、テレビ会議あるいは議会中継システムに影響が出るのではないかとこの噂も出ました。

6月時と9月時の容量のほうの調整もしたんですが、なかなか改善されないということ等ありまして、担当のほうはNTTの担当者と呼んで、来月の半ば時期から3月、つまり今年度いっぱいですね、新たに入口出口部分に新たな機器を設けて、そこでその機器を設置することによる映像、音声というものがどうなるのか試験的にやりたいということで、現在つめております。

いずれにしても、せっかく作りました議会のライブ放送にしましても、テレビ会議にしましても、不具合が生じているというのは事実でございますので、何らかの原因究明をしていく必要があるのではないかなと思います。

ただし、これはあくまでもNTT側のほうの協力ということに尽きります。もしどうしてもNTTが先ほど申し上げたかたちで3月までに試験的なかたちで対応できないのであれば、何がしかの事業費を投入して、整備することになっていくのかなというのが、ちょっと気になるところでございます。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

やっとこれで住民向けのブロードバンドサービスが始まるということなんですけど、それで実際にまだ使っている方の中でも、使い勝手が分からずに宝の持ち腐れとかいうことも多分あるかと思うし、使っているうちにだんだんインターネットの便利さというのも分かってくると思うんですが、そうしてくると、今この段階で加入されていない方が、「自分も加入したい」というのが今からやっぱり出てくるような気がするんですが、そのときに加入者が新たにやる場合、また設置工事があるわけですね。その設置工事がある場合に、1件当たり大体いくら位かかるかということがひとつは懸念されると思います。

費用は多分かかると思うんですが、自分なんかが見ていると、島の人たちで、その取り付け工事自体はそんなに物さえあれば出来ないものじゃないような気もするんですが、もしその場合、そういうことが可能なかどうか。機器さえ手には入ればですね。自分たちで設置していいものかどうかとか、そのあたりはどのように考えているかお聞かせください。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この件につきましては、今までの議会、あるいは座談会の中、とにかく申込みだけしてくれということは常々申し上げておったわけですね。それで、10月8日をもって今回の個人向けのブロードバンドを締め切ったわけなんですけど、それ以降の申込みが出た場合には自己負担になりますよというのは常々言う中で、今NTTが掴んでいる資料の中には、1件当たり、上限額だったと思うんですけど、約26万の費用が発生しますよということ等の金額まで座談会の中では住民には公表したようなつもりでございます。だから、当然今申込みをしていない方が申込みをすることになった場合には、その費用を負担というのは当然ありえるということになります。

それから2点目のほうの、自分で機器調達をしてそれを設置するとなった場合に、その整備そのものが全体で稼動しているという関係もありまして、もし仮になんらかの障害を引き起こした時の損害ということになった時に、なかなか自分でするという事は、村の方も許可はできづらいということになるんじゃないかと思います。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

それは十分理解はできます。ただやっぱり、村として加入者が多いことに越したことはないんで、やはりそのあたりを今からどうするかというのをちょっと考える必要があるんじゃないかと思います。

それと、今度は接続する場合に、パソコンに慣れている人たちだと簡単に接続設定とかできると思うんですが、前、協議会でもそのような人、接続設定とか知らない人たちのところに行って、そういうことをやる人を各島に一人ずつ置きたいというような話もあったようなんですが、そのあたりは今どのような状態になっているか、お聞かせください。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今1点目のほうの、新たな申込みが出た場合の費用の軽減というのは、何がしかの検討はする必要があると思っています。その基本的には、工事のほうは村の責任業者にさせるということは前提になるんじゃないかという気が致します。

それから2点目のほうの、各島の故障時の対応者につきましては、自治会のほうからも既に推薦があがってきていますので、これは村が委託をしようとしておりますシナプスと契約ということ等で、12月になりましたら、その契約行為をスタートするということになると思います。

ちなみに、この完成検査を来月の8日に月曜日便で島に入りますので、その際には地元のほうで受託する関係者も立ち会うということ等の措置はとっております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この加入世帯数、236というのが本村における世帯数の割合としてどれぐらいになっているのか。それから、一般住宅、この236の内訳の部分で村営住宅、それから職員住宅、それぞれの加入割合が今回の工事で100%で終了しているのかどうか伺います。

それと、今後、UIターン者向けの民家の借り上げ住宅ですね。そういったものが実際動き出す中で、おそらくこの個人向けの工事等が再度発生する部分が出てくると思うんですが、そういったものに新規で追加で加入をしたいと言う方が、一緒に工事に乗っかって行った場合に、例えばその個人負担というのはやはり発生してくるのかどうか、その点を伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

加入率のほうにつきましては、今本村の全世帯で約360ぐらいですかね。今回の実際に申し込まれたかたは236となりますけど、100数十件の申し込みが無かったということになるかと思います。

それから、村営住宅並びに教員住宅等につきましては、可能な限り、つまり来年の4月時にその実際に定住されている者ということを総務省のほうで調査します。後日調査ということで。その時点で加入されていることが見込まれたら、今回の工事の中に入れております。

だから、空き家等を利用しないということをハッキリされるものであれば、今回は設置はしなかったということになります。

それから3点目のほうの新規の転入者、これは民家の空き家もそうなんですけど、そこに定住されてくるかたにつきましては、工事料につきましては無料ということで、加入申込みから3年間は使用料のほうも無料と。そして5年目までは2分の1、7年目から4000円というようなかたちで現在の住民と同じような形で対応していきたいと思っています。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

中之島地区において、一件私の気付いてない部分なのか、一件アンテナが見えない村営住宅があるものですから、今既に入居されているんですけど、その部分、本人さんの話でそういうかたちに。そこがちょっとハッキリしないんですけど、実際されていないのか、されたのかもハッキリしませんが、そういう部分がちょっと気になったなと思ひまして。それとあわせて、一番最後の質問の部分で、そういう村が今後整備する住宅等の整備工事にあわせて、一般住宅のかたが新規で追加で加入したいとなった場合に、個人負担をやはり求める部分があるのかどうか、その点を再度伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

新規住民につきましては、これは定住対策にも絡みがありますので、基本的には無料と。村営住宅であっても、一般の住宅であったにしても。これは今回10月8日までに申込みをした住民と全く同じ対応でしたいと思っています。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

一点だけですね。来月に観光の検査が来るわけですが、検査が終わった時点からですね、一定期間の保障がやっぱり大事だと思うんですね。議会中継のようなですね、何らかの不具合等が発生をする可能性もあるとも思いますけれども、その時のですね。最低で1年間は保障期間を設けてほしいと考えておりますが、その辺につきましても伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

これはどの工事でも言えるわけなんですけど、その業者側の瑕疵によって、その障害が発生した場合には、これは一年間は業者側の負担ということで、村負担は無しということで、当初計画の中で触れております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、追加日程第1、議案第66号、十島村地域情報通信基盤施設整備工事請負契約の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、追加日程第1、議案第66号、十島村地域情報通信基盤施設整備工事請負契約の変更につ

いての件は原案の通り可決することに決定しました。

△追加日程第2 議案第67号 平成22年度「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事請負契約の締結についての件

○議長（日高通君）

追加日程第2、議案第67号、平成22年度「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第67号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成22年度「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事請負契約の締結についてでございます。

地方自治法96条第1項第5号並びに議会に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

契約の目的につきましては、平成22年度「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事についてでございます。

契約方法は、電子入札による指名競争入札で執行しております。

契約金額は7329万円であります。契約の相手方は鹿児島ドック鉄工株式会社代表取締役、野元達美です。工事概要につきましては、船舶安全法の規定により実施する検査工事と、一般工事としまして、塗装工事、荷役設備工事、主補機関等の整備工事を行うこととしております。なお、工事内容につきましては、説明資料等を添付してございますが、複雑な要素もありますけれども、参考にさせていただきたいと思っております。以上で67号についての説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

資料を頂いておりますが、あまり見てもどこがどうというのは、申し訳ないんですけど分かりませんが、今回は特にと言いますか、以前とは違う点があったら教えてください。

それから、昨年途中でしたかね。多分。ごめんなさい。スクリューの名称は忘れましたが、軸受けかなんかみたいのが書いてありますが、その辺もここに入っているのか、教えてください。

それから、変えないのであれば、それはそのまま特別な問題がなく、次の年まで使えるのかどうか。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室室長（沖中猛則君）

今回のドックオーダーと、前回のドックオーダーの違う点。まず第1点目はですね、今回、補正予算の前回のとき説明しましたとおり、ある程度の部品関係、主補機関の部品、ワイヤー、塗料については全て今回の工事費の中に含まれてございます。いわゆる原材料費を含めたかたちでの入札を執行しております。

また一部主補機関関係で、納期を要するものがございまして、これについては船主手配というかたちで二つに分けて今回は工事を施工するかたちとなります。

それから、違う点でございまして、今回は、デジタル放送の対応の為に現在の配線ではですね、いわゆるBSのテレビの周波数対応の場合はかなり容量が大きゅうございまして、現在の配線では鮮明な画像が得られないということで、ブースター工事、これは甲板部のほうに記載させていただいているんですが、

甲板部のIDナンバーの12番で、甲板の288番というところを開いていただければ分かるんですが、ここに船内テレビデジタル対応工事としまして、BS・CS-1F、UHF/VHF帯用のブースター等の増設工事というかたちで、配線関係の増設工事をこの中に含まれております。それとエンジンのほうにつきましては、使用後もう経過10年を経ちまして、さらに7～8年使うということでありまして、各例年はしてないギア室関係ですね。主補機室のギア室関係の開放整備、これは2ヵ年にわたって行う予定にしておりますが、本年度は右舷機のほうを開放をして整備する。アイドルギアとかそういう関係の、ギア室関係の整備をする。それから、来年は左舷をするというかたちをとります。

あと、特に違う点につきましては、マストのリギンワイヤーとかですね、マストのステイワイヤーですね、あれも、11年ほど経っていますので、今後さらに7～8年使いますから、そのリギンワイヤーの張替えとかですね、そういうものが今回若干違ってきている点でございます。

それから、第2点目の昨年しましたプロペラ軸受けの工事ですが、これについては、今回は前年度で終了しております。今回は一応あげまして、クリアランス、いわゆる隙間とか間隙とか計測しますが、今後これもこれはあと8年以上使うというかたちでの軸受けを交換してございますので、ある程度の磨耗はあるかもしれませんが、その辺は注意深く注意しながら検査を受けながらやっていくというかたちをとってございます。以上です。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

もう一点だけ確認なんですけど、テレビのことなんですけど、確か3番議員がですね、テレビの何十台でしたっけ？そのうちの1箇所ですって、分配できないかみたいなことを記憶しているんですけど、それは出来ないと理解してよろしいですね。

それとプロペラの軸受けなんですけど、8年間は大丈夫だろうという予想をしているようですが、その原因が砂だと、いわゆる浚渫したら浅くもなっているんだと思うんですけど、そういうことについてはまあ別なあれかもしれませんけどね、船の運航をあたっている室長としてはね、そういう新船等も考えなければいけないんじゃないかと、まあ大きな金額でしたからね。ということも私は考えるんですけど、今後検討されるのか、どうかわかりませんが、また考えていれば教えてください。

それから、15日間、28日までですよ。約2週間。毎年代船が来るわけですが、3便運航。2便。2週間で2便ですよ。これはやっぱり3便でも少ない。島の人たちはちょっとあるんで、これはもちろん相手があることですが、お互いに話をしながらですね、1便でも増やすような計画なり、内部で話なんかなかったのか。であれば、やはり三島さんもおそらくその程度の時間を要するわけですので、お互いにあれはできないのか。今の現時点での考え方で結構です。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室室長（沖中猛則君）

第1点目のテレビのいわゆる一台で受信して、各部屋に配信できないかということですが、これは各1局ずつの周波数帯の受動機があると。そうするとBSですと、BSのNHKだけでも2チャンネル、3チャンネルとございますので、そうするとその分だけの受動が必要だということで、多額の費用がかかりますので、逆にブースター等で増設したほうが安いということでございます。

それから、浚渫の件でございますが、現在干潮時に行くのが、ちょうど小宝島、それから宝島が最干にあたる時期が多いんですが、回航時にプロペラを回す関係上、どうしても砂とか底に溜まったものが岸壁によってくるといことがございます。そして、その水深の問題は明確な極端に浅くはならなくて、逆に巻き上げて、諏訪之瀬島がそうなんですけど巻き上げてまして、それでその粒子がエンジンのほうの更新をかけたときに吸い込んでしまうと。

そして、プロペラの軸自体が磨り減ってしまうというのが現状でございます。これについては、現在少しでもプロペラ軸の負担を少なくする為ということで、天候にもよるんですが、クラッチを抜いて、安全な場所はですね、安全な港についてはクラッチを抜くとかいうふうにして、ある程度のそういうような軸受けが、プロペラ軸等が寿命を延ばす手はずはとっております。ただしこれが今度クラッチが1回1回抜いてしまうと、往復で20回近く入ったり行ったりしますので、そっちのクラッチ板のプレートがどの程度減るかと言う問題もありますので、これについては今回のクラッチ板のところをちょっと開放しまして、

どの程度減っているか。他の他船では減るまで使用ということは聞いたことがございませんけど、そういうことも十分考慮しながら安全面で運航していると考えております。

次に3点目のお互いの代船の件なんですが、これについては、現在2航海ずつお互い行くということで、運輸局の認可をもらってやってございます。今後三島村さんと私どもが、3航海の場合はどうなのというかたちで、三島村と協議をして運輸局のほうに申請するというかたちになるのではないかと思います。やはり2週間近く定期船が行かないということは、1週間に1便と言うかたちになりますので、少しでもその辺が改善されればいいのではないかと思います。今後の課題ということで十分検討していきたいと思います。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

このドックの期間中、期間の設定時期、2月の14日から2月の28日と言うことで今回なっているんですけど、毎回聞いているような気もするんですが、いろんな学校関係、特に高校入試関係、私どもに関して言えば、セリ市関係、そういったものも考慮していただいた上でのこの時期の選定になっているのかどうか、その点の確認をさせていただきたい。

それと、もう一件は代船運航の際の三島便での運航に関して、この2月の時期はおそらく中之島の場合は新しい岸壁につくのかなと思っているんですが、そうしたときに一点気になっているのは、新しい岸壁のほうの車止めがあるんですが、そういったものがランプウェイの作業に支障にならないのかどうか。基本的に新しい岸壁はとしま仕様でされていますので、車止めが取り外し可能になっている場所はみしまが入港した場合は使えない場所になっていると思うんですが、そこら辺の部分は問題ないのか、その点を確認したい。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室室長（沖中猛則君）

一応運航については、2月に入りますと私立高校の入試とかございますが、それについては、まちまちということで、若干配慮に欠けている部分がございます。

しかし、牛搬入とかセリについてですね。前半に搬入と言うことで、後半のほうに。というかたちで、極力住民生活に影響を及ぼさないようなかたちで運航と言うかたちをとっています。

それから、代船みしま便についての運航時中之島の新岸壁についての車止めの件ですが、これについては現在、みしまのランプウェイが上についていますね。当然、右舷付けとなりますから、新岸壁ですと突っ込みになって先端部分の車止めが邪魔になるのではないかとということだと思えます。これについては当初の中で、そこまでもちょっと把握はしてませんでしたので、現在接岸する場合は旧岸壁を使用したり、また旧岸壁は現在も使われていますので、旧岸壁を使用するのか、あるいはその潮汐の関係で使用ができるかどうか。これは口之島の西之浜の、口之島の岸壁もそうなんですが、潮が高ければ使えるというかたちでございますので、そのへんをどうするかと言うのを今後の課題ということで検討させていただきます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

今回のドックの中で、過去において、高齢者等あるいは患者さん等の体の不自由な人たちが使用するベッドが足りないという中で、そこら辺は検討されているのかどうか。

それから、回転数を落として走っている、その中で、電気系統あたりが故障が少なくなったという話も伺っているんですが、ドックの費用あたりにどのように影響しているのか、わずかなものなんだろうと思いますがするんですが、回転数を落としたことによって、以前とどのように違うのかなという思いがしますもので、その点について伺いたい。

あと、ドック明けのフェリーとしまを見ると、本当にペンキもきれいに塗られて素晴らしい。それが、一カ月もするとあちこちサビが出てくる。その中で過去のとしまの船員たちの作業等を見ていると、暇があるたびにつて申しますか、荷役作業中でも降りてきてペンキを塗ったりとかね、そういうような船の手入れそのものをやっていたような記憶があって、鹿児島島の岸壁に繋いでいる時にもペンキを塗っている姿を見るんですが、ここ最近はやっているのかどうか、そういうところを見た経緯がないんですが、それ

が仕事勤務外というかたちで捉えていいのか、あるいはやって僕らが分からないのか。やっているのであれば、サビが目につかないようなかたちで、フェリーとしまがある程度は半年なり1年は、半年なり動くのかなとそんな思いがするんですが、そこらへんについて、事実が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室室長（沖中猛則君）

まず第1点目の高齢者対応のベッドは今回の工事に入っていないのかということですが、今回の工事には入れてございません。

というのは、これは前申しあげましたように、定員の減、あるいはその改造については本省との、国交省との協議というかたちの指摘事項でございます。

それとあと、その改造が航路補助になじむかどうかという問題とか、いろいろな点等ございますので、あと、内部のほうでも財源調整も必要になる可能性もあるということでございます。

一応、これとは別個に活性化事業というのを現在2年目、初年度で今年やっているんですが、その中で計画の中では、来年度の中でそういうようなものの設置はどうかということで、計画は位置付けをしております。

また今後、高齢者専用席あるいは高齢者用のベッドを設置する箇所は当然トイレ、あるいはある程度近いところというかたちになるのですが、それによってさきほども言いましたように、ベッドを設置することによっての定員の減、それから簡単な簡易ベッドといえども、そのベッドとベッドの間、それからベッドの幅というものが全て法律で決められていますので、その分を整備しなくちゃいけない、というかたちになりますので、結構費用がかかると言うふうに思っております。

一応今の素案、あくまでも素案の中なんですが、指定席の一席の分をひとまずですね、あそこは8人部屋ですから、そこを4人部屋というかたちでの改造と言うのが一番早いかたちなのかなと言うふうに、私なりに考えてございます。

それに要する、例えば使用料の問題、あるいは改善にかかる経費はどうするのか、航路補助の中で見られるのか、見られないのか、という問題とかございますので、その辺は今後国と協議、県と協議しながらですね、対応したいと思っています。

それから、回転数を落として運航しているのは17年の10月から回転数を落としているんですが、これは航海中に非常に、それ以前につきましては、入港するたびに修理、修理というかたちで、結構頻発してございました。やはり、回転数を落とすことによって、過負荷状態が若干緩和されている。いわゆる、この船の場合は規定回転で行きますと、過負荷ならないようにALCという装置がついているんですが、そのALCが作動する前の状況では、もう過負荷の状態になって、ALCが作動して、回転数が落ちると言うような仕組みになってございます。それによってエンジンについては結構、明確に回転数を落としてから、こうだというようなメーカーから根拠は出てこないんですが、十分エンジンの航海中の故障が少なくなっている。ただし、パイプ関係は別個なんですが、そういうふうに修繕費の抑制というのは、十分効果は得られていると考えております。

それから、第3点目の乗組員の通常業務の作業ですが、これは天候が良い時は必ず船内の中のどこかを塗装してございます。というのは、前の船と比較しまして、外舷、いわゆる船体の舷側ですね。舷窓が高くなっておりますので、高所作業と言うかたちになります。ですから、手の届く範囲、あるいはその一航海で行って、外舷の部分がすれてペンキが剥けている所を塗ったりとか、あと内部のほうを塗ったりとかいうさび打ちをしたりというふうに航海中も常にやると、作業はしてございます。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

今回のこの入船がですね、15日間と言うことで、前回と比べると工期の短縮が図られたと思うんです

けれども、これに期待する要因は何なのかですね。今後はこれいうやっばり、工期の短縮が望ましいと思っております。

先ほど6番議員のほうからありました、高齢者用のベッドの増床の件ですけれども、定員との関連もありましようけれども、今後においては高齢者がますます倍増することは間違いないわけですね。ですから何とかして、検討をしまして、ベッドの増床を図ってもらいたいと思っております。

それともう一点ですけれども、以前お願いをしておりました、車椅子の降下、上るんですか、その装置が現在は正常に稼動しているのか、その点も含めまして回答願います。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室室長（沖中猛則君）

まず第1点目の工期の短縮でございますが、これは前年度ですね、プロペラ軸を抜いた関係で、1週間程度期間を長く取って参りました。通常だいたい15日間、これは回航日を含めての15日間と言うことでやってございます。若干工期短縮については、当然昼夜慣行でやらなければいけない工事とかいろいろあるんですけれども、工期短縮についてはその受注者側と十分精査しながらやっていきたいと思っております。

それとあと、ベッド増床の件ですが、これにつきましてもお答えしたとおり、今後国県と協議していく検討事項として、前向きに、十分今後のうちの住民の高齢者が増える中での長時間の船旅ということでの考えた上で、増床ということも十分検討していきたいと思っております。

それから第3点目の車椅子対応はいわゆる車両甲板からの車椅子からエレベーターに乗る為の移動リフトですか。これは正常に稼動してございます。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

それではこれから、追加日程第2、議案第67号、平成22年度「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、追加日程第2、議案第67号、平成22年度「フェリーとしま」第一種中間検査工事及び一般工事請負契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程報告

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。
明日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長（日高通君）

本日はこれで散会します。
ご苦勞様でした。

11月26日（金）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程のとおりと致します。

△日程第1 議案第68号 十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第1、議案第68号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第68号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

まず、公務員の給与改定の勧告にあたって、人事院は本年の8月、本年も厳しい民間の情勢を反映致しまして、公務と民間の給与比較の結果、月例給及び特例給のいずれについても、公務の方が上回ったということで、公務員給与の引き下げ勧告が出されたわけであります。

民間給与との比較につきましては、月例給では本年4月時の給与また特例給与では昨年8月から本年7月までの一年間分を比較調査致しまして、月例給で0.19%、特例給で0.18%、いずれも公務のほうが高く支給されていることから、引き下げ勧告となったところでございます。

また、県の人事委員会におきましても、県内企業の実態を把握調査致しまして、人事院同様、民間企業が下回っている結果をもとに、本年10月職員の給与引き下げが妥当であるという勧告を出しております。勧告内容の要旨につきましては、中高年齢層、概ね40歳代以上が受ける月額給与が平均で0.1%引き下げるということになります。

それから、経過措置額を受ける職員の給与月額を0.38%引き下げることになります。さらに55歳を超える6級職員の給与月額並びに管理職手当を0.5%引き下げると。それから、期末勤勉手当を0.2月引き上げ、3.95月とすると。

それから民間給与の実態につきましては、本年4月時であることから、本年の4月から同11月給与分と6月期末勤務手当分の格差相当分につきましては、本年12月期の期末手当で調整をするということで、あわせて本年の12月期末勤勉手当額を減額するということになります。

本年の期末勤勉手当の引き下げが勧告されていることから、12月の特例給基準日である12月1日より前に改正する必要があるということで、議会の招集を早めたと、こういうことになるわけでありまして、したがって、本村職員等の給与体系は人事院勧告並びに県人事委員勧告に基づきまして、関係給与条例を整理運用することから、今回その所要の改正をお願いするものでございます。

まず、この条例の関係ですが、第1条の十島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第2条の2、給与からの控除の規定、これは地方公務員法により、給与から天引きする控除項目については、条例または法律で定めなければならないとされておりまして、本村も各種内容の控除を行っていることから、同条にその他村長が必要と認めたものという条文を一号追加することとしております。

それから、第16条並びに第17条につきましては、期末勤勉手当を改正するもので、現在の期末勤勉手当の支給月額は4.15月となっておりますが、今回の改正で0.2月引き下げて3.95月とするものであります。

したがって本年度の期末勤勉手当の支給月は本年12月が残っておりまして、同月で調整することから、期末勤勉手当を0.15月引き下げ、1.35月として、勤勉手当を0.05月引き下げて、0.65月とするということになります。

また、再任用対象職員につきましては、期末手当を0.05月、あるいは勤勉手当を0.1月、それぞれ引き下げるものでありまして、別表第1につきましては、5項～7項に示すとおり、給与表を改正するもので、若年層職の一部を据え置き、残りはすべて引き下げることになっております。

それから、2つ目ですが、第2条の十島村職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、第1条の職員の給与条例の一部改正で、期末勤勉手当の改正を本年12月の期末勤勉手当のみで調整されることからありまして、本条例での改正は、平成23年度から適用される同手当を、6月支給分を期末手当で1.225月、それから勤勉手当で0.675月とし、12月分が期末手当1.375月、勤勉手当が0.675月にしようとするものであります。年間の支給月額が改正後の3.95月となるということになります。

それから3つ目で、第3条の十島村村長等の給与等に関する条例の一部改正でありますけれども、第4条の十島村教育長の給与に関する条例の一部改正、及び第5条の十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につきましては、特別職の期末手当を職員同様に引き下げるもので、本年12月期の期末手当の支給月数を、現行より0.15月引き下げて、100分の150月とするものであります。

それから、この結果、特別職ならびに議会議員の年間の期末手当につきましては、現行3.10月から2.95月に改正されることとなります。

4つ目に第6条、第7条、及び第8条につきましては、第3条から第5条まで、同様の村長、副村長、教育長、議会議員の給与条例の一部改正であります。本年度の期末手当の改正につきましては、12月期のみで調整されるわけですが、23年度からは6月期及び12月期の期末手当で調整することから6月期を1.4月とし、12月期を1.55月に改正しようとするものであります。

附則第1条につきましては、施行期日を規定するものであります。この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日、つまり12月1日からの施行となります。ただし、本則の第2条と第6条から第8条までは平成23年4月1日からとなります。

附則第2条は本年12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するものでありますが、公務員給与と民間給与は4月時点で比較し、均衡を図ることから、4月から11月分給与と6月期支給の期末勤勉手当の差額相当分を12月期末手当で減じる特例規定を定めるものであります。

その内容につきましては、第1号で規定しておりますとおり、給与、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当の月額合計額に、100分の0.21を乗じて得た額を返納するものであります。ただし、55歳を超える6級職の者、平成18年4月から在職する経過措置額が適用されている者が、返納の調整対象職員となっておりまして、4ページの表、1級から6級までの職務の給及びその号給を受けるものはこの調整額の対象外となるものであります。

第2号につきましては、本年6月支給の期末勤勉手当を差額相当分返納するものでありまして、第1号の調整対象職員に限り、同支給額から100分の0.21を乗じて得た額を返納するものであります。

附則第3条は、経過措置額の引き下げの特例規定を設けるものでありまして、平成18年給与条例改正の際、高齢層職員を中心とした職員の給与構造改革で、給料見直しが平均で4.8%と言う大幅に引き下げられております。

その大幅引き下げを受けた職員を対象に、経過措置額が設けられたところではありますが、その対象職員が受ける経過措置額を今回第1号で示すとおり100分の99.6に引き下げるものでありまして、また55歳を超え、職務の級6級のものは、さらに0.5%引き下げると言うものであります。

第2号につきましては、100分の99.83引き上げるものですが、この規定につきましては、昨年度の減額対象職員以外の職員が該当するものでありますけれども、この対象職で経過措置額を受ける職員は、本村には存在をしておりません。

附則第4条につきましては、附則への委任規定で、本条例に定めるもの以外を規則で規定するというものでございます。

条例の説明については、なかなかこうピンと来ないところもあるかと思いますが、また皆さんからのご質問によって、詳細については総務課長のほうから詳しく説明をいたさせます。説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

只今村長が言うとおりの、この条例をあげてもらっても、具体的に議員の報酬がいくらから、月にどのくらい下がる、期末手当がいくら下がる、職員は平均的40歳なら40歳の給与がこれくらい下がりますよと、金額を示してもらえないでしょうか。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず1点目のほうの、議員の報酬の改正はないですね。期末手当の改正ということ等で今現在、議員につきましては、これは特別職と一緒になんですけど3.15月です。というものを今回の人事院改正にあわせまして、0.15月引き下げようと言うことで、それが引き下げた結果が2.95月というものが議会議員並びに村長、副村長、教育長ということになります。

職員につきましては、基本的に40歳を超えるもの等を対象に引き下げようというのが今回の改正の内容です。

若年層につきましては、据え置きと言うことなんですけど、給与の月額につきましては据え置きなわけなんですけど、期末勤勉手当のほう引き下げの対象ということになります。

したがって、給与とそれから期末勤勉の特別級を支給されている職員は、40歳以上の者が引き下げの対象と。それ以下の者については、期末勤勉手当が引き下げられるというかたちになります。

したがって、今試算した中で今回の改正によりまして、約480万の予算が減額されるということになります。これは、特別職、3名の特別職で29万5000円、それから職員の58名の対象職員で先ほど申し上げました480万が引き下げられると。それと、議会議員につきましては29万6000円というもの等が引き下げられるということになります。

特に55歳を超える職員、ここにおります課長職等につきましては、引き下げ額が大きいということで、最大昨年と比較した場合で、約14万近くの昨年の年収に比較して下がると言うような結果になります。

それから、さらに12月の給与から引き下げということになるわけなんですけど、その58名の対象職員のうち、34名がその引き下げの、給与の引き下げの対象になるということで、先ほど申したようなかたちで55歳を超える職員につきましては、引き下げ幅が大きくて、約3000円近くの月例給の引き下げという状況になります。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

こういったかたちで給与に関する条例等を上程するにあたって、職員の皆さんとの職員組合との関係、こういったかたちで、村のほうと協議なり、そういったことがなされてきたのか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

職員の身分というのか、待遇的な引き下げにつきましては、職員組合等の協議ということではこれはつくものでありますけど、一応職員組合のほうには人事院勧告の主旨を示して、その人事院勧告に基づき、今回は引き下げということを村長名で文書で出しております。

その内容に異議がある場合には申し出をするようにということ等で、文書で通知したわけなんですけど、この提案までの期間までにはその申し出がなかったということになっております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

一点。今回そういうかたちで異議申し立てが無かったと言うことなんです、過去に過去の事例として、例えばそういったかたちで給与に関して、疑義の申し立てとかがあったことがあるのかどうかその点だけ。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

私が総務課長を担当してから、そういう事例はありません。

○議長（日高通君）

他に質疑はありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

本村の給与の基準なんですけど、どこを基準に設定をされているかですね。国家公務員、県レベル、類似市町村のレベルがあるんですけど、どこを基準にですね、給料の設定を行っているかということなんですけど、私は非常に高いレベルの給与の設定でないかと思っております。

ですから、現代の社会情勢からみて、かなりの高い水準であることは間違いありません。

ですから、今後において、県のほうも来年度も給与のカットを新聞等で打ち出しておりますので、本村の給与の基準がですね、妥当かどうか、そこら辺も吟味して、来年度以降もカットをする意向があるのかどうか、その辺を伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

毎年、地方公務員の給与実態調査というものを県のほうで、市町村課のほうでやるわけなんですけど、その際に指定給与の対象となるものは、国の基準と比較してどうなのかというものが調査の対象となっております。

最近では平成18年度の公務員給与の構造改革ということで、先ほど村長の方で冒頭申し上げました給与表が平均で4.8%減額というときに、給与全体が特に地方分についてはもう相当下がりました。相当と言うのが4.8%というもの等になっているわけなんですけれども、その際に都市部については、地域手当というものを創設しております。その差額は地域手当等で補うというような考え方があったんじゃないかと思っておりますけれども、本村のほうにはそういう制度等は設けなかったということになっています。

最近のもう一点ですけど、最近のほうの、国のほうの各市町村のほうに示す中では、考え方は国の人事院勧告に準じなさい。ただし、都道府県に、例えば市町村に人事委員会を置いていないところにつきましては、都道府県の人事委員会の勧告を尊重しなさいということで、給与控除の改革があった後からはそういうかたちでされてきております。

したがって、本村の給与体系の今回の人事委員会の勧告に準じたかたちで今回改正をしている状況でございます。

それからもう一点、議員が今言われますように、職員の給与構造が高いんじゃないかと言うご指摘でございます。たしかに、一部ではそう言う声も島民の中から聞こえてきます。

ただ、職員が生活する地域、これは鹿児島市で生活をしているということ等の地域性ということ等も考慮すべきでないだろうかということがひとつ。

それからもう一点、本村の職員は行政職をみても30名の、まあ、この本庁、教育委員会の職員を含めて、30名の職員が本庁に勤務しているわけなんですけれども、その職員は一人のものが3件も4件も兼務するような業務体系と、さらには5時以降も日常的に時間外勤務をされるということ等を考えたときに、職員の負担と言うのはかなりのものがあるんだろうなということ等で、今までの職員が体調を壊して、その労務管理はどうなっているのかということも、議会でもここ数回の議会の中でも指摘を受けたということを考えれば、職員の負担と言うのは必ずしも高い給与設定にされているものではないんだろうなというものを人事を担当するものとして思っている状態です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

附則しておきますけれども、その当初、採用の時点で、初任者給というものが設定されております。こ

れもご承知のことと思いますけど、その初任者給を基準にして、ここに出ておりますこの給料表、これに基づいて突合し、何がしかの昇給をしていく、こういうことになっておりますので、勿論村の条例に基づいて、それはやっているわけで、基準としては初任者の基準がひとつの目安と、そういうことになるわけであります。これは本村だけでなく、県下の町村すべてが同じような取り扱いをしている。で、過去においても、人事院の給与表を採用してやっておりまして、人事院の勧告に基づいて給与を下げたり、上げたり、民間給与との差額、そういうもので人事院は勧告しておりますので、そういうかたちでやってきておりますから、これを村独自のものを作ってしまうとですね、今度は給与体系がばらばらになってしまいますので、一応の基準は守ってやっていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

おっしゃることは十分理解は出来るんですが、我々の地域の特異性、住民の所得と職員の所得があまりにも格差があるということが住民の皆さんの第一の感情になっておることは事実であります。

ですから、その国のレベルで給与の水準をするべきなのか、県の人事院勧告のレベルなのか、そこをやっぱり明確にしないと、あなたたちは国家公務員じゃないんですよと、地方公務員でしょと、住民感情から言えばそうなるわけですよ。ですから、人事院勧告がレベルと言うことでありますけれども、そこら辺の矛盾点も私はあることは事実であると思っておりますので、そこら辺の今後の、来年度もまた県あたりも引き下げると言うことでありますから、村の方も社会情勢にあわせてその辺の基準を明確にすることをお願いを申し上げておきます。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに議員が言われることは重々承知しております。

公務員の、地方公務員と国家公務員の給与の比較というものは、その毎年4月1日時点の職員との差で比較するわけなんですけど、ラスパイレス指数というものが比較の対象ですけど、国を100とした場合、本村で20、今年度分のまだラスパイレスの指数の確定はしておりませんが、来年、前年度の申し上げますと92と言うことで、国よりも本村の場合はレベル的には低いと言うのは承知していただければと思います。確かにもうひとつ、住民の生活のレベル、収入を得ているレベルと、この本村職員が受けている給与のレベルと言うものは比較の対象は別じゃないかなという気が致します。

確かにその点はあると思いますね、確かに住民感情というものは確かにあると思います。そこら付近で、私どもは今の時点では、国ならびに県の人事委員会の勧告を尊重しながら給与の制度を設けているということにはなるかと思えます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

今回のこの人事院勧告そのものは、民間の今の日本の情勢の民間の経済状況、給与水準等をみて、比較していくというかたちになるということなんですが、議会議員等の報酬とは違い、職員あるいは三役それぞれ生活給としての見方をするべきだと、私自身は考えております。

ただ、この時代の流れで、どこまで人件費を節約して、それがまた村の財源として生かされるかということも、今後また真剣に考えていく必要があるんだろうな。過去においても職員の給与体系を云々と言う議論も出ましたが、こうして全体で400数十万という人件費が浮くと。その反面、職員の生活が苦しくなると言うのは、非常に厳しいことだと、そういう思いが致します。ただ今後、ますます景気の動向によって、民間との差が開く。そしたらまたこういうもっと人事院勧告で引き下げの問題が出てくる。非常にそういうのが出てくると、厳しいのかなと。先に走って、自粛して給与をカットするということも、また生活給として考えている人たちにとっては、常に厳しすぎるのかなと、そんな思いが致します。

その分、反面、節約。違う面での節約。そしてまた、その投資効果を上げる為のその努力を頑張っているというふうな向け方を今後ますます必要になってくるのかなと、そんな思いもしますので、今後給与の問題も、1 番議員からも出ましたが、県の職員の給与カットも含めて、それが正しいかどうかは分か

りませんが、同じ節約にしましても、投資効果が上がるような努力によって、人件費も節約の何倍もの効果が出るような努力が今後必要になってくるんだろうという思いも致します。

今でも努力はされているんでしょうが、今後、昨日の議論の中で、十島の福祉の計画の中で、まだまだ精査もされていない、いろんな問題指摘もされていないというような話もありましたように、今現状で職員が今なにを、今度は投資効果を上げるべきか。あるいは節約をもっと出来るものは節約して、人件費は守っていくというようなことを考えなきゃいけない。では無いのかなと言う思いがするんですが、こういう考え方に対してはどのように、村長でもいい、総務課長でもいい、副村長でもいい。そのような考えをお持ちかということを伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

民間が苦しくなれば、当然その分給与も下がるということになります。過去の事例から申し上げましてですね。そうしますと、今の景気状況を見ると、なかなか雇用がなかなか改善されていないということになれば。おそらく今の時点では来年度も、公務員の人事院勧告で引き下げると言うことになっているんじゃないかと思います。

それからもう一点ですけれども、今年度の人事院勧告の中で目立った勧告内容が先ほどから示すように、55歳の高齢層の職員等の給与の引き下げというものが今後ますます進んでいくんじゃないかと思います。

したがって、今本村にも55歳を抱える職員が数名いますけれども、この職員は今の本年の人事院が出した勧告内容を見る中では、おそらく来年も月例の給与のほうは下がるだろうということ等は予測されると思います。

あとは、その全職員が対象となります、期末勤勉手当、今年度3%台、3月台になったというもの等は50数年来の前の基準ということを考えると、景気が落ち込めば落ち込むほどボーナス等も下がるだろうと予想されると思います。

それから、本村のその物件費を含めまして、全体的な行政改革に伴いまして、経費の歳出予算の引き下げと言うこと等は、国の三位一体改革等に準じて、本村もかなり緊縮財政に持ち込んだわけということは、ご承知かと思います。

そのひとつとして、うちの契約規則の中では工事請負費の随意契約を出来る範囲というものが示されております。

それを内部の職員の村長の指示の中で、これを20万円までは競争入札を導入しようと言うようなこと等も進みまして、それは職員の中でも周知の事実というかたちで既に取り組みされていると言うこと等を考えれば、職員のほうも何がしかの節約志向ということは浸透されてきているんじゃないかと感じております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

5番、平田傳義君

○5番（平田傳義君）

今のいろいろ1番議員や6番議員からも話がありますが、今までの給与の資料を見ますと、全体の町村に比べて、ちょっと十島村内の給与が高いと言うふうに私も感じてたんですが、改選後、村長、三役ですか、15%と10%でしたかね。議員も15%カットしたと。非常にやっぱりこういうことと言えばですね。総務課長が説明してるとおり、職員の将来のですね、やっぱり生活設計というのが、非常に厳しくなってくるのかなと思います。

しかしこれは勧告ですので、当然受入れなければいけないと。それから今言う、節約すると。様々なものを節約する。無駄と言う部分が、どこが無駄かというのはなかなか難しい。大きなものでは、なかなか我々が目に見えて、どこが無駄で、どこがいるのかと言うのは非常に難しい。職員もおそらく現場一つ一つの工事についてもそうですけど、なかなかどこまでが無駄かというのは非常に難しいと思うんですね。その中で私は議席を頂いて、しょっちゅう職員の皆さん、この場で申し上げていることが、まずやっぱり小さいもの、今はかなり改善されております、この予算書等と、以前は裏が白紙であったり、いろいろありました。今本当に改善されておりますけれども、それから、例えば昨日もここで遅くまで議会を開いていましたが、廊下が真っ暗という状況でしたけれども、私はこれでいいと思っているんですね。そう

いった、私もちょっとしょっちゅうあがってくるんですけど、男子トイレの電気がつけっぱなし。ほとんど。私はそれを1回消してつける、その間のお金がどのくらいかかるか分かりません。計算できません。しかし、そういうことが私は目に見えたアレだと思うんですよね。

よく見てみますと、確か、お昼はだいたい全部電灯を落としてるんですかね。下は。そういう感触を受けた。やっぱりこういうことをいろいろされているんだなと感じているわけですけども、今6番議員からもありましたとおり、少しでもそういうことをしてですね、それから昨日も話が出ていましたけれども、各島に職員がくる。住民課であれ、経済課であれですね。ひとつの仕事をするのではなくて、終わったら「何か無いですかね。」と言うぐらいの、それは誰となくですよ。各種団体、長々頭等がいると思うんですよ。そういうことをやっぱり船が出るまで私はやるべきだと、副村長にもかねがね申し上げていますが、実際ちょっと私は無いような気がするんですよ。そこがやっぱり今1番議員がおっしゃる職員が高いんじゃないかという印象を受けると。それは当然、一番簡単なのは島に持っていけば島のレベルだから、島のレベルの給与を私は支払えばいいんじゃないかと思うんですけどもね。ただこれは特異なアレですからね。私たちの自治体は。どうも私は気の毒だなあと思うぐらい思っています。

本当に将来の、今入ってきた人が将来ね、生活設計が立っていくのかなと総務課長がいう来年も再来年もこの社会情勢がですね、こういう状況であればどうなっていくのかと心配していますが、さっき言った島に出張する職員に、もう少しですね、出張命令出すわけですから、そして必ず報告書を出させる。まあ出しているんだと思うんですよ。この者について出張しますと言うことについては報告があるんでしょうけど、誰々と、例えば、誰々というのが正しいのか分かりませんが、こういう話をしましたとか、小さなことなんですよ。そういうことも是非やっていただいて、皆で頑張っていくしかないと思いますので、そういうことも含めて、村長でもぜひとも考えを聞かせてください。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず、給与改定の関係ですけど、これは民間がそういう状況になってきますと、当然公務員もそうした歩調を合わせると。これ過去の人事院勧告からそうしたものでやってきておりますので、これはやむを得ない手段であると。

ですから職員もそれなりに辛抱して頑張ってもらわないといけない。まあ、こういうことになると、そういうふうに認識しております。

それから、不要不急の関係ですけども、ご指摘のとおり役場では昼間の休み時間の点灯あたりも消すと、そういう小さなものからやはり努力をしていこうというようなこともやってきております。

それなりに、辛抱するものあるいはこういうことをすればこれだけの費用が無駄を省けると、そういうようなこと等もお互いに検証しながらやっておりますが、先ほど職員の出張の関係ですけど、私も何回も朝礼でも言っております。できるだけ部内の仕事あたりをまとめて行って、その関係を自分のその目的だけでなく、課内から「自分がこうして行くから、何か無いのか」そういうものを拾ってもって行く。

あるいは島でいろんな活動的なもの、あるいは議員さんから言われたこと等、また住民から相談を受けたことやいろいろあろうかと思っておりますので、一応の復命は出てきております。ですけども、細部にわたってこうしたことがありましたというのがない。それはやっぱりおかしいんだと。自分の目的を持っていった、それだけの復命では、復命ではない。島にせっかく行くんだから、それぞれ聞いたことや何やらあるはずだ、そういうものを是非書いて出しなさいと、そういうことも指示をしております、中には具体的に書いてくる職員もおりますが、おおざっぱな者もおります。しかし、それはやはりこれからも指導をしていく必要がある、そういうふうに思っております。

それから、船の関係についても、以前は全くその一航海がどういう航海をしたのかも分からなかった。そういうことで、ちゃんと大事な事を我々に知らせなければいけないものがあるにも関わらず、そういうものが全く届いてなかった。こういう事例等がありまして、船も以前は事務長がわざわざ出向いてきて、一航海の報告をするものでしたけど、最近になって、そういうものが無かった。そういうことで、何年前ですかね、その報告をちゃんとしなさいと言ってやった経緯がありまして、今では文書でそれも航海の一航海の当初から最後まで文書であがってきて、よく把握ができていますと、私はそういうものをピンからキリまで見て決済をしておりますけれども。そういうような取組みもしております。

これからも、いろんなまだまだ足りないものがあるかと思いますが、注意深く観察しながら指

導をしていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

ひとつお互いに少しでも前進できるようにして、私も協力したいと思います。

まあ、結局今年はですね、私ちょっとよく分かりませんが、例の牧野作業も、確か去年はあったような気がするんですが、年末にですね。例の件の為に無いのか分かりませんが、島の人たちは本当に厳しい。この牧野改良の場合は、うちの島の場合ですけども、70過ぎてても80ぐらいの人でもですね。元気な人はやっぱり2日でも3日でもですね、体力に応じて仕事に出ておりましたが、今年は残念ながら、年末のですね。あとは30日弱でですね。今年も終わるわけですけども、厳しい生活になるんだと思います。

私は、これ総務課長に言っているのか分かりませんが、ハブの件なんですけども、50万ですか。年間2島で50万と。

それは私もよく知らなくて、出張員に聞いたらば、先着順だと。小宝と宝でどっちが、25万なら25万と言う振り分けではないと。先にきたほうが先に金取るんだと。それでその内容を聞いたところが、小宝が大半を占めて。今年はまだ金が無いんだということで、私が聞いた所では4～5名の方が2、3匹もってきていると、いたと出張員に聞いています。

その他にもあるんですけど、そういうものが少しでも役にたたないかと思ってお願いを致しましたところ、なんか手立てをしてくれるような、話をきいております。

そういうことで、私は電話をしたんですが、島の、一番議員がいうように、島の状況をよく皆さんが、まあわかっているんだとは思いますがね。十分理解をしながら、今後もそうして一丸となって頑張ってもらいたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

先ほど5番議員が言われました、その草地開発事業の関係です。後ほどの過疎計画の中で出てくるわけなんですけど、一応、当初予算の中で、宝島のほうも宝島地区につきましても、草地開発事業を計画しております。その事業主体が地元のほうの自治会なのか、あるいはその畜産組合なのか分かりませんが、そこは確認する必要があるんじゃないかと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

先ほど来話が出ています、少ない予算で節約して投資効果をあげるということで、職員の出張の話がでしたが、再三その話を、地元でも直接職員にも話をしたり、あるいはここ最近、例えば一晩泊まりで営農指導員、あるいは獣医師さんが出張に来ます。その時に、有線放送あたりで放送がされない、知らない人が多い。ていうのがあるんですね。

それは勿論、営農指導員の方ともいろいろ話をした経緯があるんです。その中で地域おこしをしていく為に、言わば、全部を招いて指導するよりも、やる気のある人を集めて指導したほうが効果が上がるという様な、勿論それも一つのいいやり方なんだろうと思うんですよ。ただ地元にとっては、役場の職員の方がそこに何しに来たのかわけが分からんと。それでまた、自分も本来であればこういうことが聞きたかったのに、って言うような、住民がいるんですね。それは、私だって同じだと思う。

そういうようなところで無駄はないのか、その出張の時間の中でね。そういうことは、これはもう明日からでもやっていただきたい。協議をして。勿論、こちらの一方通行ではなくて、派遣する職員の、例えば営農指導員、あるいは獣医師さんの考え方もあるでしょう。そういうこともきちんと聴いた上で、今後こうしていこうと言う流れを私は作るべきだろうなと。ここ最近特にそういうのが目立つ、気になります。

そういう面では、他の職員もですね。担当職員も、経済課の担当が来る。それを住民課のことまで云々と言うのはどうか分かりませんが、ある面ではこの小さい職場ですから把握も出来るんだろうと思うんです。そこら辺も含めて、課を超えた協力が出来るような、そういう慣例も作っていく必要があるのかなと思いますので、是非そこらへんの指導も含めてお願いしたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

只今のご指摘は9月の議会の場合でもこの本会議で確か指摘をうけたかと思います。

そのときもここにいる担当課長それぞれが確認していることだし、また担当課長のほうから指示があるだろうと言うことで、私は答弁した記憶があります。

どこまで担当課長が指示説明したかと確認する必要があると思うんですけども、このこと等は再度課長会を早々に確認した上で徹底していきたいと思います。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第68号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第1、議案第68号、十島村職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定致しました。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、これより5分間休憩します。

11時にお集まりください。

休憩 10時55分

再開 11時00分

△日程第2 議案第69号 過疎地域自立促進市町村計画の策定についての件

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第2、議案第69号、過疎地域自立促進市町村計画の策定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第69号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、過疎地域自立促進市町村計画の策定についてでございます。

過疎対策の推進にあたりましては、これまで過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）に基づきまして、前期計画、後期計画をあわせて10年間の過疎地域自立促進市町村計画を策定して参り、様々な事業等に取り組んで参りました。

この計画に基づいた社会基盤整備等の整備を進めてきた結果、村の生活環境等はだいぶ改善されてきていると思っております。しかし、過疎地域では住民生活の安全安心の基盤となる公共施設の整備水準などについて、全国との差がなお存在しているほか、財政状況につきましては、厳しく大変著しい人口減少と高齢化の進展、農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機などの、様々な問題に直面しております。

一方で過疎地域は安心安全な食料や水、エネルギーの供給、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止と過疎地域の住民福祉の向上の為のみならず、国民全体の安心安全な生活を支える重要な公益的機能を有しております。

過疎対策の推進にあたっては、過疎地域が要するこれらの公益的機能について、国民全体が適切に認識し、積極的に評価したうえで、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉えて、過疎地域の住民の命と暮らしを守る、実効性ある対策を講じていくことが求められてきております。

このような状況、現状認識を踏まえまして、過疎の執行期限を6年間延長すると共に、平成17年度国勢調査の結果に基づく、過疎地域の要件の追加、あるいは過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び、対象施設の追加などを内容とする過疎の一部改正を行う法律、過疎地域技術促進特別措置法の一部を改正する法律、これは本年22年の法律第3号が公布され、施行されて、時代に対応した実効性ある過疎対策を講じられるようになってきた次第であります。

今回、改正法案に基づき、新たに過疎自立促進市町村計画、新過疎計画を策定を致しました。新過疎計画の計画期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間となっております。過疎地域の著しい人口の減少、高齢化は本村も例外ではございません。本年4月1日時点の人口は、566人と600人を下回る状況となっております。これは非常に危機的状況であると認識せざるを得ません。

新過疎計画では産業の振興、あるいは交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、また生活環境の整備、あるいは高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、地域の自立促進に関し、必要な事項の10項目それぞれにおいて、ハード事業やソフト事業を計画として盛り込んでおります。

特に新過疎計画では、ソフト事業についても事業計画を策定しまして、重点的に取り組むこととしております。

新過疎計画での個々の方針でございますが、まず15ページから、産業の振興については、農林水産業分野での新規就業者に対する支援を実施するほか、遊休農地の利活用を図りまして、定住希望者が村で生活していく為の生活基盤作りに対する支援を行うこととしております。

同時に農産物水産物に対する生産経費及び出荷運賃助成、機械器具等の導入を進めまして、効率的な生産と生産者の負担軽減を図ることとしております。

住民が安心安全で豊かな暮らしをしていく為に、必要な事業計画が策定されており、村民の生活水準の向上に繋がる計画となっております。

次に34ページから交通通信体系の整備、あるいは情報化及び地域間交流の促進についてであります。航路の活性化、改善、港湾漁港の整備、道路整備、情報通信や地域間交流について事業計画が作成されておりまして、道路整備や定期船の安定的な運航を図る為に、港湾や漁港の整備を継続して行うこととしております。

また平成20年度より整備をして参りました、地域イントラネットにつきましては、今年度一般の家庭から利用できるFWAが整備されまして、平成22年度の12月から運用を開始される予定であります。

新過疎計画につきましては、この高速通信網維持管理運営及び利活用する為の事業も計画をしております。

それから44ページから生活環境の整備についてであります。上下水道、ごみ処理、環境衛生消防防災について、事業計画を策定しております。事業計画では、簡易水道や浄化槽の整備、土砂災害危険区域

への対策事業とインフラに関するものが主となっております。

それから51ページからの高齢者等の健康及び福祉の向上及び増進につきましては、高齢者福祉、介護保険、障害者福祉、保健衛生、医療費助成等について、事業計画が策定されております。

宝島地区で現在進めております、小規模多機能事業所モデル事業、住民の医療費助成事業や子どもの医療費助成事業を新過疎計画では新たに記載しております。

それから、57ページからの医療の確保につきましては、無医地区の解消に関する事柄の他に、現在実施しております鹿児島赤十字病院の巡回診療の診療回数確保等についてを記載しております。

また、地域イントラネットが整備されたことにより、離島医療の在り方について、今後も継続して検討していく必要があると考えております。

59ページから教育の振興についてであります。学校教育と社会教育について事業計画を策定しております。

これまで校舎等については、小中学校を適正な規模にする為の統合に伴うものを除き、過疎対策事業の対象施設となっておりますでしたが、本改正法ではこの統合要件が撤廃されたことから、校舎の改修について、事業計画を策定し記載しております。

また山海留学制度についても、継続して実施していくこととしております。

63ページから、地域文化の振興等については、伝統芸能の伝承や文化財の保護について、事業計画を策定しております。これまでも実施して参りましたファミリー劇場をはじめ、新たに本村の各地域の祭事や無形民俗文化財の保存と伝承に取り組む事業計画等も行っております。

65ページから集落の整備につきましては、定住促進と地籍調査について事業計画を策定しております。Iターン、Uターン者の定住促進を図る為には、受け皿となる住宅の整備が必要となることから、空き家の調査、あるいは改修借上げ等に関する事業計画等を記載してございます。

68ページから、その他地域の自立促進に関し、必要な事項については、庁舎移転、市町村合併、自治コミュニティ、地域づくり、人材育成について事業計画を策定しております。

本年度4月から取り組んでおります、地域振興推進事業、定住促進対策事業について計画をしております。

以上が、新過疎計画の主な事業内容でございますが、本過疎計画の計画期間は6ヵ年間となっております。社会情勢や事業計画の実施状況など、必要に応じて修正していくこととなっております。

また、3年後には抜本的な計画の見直しを含めた計画の見直しが必要とされております。今後は新過疎計画に基づきまして、粛々と事業を実施して参ります。また参考資料として今年度から27年度までの事業計画を添付しております。6ヵ年の総事業として166億2940万5000円を見込むものであります。財政状況や諸般の事情等によりまして、事業の見直しや実施年度が前後すること考えられますので、宜しくお願いを申し上げます。

一応、説明を終わらせていただきます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この過疎地域自立促進計画のこの案については、今村長の説明を聞く中で、本当に我が村にとっては厳しい状況だなと。何一つ取ってもですね。産業の振興あるいは人口の問題、勿論その今までの先人達の努力によって、交通体系の整備とか生活環境の整備、そういうものは整備されていく中、高齢者のこの問題、福祉、介護保険の問題、医療の問題、教育の学校存続の問題、あとその限界集落の、そういう、どういふふうにもっていくのかという、そういう問題。非常に問題が山積しすぎて、少々なものを計画してもね、ものが見えないと言うのが現状だと思うんです。

その中で、人口対策、何を優先すべきかということでは、私は人口問題を優先していく。その為は何をするのか。定住してもらう為に何を主にしていけばいいのかなと。どこらへんから具体的に突っ込まなければ駄目じゃないのかなという思いがするんです。

ここ最近、私の地元で神戸からIターンしてきているIターン者がもう5年を経過しているわけですが、

その中で村営住宅を借りて5年、ここ最近、村のほうから屋根の修繕費あるいは住宅の修繕等で、したいから本人負担が20数万ということで文書が来たと。果たしてこれが定住促進を目的に建てた住宅、果たしてこれで、これからも住んでくださいと言うことなのかなと。

彼は地域のまた核として一生懸命やっていたいております。ただ収入源は微々たるもの。漁礁をつくったり。それも産業の一環として、私の地域では初めて外に売り出した、それだけの人材はある人だと。そういう人たちが頑張って住んでいる住宅の、その補修、本人が壊したわけじゃないんですよ。その住宅もね。ただ、以前から済んでいた人たちの積み重ねがここに来て、今のその人にくると。

こういう問題があって、人口対策なるものが先へ進むのかなと。誰が考えても、家賃をとって、敷金をとって、特別な理由がない限り、補修等は本来であれば貸したほうがしていくべき。

また、定住を勧める側にとっては、その住む側の軽減を図るというのが、私は普通だろうなという思いがするんですが、そういう問題も実際議会で議論をして、取り決めが行われた。こういう条例の中で、要綱が定められたと言うかたちなんですが、実際に運営をしてみるとどこかに矛盾が出てくると。そこらへんは絶えず改善をしていく必要があるんだろうなと。改正をしていく必要があるんだろうなと。

そういう問題も含めまして、今現在の在り方を見直すと言うのかな。そういうようなやり方からはじめなければいかんのかなと。

例えば、その担い手を育てようと言う意味においても、議会でも話をしてあります、議会でも話が出てますように、今現在住んでいて、何とかかんとか頑張っている人たちには手を差しのべないで、新しい人たちにこうしようと言うような、現実を見ていかなければ、この人口対策にしても非常に厳しいのかなという思いがいたします。

ただ、確かにどこで線を引けばいいのかとか、いろんな問題がありましよう。だけど、現実として、7年前に帰ってきたUターン者にしても、村からの定住促進の為の支援も、ゼロではないんですが、微々たるもので、それでもなかなか自分の生計が立てることは出来ないと、そういう状況もある。あるいは、過去において、私が話を質疑の中で提言を致しました、村営住宅の住宅を増やすということが難しいのであれば、村有地を敷地造成をして、定住者に安く払い下げて、家を建てるような住宅資金の資金問題の窓口を広く持つとか、そういうようなものをしながら定住促進を進めていく。今現状では、空家対策と言う事で限られております。空き家が何件あるかということでも限られております。

ただ、その中で土地は、村有地は、かなりの面積としてあるわけです。そこらへんを敷地造成をして募集をする、提供をするというような流れも作っていくような、思い切ったものがそこになれば、非常にこの過疎からの脱却とか、人口対策にしては難しいところがあるのかなと、そんな思いがいたします。

そういう点に関して、現実的にここに計画を載せているんですが、このどの計画を見ても無駄ではない、必要なものなんですよ。そこで思い切ったものを人口対策で村の一つの目玉として、敷地造成をして、村営住宅を建てるんじゃなくて、その家を立てる人達はどうぞと。土地は提供しますと言うぐらいの、そのような対策も考えていくことが必要だと思うんですが、そういう点についてはどのように考えているか、村長の考えを伺います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

ご指摘のとおりだと思っております。

最初この定住住宅につきましては、ある一定の期間だけ入ってもらおうと。あとは、自分で造ってもらおうと言うのが最初の趣旨でありましたけれども、入った後の処置がうまくいかずに、これがずっと入っている。そういうような人達については、先ほど指摘がありましたように、いくらかの補修は課しているのかもしれませんが、途中で入ってきて、現実はまだ4～5年経ったものが、過去のその補修まで被ると、こういうのはやはり、ちょっとあってはならないことではないのかなと思うことであります。やはり、ご指摘のとおり見直しをする必要があろうと、そういうふうにも思っております。

それから、宅地造成の貸与についてでありますけれども、これらについても、本来考えていかなければいけない問題であろうと思っておりますが、なかなか地域によって、良いところはほとんど私有地になっておりますので、私有地を買収するようなかたち等をとって宅地造成はできないのか、これらについても考える余地があると。是非そうしたことを進めなければ、今のような状況での定住はなかなか難しいのではないかと、そういうふうにも思っております。

一応、良い機会でございますので、過疎計画と一緒に皆さんからのご意見も伺いながら、今後の対策を考えていきたいと、そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

敷地造成にしましても、ひとつの考え方なんだろうと思うんです。

当初私の地域で、皆さんがご承知のとおり、今村営住宅のあるところ、あそこは集落外だったんですね。人が住むところじゃないということで、現在N T Tの小屋が一件建っていた位で、あとは教員住宅も何もなかったんです。

だからそういうかたちで、そっちに一つの集落の流れを作るという考え方も含めていけば、適地が結構あるんじゃないのかなと。今現在住んでいる集落の近辺じゃなくて、そういうかたちで集落を広げていくような、そういう流れも今後は検討する必要もあるのかなと、そんな思いがいたします。

それと、その、村営住宅の家賃を上げたり、いわば言葉は悪いかもしれませんが、今の村の住宅の提供の仕方と言うのは、長年住むことによって、自立をして、そこを出て自分で家を持ちなさい。ところが、村の実態として、産業も興っていない、所得もない。しかも今度は住宅資金、貸付資金としては最高額500万までですか。フェリーとしまの運賃からして、資材を購入するので何百万もかかる。そういう現状で家を建てなさいといっても、なかなか国庫の貸付でも金融機関がないから貸付は受けられない。そういう状況の中で、住宅を建ててしなさいというのも酷だろうと思うんですが、そこら辺をどうするかも議論していかないといいけない。

あるいはその産業資金を借りるにしても、住宅資金を借りるにしても高齢化の中で保証人そのものが見つからない。あるいは保証協会等のなんか折合いは出来ないのかという話を、いくら話しを議論しても難しいという。そこら辺の打開策もなんか違う視点から考えて立てていく必要があるんじゃないかな。村が本腰を入れてですね、保証協会との提携をちゃんとして、そして住民が保証協会の保証によって、住宅資金の借入れができるような、そのような流れもどっかで見出していかなくては、このままではいけないだろうと、そんな思いがします。

そういう面で、今後の視点を違う方向へ向けて考えて、過疎計画を進めていく必要があるのかなという思いがします。

また、現実に帰って、私の地域の南之浜線。フェリーとしまと繋ぐ、唯一の幹線道路であるんですが、あそこが地すべりを起こして、舗装そのものが安全な道路が確保できないと。そこで安全対策をするというのか、地滑り止めをして、道路を拡張、改良舗装するにはかなりのお金がかかると。村の単独ではできないという状況の中で、こういうものが過疎計画の中に例えば県にお願いするのなら県の、そういうものが計画の中に入っているように見えないんだけど、その点についてはどこに入っていて、どういう考えで計画しているのかというのを伺いたいと思います。

南之浜線のこの改良舗装工事は座談会等でも地域の第一の要望でもあるんですよ。要望書の第一に載っている件ですからね。第三とか第四番目じゃなくて、第一の要望ですから、その点できちんと処理がされていると思っているんですが、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

参考資料の22年の概算事業計画と言うところを、7ページです。ここのほうで、村というふう書いてありますけど、一行下ですね。これでもって南之浜線取付道路工事、すみません。

すみません。この過疎計画のそのものには載っていませんけど、本年度で災害のあったところですね。あそこは、もう今コンサルタントに委託しての対策工、それを今やっているところでございますけど、この計画そのものには今のところは載せていませんので、また追加で載せるように致します。

○議長（日高通君）

しばらく休憩致します。

○議長（日高通君）

それでは、本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

内容的にはかなりボリュームもあってですね、ちょっとこの場で一件一件というわけにはいかないと思うので全体の部分で伺いたいんですが、まずこの過疎地域自立促進計画案として、今回今議会に上程されたわけですが、期限が平成22年度から平成27年度、この中にもこの計画期間については22年4月1日からというかたちになっているんですが、何故今の時期に上程されるのか、その点を伺います。

それと、この計画の策定にあたっては、どのようなかたちで策定されたのか。策定にあたっては、例えばその策定委員会なり、そういったものが組織された中で様々審議がなされた上でこういったものになったのか、その点について伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず、22年4月からスタートしたのに、なぜ今の時期での議会の議決なのかと言うご質問ですが、法律の施行が確かにこの4月から改正法が施行されたことは事実です。その間に鹿児島県、それから国のほうとの協議ということで、県のほうと県の地域振興室、地域振興局なんですけど、そこでの協議の中で、県下の市町村の議会に上程計画については、9月あるいは12月と言うことで協議を進めてきました。それは何故かと申しますと、ひとつはこの新過疎法の中にソフト事業を盛り込むということで、法律のほうが先行で改正法が出来たんですけど、その具体的にどのメニューまで新たな法律の中に入れるかと言うところの議論はまだハッキリしなかったという事等で、計画議決が遅れたということになっています。

したがって、昨日本村のほうも新過疎法に基づきます起債申請を行ったということになります。通年でありますと、5月ないし6月時期には当該年度の起債の申請を行うわけなんですけど、それは新たな法律にあわせようということで、県下の市町村は今時期に県のほうの起債申請を受けているというのが実態です。

それから、本村のこの計画を策定するにあたりましての協議でございますけど、基本的にはこの法律は過疎計画は平成17年作成したもの等をさらに6年間延長しようというものが基本にはございます。

この中身の資料を見ますと、平成17年を対象にしたもの、つまり国勢調査ですけども、それをしたこと等の文言がかなり出てきていると思います。だから、以前10年間計画してきたものとそのまましようというものがあまして、さらにそれにソフト的なものを加えようと言うことの中で進んできました。

それで当然10年間の過疎計画の検証もしました。それは、村長、副村長以下、関係課長、それから担当室長、係を交えて村長室で行い、そして、それを担当からの申請があったもの等を再度そこでチェックし、もう一度バックさせて、この計画にのせて、県のほうの協議と言うかたちになったということで。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、これより昼食の為、休憩致します。

午後は1時にお集まりください。

昼食

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

午前中の一番最後に伺いましたこの計画の策定にあたっての経過の中で、まあ過去の計画の反省、それから評価、それと今後の部分のものを盛り込むかたちで、役場職員、担当課長、三役の中で、今回策定したということなんですが、やはり先ほどから地元の意見等、そういったものが本当に反映されているのかと首をかしげる部分が見受けられる、そういった点があることを考えますと、やはりこういった長期的な計画等の策定にあたっては、今年度から地域づくり委員会等も動き出していますので、そういった中に投げかけるなり、自治会に投げかけるなりして、やはり住民、それと行政、共通の認識のもとにこういった計画を今後は策定していただきたいと、そのように思うところであります。

それと1点だけ、航路の関係で伺います。

この36ページの中ほどに、「国の交通基本法制定の動きを注視するとともに、効率的な航路運営を推進していく」というふうに触れられているんですが、この国の制定しようとしている、この交通基本法というものがどういうかたちで本村の航路運営に、影響を及ぼしていくと見込まれているのか、現時点で分かっていることがあれば答弁を求めます。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

近年の情報で、これは今年の何月でしたかね、全国の旅客船協会の離島部会に私が出席したときに国土交通省海事局内航課の課長が来て、交通基本法の法律を定めたいと、そういうものの概略の説明があった。その時までには、特に心配するようなことではないと思っておったんですけども、この11月になってから、どうもその考え方がおかしいよと、そういうような情報が入りました。急遽そのことで陳情をしようというような全国離島振興協議会からありました。

いろいろこの法律を調べてみると、基本的には今までその国が支援してきた補助金の額を2分の1にすると、こういうようなその構想をもっていると。しかも、今までは事業者が直接補助金を精算払でやってくれておったわけですけども、これを暫定交付として、事前に鹿児島県であれば鹿児島県で協議会を作って、その協議会に補助金を流すという仕組みになりそうだということで、これについて、「それじゃ、とても我々の地域では合点がいかない」と言う事で、いろいろ陳情を重ねております。

鹿児島1区の選出議員にも「これではどうにもなりませんよ」と言う事で、「特に十島村、三島村の航路については毎日行っている航路ではありません。ご承知のとおり週に2便、週3便、そういう航路を持ちながら、これを2分の1にするということは、そもそも定期船を走らせるなというのと同じじゃないの。あんたたちは何を考えているんだ。」と言うことで、厳しく申し上げました。そしたら、当初はとぼけたのか分かりませんが、「どういう意味ですか。」と言うから、「意味も何も、そのちゃんと政治主導でやるということでやっているでしょう。」と、「その官僚主導であれば、分からないのが本当かもしれないけど、政治主導ということは皆さんがきちんと法律を作ったわけだから、それをわかっていないとおかしいんじゃないの。」と、そういうような指摘をしたりしてやったら、その海事内航課の課長から直接電話が入りまして、「それは基本的な考え方である」と。「十島、三島の特殊事情については考慮する。」と、こういう言い方をしましたけれども、「今の目先のことでそうかもしれないけど、もし将来にわたってそういう保証はできないでしょう。」ということで私は突っ張っているわけですが、そういうことで、確かにこの交通基本法ができれば、良い面もあるみたいです。それは我々のところじゃなくて、他の地域でそういうことが言われております。

そういうようなこともあって、「どうしてもこういう法律の改正は相成りません。今までの離島航路整備法の法律は一体全体じゃあどうなるの。」と「それを廃止して、こういうものを作るのか。」とそこまで今追及をしております。

民主党だけでは駄目ですので、勿論自民党にも離島振興連盟というのがあります。それから、最近11月の10何日でしたか。公明党が離島振興本部というものを立ち上げるということで、また全離島から呼ばれて、私その会議も行きました。先ほどお配りした新聞にも計上されておりますけれども、そういうよ

うなところで声を大きくしてやっております。

したがって、民主党の離島、島を振興する連盟の事務局長が打越あかしさんと、三区の選出の、これは比例ですけれども、この人については「それはけしからん。」と、「一生懸命します。」と言ってはくれています。ですが、先が見えないものですから、非常に心配しております、そのことをここにちょっと書いてあるんだと、そういうふうに認識をしていますけれども、そういうようなことで、本当これからの航路維持がどうなっていくのか、全く予想がつかない状況です。

しかし、これについても絶対私どもは譲ることはできないということでやっておりますので、近いうちにまた結論は何らかのかたちで見えてくるんじゃないかと、そういうふうに思っておりますが、今後とも一生懸命そういうことで頑張っていきたいと思っています。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

どうしても、そういった情報に関しては、ほとんど私も知らない状態です。今村長から伺って、とんでもない話だなと、本当に住民の唯一の足である私達の十島航路がそうしたかたちで、今後影響を被るようなことがあっては、本当に島での生活というのが成り立っていかないと言う部分がありますので、村長にはもちろん頑張ってくださいと思いますし、またこういった情報については、出来るだけ私たちにも情報として知らせていただきたいと、このように思っています。また今後よろしくお願いします。

○議長（日高通君）

本案件につきましては、細部にわたって質疑が必要であろうと思いますので、これより協議会に移したいと思います。

協議会

○議長（日高通君）

それでは協議会より本会議に戻します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この過疎計画については、基本的に人口対策ということも含めて、人口増を図るというのがあるんだろうという風に考えるんですが、地域の地域おこし推進委員会の中で、テレビ会議で役場の担当と協議する中に、十島全体の過去の人口の推移がありますね。各島ごとに。そうすると、例えば水の少ない小宝島では何名増が、人口が住めるのか、そういう積算をしたことがあるのかと。ただ漠然としてね、漠然と人口対策、人口対策、人口増だけであって、中之島は過去に1000人超える、住んだことがある。だけど現実の問題として今何百名住めるのか。あるいは諏訪之瀬島では、淡水化装置で水の量からして何名ぐらい住めるのか、そういう積算をしたうえで、農地の還元ですかね。農地の対策等も図っていく。それすらも水の勿論、湧水の量からも含めてね、限界があるんでしょうが、漠然としすぎてそこらへんも全然つかめないような状況じゃないかと、そんな思いがするんです。

それはやる必要が無いのか、今後の十年後の継続にとっても、今600人切ったという中で、それじゃあ最低限あと5年間で人口を何十人増やしましょうとか、目標を設定することが良いのか悪いのかは別にしてね、そういうものを持ってやるべきじゃなからうかと、具体的に当たるべきじゃないかという、思いがします。

この過疎計画の中にも本来であれば、5年後には100名増を図るんだというような具体的な数字が出てもおかしくないのかなと、そんな思いがひとつあります。

それから、ここへ沖中君が来ていますので、この昨日ちょっと議論しました船の高齢者専用席の確保。

この過疎計画の中から見ますと、平成29年あたりには、この船を配船をして新しいのがそこに就航するような流れになっています。

あと何年しかない、運航する中でね、今高齢者のベッド数が足りなくて、予約をしてもなかなかそのベッドがまわりつかない、そういう現状を考えると、これは国との折衝も必要だ、航路対策の赤字航路の対応になるかどうかも含めて検討せんといかんという話だったんですが、これがないと早急に図ってやる必要があるんだろうと。後何年ですか、何年後に新船建造計画を立てる、推進員を作るという話まで具体的に出てきているわけですから、このベッドのこっちのほうは、もう即協議に入って、計画どころじゃなくて実践していく必要があるんじゃないのかなとひとつ思います。

それから、このごみの問題等は、国の法の改正によって、我が村にとっては非常に苦慮しているような問題のひとつになるんだと思うんです。

片方では焼却炉の維持管理が大変だと。例えば今度は家電リサイクル法に則って、フェリーとしまの運賃も出しながら、今後また地デジ対応でテレビの交換が出ますと、それも個人の負担となって、船の運賃も含めて費用が出てくるわけですが、いろんな面で経済的に住民にとってはダメージを受けている。その中で、この過疎計画の中にもっとその具体的なごみ対策あたりが打ち出せないものかなと、そんな思いもいたします。その点については、私は中身については詳しく読んでいませんけど、この事業計画を見る限りは、そんなに具体的に載ってないのかなという思いがしますのでね。そこら辺はどのように考えているのか。

あと、この畜産振興に関して、一点伺いたいのが、この人工授精師の養成にあたっては、その人工授精師の各島の状況が一覧表になって出てるんですが、当初の村役場の助成を受けて、この資格を取るときには人材が無かったと。ここIUターンを含めて、人材が出来た中で、授精師一人ではどうも本人が出張、あるいは入院したときの代わりがいらないといったような、そういう状況が今でも度々出てきているんですが、それによってその受胎率が減っている。そういうものを防ぐ為に、何らかのかたちで、また助成も含めて、この過疎対策の中でも考えていく必要があるのかなと。永遠とすべてやれとは言いませんが、こういう現状の中で授精師、例えば住民課関係のヘルパーさんを養成していくのも、絶えずやっぱりそういう養成をしていかなければ、人材が確保できないという、そういう思いも含めて、この人工授精師の村での助成等も再度何らかのかたちで養成していく必要があるのかなと、そんな思いも致しますが、その点についてもこの計画の中には入れてないんじゃないかなと思うんですが、その点についても伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ごみ処理について質問がありましたけれども、この計画についてのご報告申し上げますが、議員がおっしゃるとおりですね、これからごみ問題というのはやっぱり大きな問題になってくると思っています。

ここに入ってくるものはあるんだけど、出て行く方法がないということだと思います。

以前には中之島に大型処理施設を作って、炭化ですかね、炭にして、という話もありましたけれども、これも施設は出来ても、その運転コスト、メンテナンスですかね、これが非常に高くつくということで断念したような経緯もあったかと思いますが、今回はですね、今現在燃えるごみについては他の島に、平、諏訪之瀬、小宝ですか。運んでいるということですので、その計画の中について、小型の焼却炉について設置ができないかということで計画には上げております。

ダイオキシン等の測定のいらない、0.5、火焼面積というんですかね。それが0.5㎡以下だと、いらない焼却炉施設があるということですので、今回その計画年度にそれらを設置できないのかどうかということを検討していくということで、ここで計画に上げております。

それから、焼却灰についてはですね、今、熊本県の菊池市でしたかね、そこをお願いをしているわけですが、いっまでもここが引き受けてくれると言う保障はないというふうに聞いておりますし、また鹿児島県のほうも産廃処理の、薩摩川内市のほうに設置したいということで計画を進めているみたいですが、それらが早く稼働されるということを私どもとしては願っているところでございます。

ごみについてはいろいろご迷惑をおかけするかと思いますが、今後とも宜しくお願いします。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室室長（沖中猛則君）

定期船の高齢者専用席の拡充ということなのですが、これについては計画年度を23年度で実施というかたちで計画を上げさせて頂いております。

というのは、これは活性化事業の中の位置づけで、いわゆるはっきり申し上げまして、この高齢者専用席をベッドを必要とするかどうかと言うのはですね。非常に航路補助制度上、なじみが非常に薄い可能性が高いです。一般旅客定期航路事業者の中でそこまでする必要があるかどうかという議論までなってきましたので、それで一応私どものほうはこの活性化協議会のほうの補助を使って、2分の1補助ですね、ここで整備したいと言うようなかたちで計画書をあげてございます。

初年度にこの事業計画をあげた段階で、本省の海事旅客課のほうからですね、大幅な改造の場合は海事局と協議が必要だというような回答も口頭ではありますがありましたので、そこらへんは航路補助等の兼ね合いですね、を考えながら進めていかざるを得ないというふうに考えております。

やはり、いわゆる航路補助制度自体が若干村長の行政報告の中で若干さをりを申し上げたんですが、非常に補助制度自体が変化していきつつあると。で、その中で、この活性化協議会についても口頭で1年間の継続で終わりですよというような口頭での伝達がありました。

ですので、今、国のほうでの来年度予算の中で、435億円程度の特別枠の中で予算要求している中で、精査、コンセンサスで削減されていくという話もございますので、ここらへんもいまいち不透明なところがございます。

やはり、いわゆる航路事業者として、いわゆる一般旅客航路事業者として十島村がやっているわけですが、その場合は一般旅客を対象にしている部分と、住民を対象とした十島村としての福祉政策との兼ね合いが出てきます。その線引きを求められてくる可能性も非常に高いというふうに思っていますが、これについては今後12月にも航路補助の監査がございまして、そしてあと2月のドックの時に、じゃあ具体的に今考えております大幅な改修ということになれば指定席の1席をちょっとあげまして、2段ベッドを1段ベッドにしたりとかいうような諸法で大幅な改造にならないようなかたちでの高齢者専用席というのを確保できたらなというかたちで考えております。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

家畜人工授精師の件でございます。

当初、この家畜人工授精師を養成するにあたりましてですね、まき牛牛と登記牛じゃ、どうしても出荷したときに値段が違うということで、まき牛の淘汰も目指して、登記登録牛を目指そうということで、人工授精師の研修費に補助金を出したわけでございます。

当初の計画としましては各島に1名ずつ人工授精師を養成しようかということで、この事業を行ったわけでございますけど、これが平成20年度でしたかね、20年度か21年度、当初のその目的を達成しました。既に各島に1名ずつおると言うことで、村の補助もここで当初の目的を達成したから、この補助制度は辞めましょうと。また結構人工授精師そのものというのも個人の財産を増やすというか、そういう意味あいも深い、意味からですね、取りやめて、その後個人で取られた方もいらっしゃいました。それは勿論補助金とかそういうのをを出しておりません。でも、一応村としては人工授精師に必要な器具だけは備えてやろうということで、今個人でとった方もそういうことを器具だけはそろえてあります。

今後の計画でございますけど、今のところはそのある程度の、当初の達成をしていますので、また研修費に補助金を出そうということは今のところは考えておりません。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この計画に、その目標を持った計画を載せるべきじゃないかというご質問でございますけど、本計画の9ページを見てもらいますと、本村の人口の推移ということが出ているわけです。昭和35年に2600人の人口を抱えて、その後45年間の経過の中で、平成17年には670人ということ等で4分の1以下に下がるような状況となっています。

この過疎計画の策定をするにあたっての過疎としての認定の要件の中に、この45年間の中で人口の減少率が33%を超えるものが要件として過疎地域の対象ということ等の国の法律の中で示されています。

議員が言われますように、過疎地域というのは最大のネックと言うのは人口の減少ということで、本村のほうも数年前まで700人を維持し、最近では600人を維持しておったものが600人まで割るということで、危機的状況にあるということ等は先ほどの村長の説明でも話したかと思います。

私どものほうも人口を何年目にはどの程度まで持ち上げたいと言う、基本的な考え方をもちたいんですけど、今の現状からするとなかなかそこまで踏み込めないというような実態もあります。

したがって、新過疎法のソフト事業を活用致しまして、新規に入ってくる転入者の就業的な支援の問題、あるいは子どもを抱えた方々への支援というもの等を少額でもいいから、まずは地道に作り上げて、そしてある程度、今の人口の減少を止めるということをまずもったほうがいいのではないかとということもあります。

この過疎計画を作る過程の中で、県内に今40の過疎地域が、過疎の市町村が指定されているわけなんですけど、ことごとく人口減少だよなど。この減少を食い止めるには何が良いかという事で、県内の鹿児島県の過疎の地域の団体の担当課長等も首をかしげるというような実態があります。

だから、今回この新過疎法に基づきまして、村のほうのソフト的な事業に予算をあるいはその支援を投入することによって、どの程度その効果があるかということ等は、あと3年後、この過疎計画はあと3年後に見直しがありますので、その次には何がしかの答えというのが出てくるんじゃないかということ等は考えられます。

○議長（日高通君）

用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

ごみの問題はその時代の流れと共に、新しい焼却炉も出てくるでしょうし、いろんな角度から処理の仕方は検討していく必要があるのかなと、そんな思いが致しますので、絶えずそういう情報あたりは収集しながら、本村の特殊な地域のごみの処理の仕方にしても考えて欲しい。

いずれかの経済課の道路工事の件で、廃炉を言わば、島内の中に、その捨てるというような違法行為をあえて行政側で住民に押し付けるようなやり方があってはいけないというふうに私は思いますので、経費節減も基本的にはわかります。それを再利用する目的がきちんとあって、それで残せと言うのであれば話は分かりますけど、ただ、そのきちんとした再利用する計画もないのに、ただそこへ仮置きしてくださいと、あるいは碎石は塵捨て場に捨ててくださいと、不法投棄しちゃなんことを、そういうことを住民にも相談なしに、具体的にその行政側で進めていくということは、私はあってはならないと思いますので、ごみの住民のごみの問題に関する関心も高くなっている中で、あえてそういうことをしてはいけないと思いますので、今後も気をつけてやっていただきたいというふうに思います。

それから、このフェリーとしまのベッドの確保については、私がこう話をしているのも、実質何名予約の申込みがあって、何名キャンセルがあったのか、そういうデータはないんですよ。今度は例えばそれをどこで集約しているのか。私がフェリーとしまに乗って、3回か4回の中にそういう話がもう3～4件聞いております。行ったけど聞いてないと。だから仕方がないという人たちが、私が聞いた範囲の中で4～5人おりますので、そういう面でデータ収集しながらね。その航路補助の問題にして、赤字航路の経費の中に入れてもらえるかどうか、いろんなそういうデータを持って説得をしていく。例えば今度は、時代の流れでバリアフリー化の問題も含めてね。フェリーとしまの。そういうかたちで物事は変わってきていますので、昔と比べてね。

そういう観点から、国との折衝もしていく必要があるのかなとそんな思いがします。

あと、この人工授精のこの要請に関しては、課長の話だと、当初の目的は達成したと。その当時の目的は達成したのだらうなど。ただ、いずれ世代交代が行われて、例えば、現在今新しい制度を設けて、新規就労を要請、育てていこうというようなかたちで新たな施策を投げかけてやろうとしている。それと、私は全く一緒じゃないのかなと。今現在、実際足りない。しかも今度は自分で。とるにしても、経営状態、あるいは経済状態がうまくない、その良くない。そういう状態の中で、特別にせよって言うわけにもいかない。それはよく理解できます。

でもまた、改めて農業、畜産もこんだけ衰退、若干しております。そういう状況で、私の地域だけかもしれないませんが、その受胎率の統計を見てですね、何故なのか。一人だけいて、人工授精師が資格を取った

のが一人だけいて、その間は受精ができない。いろんな面でその受胎率が下がっているということもあるでしょう。技術的な面もあるでしょう。そういうものを解決していく為の支援は何らかのかたちでまたあってもいいんじゃないのかなと。

当初一か島に一人という目的は達成できたと。でも今後の課題としてはまだこういうのがあるということでは、それはできませんというかたちで終わるか、あるいは何らかのかたちでまた支援策を考えましようと言うのか、その地域過疎対策に対しては何らかのかたちで支援を考えていくことが必要じゃないのかなと、そんな思いが致しますのでね、再度検討をする必要があるんじゃないかと思うんですが、その点について。首長の見解も伺いたい。

あとこの人口対策につきましては、総務課長の言わんとしていることもよく理解できます。

ただ本村に、極論で言いますとね、今の昔3, 000人住んでいたから、今の現状で3, 000人住めるかと言えばそうじゃないと思います。

なぜかと言うと、水の使用料も昔と全然違います。電気も勿論、容量もあるでしょう。そういう意味において、今の現在の十島村で、本当に今現実として現状の生活をしていく為は何名住めるのかと言う積算ぐらひはあっても、私は目標はなくても、積算ぐらひは村でしても当然じゃないのかなと、私はそんな思いもするんですが、人口増を図ろうと言う言葉がなければいいんですよ。

そういう面においては、私は積算も含めてする必要があるんじゃないのかなと、そんな思いがしてならないんです。

目標も立てる必要がないということで、理解して良いのか、目標を立てるのが怖いのか、どっちかわかりませんが、私はそうすべきじゃないのかと思いがするんですが、その点についても伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

目標を立てたいんですけど、現実的にそこまで果たしてその目標が絵に描いたかたちに終わるんじゃないかということも気になることも事実です。

これだけ毎年3月を迎えるたびに、子ども達、中学を卒業する子ども達が出て行くと。そして自然的な死亡者も毎年発生すると。ところが、出生のほうはなかなか進まないと。

それで最近22年度になりまして、新規就農支援制度を設けたところ、幸いにしまして、Iターン者が宝島に2家族、それから他の島にも住みたいと言う意見が出てきているということ等をもうちょっと推移が上がるようなことになってくればですね。目標したこと等も現実味をおびたかたちで出来てくるのかなという気がすることを含めると、なかなか目標を立てづらいと。立てれないと言うのが本音かもしれません。本当は立てたいんですけど、なかなかそこまで踏み込めないと言うのが実態です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

人工授精の確保の問題ですけれども、昨日冒頭行政報告の中で申し上げましたように、畜産の今後の課題、これからやはり振興策等々ともっと協議をしていかなければいけません。そういうようなことで、畜産組合等々との関連もあろうかと思しますので、そういう中でしっかりしたことをやはり協議をして、きちんと進めるべきだと、そういうふうに思っておりますので、その畜産組合的な協議をもって努力をして参りたいと、そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、これより5分間休憩を致します。

2時30分にお集まりください。

休憩 14時25分

再開 14時30分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

審議の時間がちょっと短くて、すべての審議が出来ないのが残念でありますけれども、大まかに申し上げますと、当面の課題というのは、人口対策であることは間違いありません。

また、次に大事な件は、住民の所得の向上にあると私は思っております。所得が上がりませんと、生活の面も緊迫をして参りますので、産業の育成の面には全力を注いで、取り組んで欲しいと思っております。

この5年間の計画を見るところによりますと、ハード面とソフト面とがたくさんあがっておりますけれども、事業をする上において大事なことはですね、費用対効果というのがいわれておりますけれども、以前におきまして、いろんな設備を投資し、事業を入れておるわけですが、それによる経済的な効果というの、検証を行う必要があるのではないかと私は思っております。現在ですね。例を挙げますと、畜産関係の堆肥舎ですね。全島において造っておりますけれども。6 島ですかね。おりますけれども、効果がどうなのかと。計画を聞いたらすね。牛舎の堆肥をそこで集めまして、還元をするんだという計画でありましたけど、果たして効果がどうなのかですね。実際の効果は上がっているのか。循環的なそういう営農がですね。出来ているのかですね。その辺も疑わしい面もあります。

規模にしましても、小さい所と大きい所と、新しく作った中之島にも出来たと思うんですけれども、どのような計画で作ったのかですね。そういう面ですね。

それと農業生産の集荷施設ですか。これも一部の島においてはですね。全く利用が出来ていないというものも上がっております。ですから、こういう面の検証も大事だと思っておりますので、せっかく多額の工費を投入をしまして作った施設がですね。無残な姿で終わっていくというののもいかなものかなと思っております。

それと、もう一点ですが、公共施設等の維持管理ですね。相当数ありますけれども、耐用年数の半分を過ぎてもメンテナンスを一回もやっていないですね。学校関係、集会施設ですね、そういう面がいっぱいあります。実際に言いますと、10 年に1 回は維持管理補修をするのが筋と言いますか。施設の耐用年数を延ばす対策なんですけれども、本村においてはなかなか実施が出来ていません。これらも今後経済状況も厳しくなっておりますので、維持管理に関しての対策も向上をしなければいけないと私は思っております。

最後に一点だけ、島内の交通体系と言いますか、交通災害の防止策ですね。フェリーで現代は相当数の車両が乗り入れを行っておりますけれども、交通標識がないわけですよ。

勿論、道路交通法も適用外でありまして、県道もないしですね。そういう交通事故防止の対策も必要じゃないかと私は思っておりますので、以上対策の見解を求めます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

堆肥舎施設につきましては、これは平成18 年度に計画を立てまして、そのときの各島の保有頭数により面積を割り出して面積を決めております。

それから、集出荷施設につきましては、今のところ利用状況を私ちょっと把握をしてませんので、どうかたちか今この場所では回答はできません。

それから、道路におけるその標識等でございます。危険箇所においては落石防止とか、それから急勾配のところは急勾配何パーセントであるとかそういうのを施工時に設置していますけど、交通安全協会による規制標識とかそういうのは、うちのほうは全然今のところは立てておりません。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この計画の中にも本文の中で記載しております交通安全対策という事で38～39 ページに掲げて書いておりますけれども、確かに議員が言われますように村内の道路標識等が不十分ということでありますので、何らかのかたちで、まあ、交通安全協会は本村には存在していないわけなんですけど、村の単独でも

何らかのかたちでその標識というものは考えていく必要があるということでこの計画の中では記載しているということになります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

冒頭、一番議員が申し上げたように、その人口対策と住民の所得の問題、これが大きなひとつの課題であると。ご承知のとおり、そういうことになろうかと思っております。

特に近年、公共事業を廃止するとか、中央ではそういう話が出ておりまして、いろいろな会議を通じて、それは大都会の話であって、我々の離島には通用しないと。それからさっき費用対効果の話が出ましたけれども、この費用対効果についても離島では通用しないと。この二つを私は公共事業の関係で主張をしております。

したがって、政府が公共事業の云々と言う前に、離島をまわってみてくださいと。そうしたものが本当にそうになっているのか、私は納得できないと。我々は昭和21年から26年まで、米軍の統治下に置かれて、今の奄振とか、沖縄振興、小笠原振興、そういう、その社会資本事業にも全く該当されていない。そういうような中で、全国の離島振興法の枠の中での振興策、これ自体がおかしいじゃないのと。離島も小さいものから大きいものまである。大きい離島はそれなりに交通体系もうまく出来て、しかも事業もそれなりに大きなものが出来ている。我々のこの小規模離島については、全くそうしたものが無視されると。そういうような主張をしてきておるわけですがけれども、公共事業が減らされてきている関係で、いろいろ問題もあろうかと思えます。

先日、宝島のある人から、ごみの海岸のごみの収集、これは漁協あたりはもっと積極的にやらないといけないんじゃないのと。漁業再生法という法律の中で、賃金をとる手段もあると。それを活用しないというのはどういうことなんだという意見を頂きました。

私はやっぱり漁協あたりですね、そういうことを考えながら、お互いにタイアップしながら、いろんなものを作っていけないといけない。宝島、口之島、平島、中之島。諏訪之瀬島はちょっと難しいのかなと思いますけれども、それぞれの分野で海岸線の清掃をすれば、お金をもらえる手段はあると、そういうふうに思っておりますので、そういうところですね、やっぱり地域の中でお互いに考えて、漁業者だけではなくて、住民が皆でそうした知恵を出しながらやっていただくと大変有難いなあと思っております。

それから、費用対効果の関係で、畜産の糞尿施設、それから集出荷施設、これについては非常に活用しているところは活用しておりますが、していないところもありまして、ですから、これが我々みたいな多島村における、ひとつの自治効果の欠点であると思っております。一つ作れば、みんなが「俺の所にも作れ」という、そういうことがこういう障害を起こしている。そういうふうに私は理解をしておりますけれども、ひとつ物事を作ってしまうと、やっぱりそれが連動式になっていく。そこはお互いにやっぱり考えるべきであろうと、そういうふうに思っております。

以上追加をして終わります。

○議長（日高通君）

教育委員会、久保源一郎君。

○教育委員会（久保源一郎君）

公共施設の関連で、学校施設等につきましては、この計画においても、毎年単独の予算で、維持補修工事ということで、計画ではだいたい予算的なものもありますが、1,600万程を毎年計上して、補修をしております。ただし、その中で大型の改修工事、それ等につきましては、緊急性と危険度の度合い等の部分を勘案しまして、単独で予算をつけてもらうというかたちで延命措置をとっております。

それと、計画の中では、校舎等もだいぶ古いのがございます。それ等につきましては、この6年間の計画の中にですね、順次一応計画には乗せて、実施できればやりたいと思っております。

耐震の関係もありますが、耐震の関係では、補助の対象といいますか、基準等の建物等は1棟しかございませんでしたので、それ等につきましては、対震度があるということで、そのままになっております。改修もありません。

ただし、それに満たない、200㎡以下の教室等がだいぶ残っております。これ等はこの計画の中で、大型施設等と計画をあわせながらですね、計画的に安心安全な交付金事業等を使ってですね、改築が出来

ればと。作り直しですね、そういったのが出来ればいいかとは思っております。計画のほうでは順次危険建物等の改修工事で計画をしていこうかと思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

先ほどのですね。経済課長の答弁の中に、実態がわかっておりませんという（聞き取り不能）がありましたので、なるべくですよ、その実態の追跡の調査も行ってくださいよ。分かりませんじゃ答弁にはなりませんので。責任者ですから、あなたがですね。ですから、もう少しそういう情報とかですね。どういうふうに使っているのか、堆肥舎の出張があるわけですから、いった折に現状を見るなり、わかりませんじゃ答弁になりませんので、もう少し実態の調査も把握して、有効の利用ができるようにですね、対策を講じて欲しいと思っております。

時間がありませんけど、言える事は、出来たですね、施設を有効利用するのが目的でありますから、出来ていない地域には指導をですね、促してですね、お願いします。

で、また以前から言うんだけど、ものを作ったら作りっぱなしと住民の皆さんからいつも聞いています。ですから、その状況把握を的確にしてですね、どのような効果を上げていくかというのも大事じゃなろうかと思っておりますので、計画の中にもいっぱい上がっておりますから、こういう計画もですね、有効に事業が執行できるようにですね、努力をお願いしたいと思っております。終わります。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

2 点ほど伺います。

先ほど住民課長の答弁で、ごみの問題がありました。焼却炉、ミニ焼却炉を、計画を見ますと 3 基となっています。と申しますのは、過去において、今設置されていない地域、地域に要するに、国のあれが、基準ですか、ダイオキシンの基準に通るのであれば、それは焼却炉として認めると。ところが、今十島村の設置されているところはすべてクリアしている。そこで、ない島にも設けるべきではないかと話をしたところ、維持管理費がかさんでしまうからそこまで考えていないと。あとは将来においてのごみ処理の問題に関しては、難しい面はあるが、中之島に一時設置をして、そこですべてやるというような話も断ち切れになったまま、あとは先行きなんら案も何も無いと言うことで、この 3 基をまたすると言うことは、また元へ戻って、各島に焼却炉を設置して、そこで対応していくというふうに認識して宜しいのかどうか。将来の村のごみの焼却の問題についてですね。

それといっぺん、この経済課のほうで、50 ページのところに、平島がけ地対策事業と言うのがあるんですが、この事業名も始めて聞くんですが、これはどういうことなのか、その点について説明を求めます。以上です。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ごみについては今議員がおっしゃったとおりです。中之島において一カ所で集中管理できないかということで検討したわけですけど、ランニングコストのほうが高くついてしまうということでたち切れになっております。

それで今回、22 年度に隣の三島村のほうが小型の焼却炉を設置してみたいです。ちょっとだけ聞いたんですけど。

それでやはり、ランニングコストのかからない、経費のかからないようなやつでしていくことによって、将来的にも、何て言うんですかね、経費が安く抑えられるような小さいかたちで、設置できるのであれば、そちらを優先したほうがいいのではないかというようなことから、今回こういう計画になっております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

50 ページの平島がけ地対策事業、土砂崩壊改修事業、これは、今年の梅雨時期でしたかね、第 1 カーブのところの崩れた所の、山手のほうかな。あの、公務災害による側溝の事業です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第69号、過疎地域自立促進市町村計画の策定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第2、議案第69号、過疎地域自立促進市町村計画の策定についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第3 議案第70号 平成22年度十島村一般会計補正予算第4号についての件

○議長（日高通君）

日程第3、議案第70号、平成22年度十島村一般会計補正予算第4号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第70号について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成22年度十島村一般会計補正予算でございます。

まず予算の総額を2ページに示してございますが、予算の総額に7555万3000円を追加致しまして、予算の総額を34億5525万円とするという事でお願いをしております。

まず今回の補正予算の主なものについてでございますけれども、村の農林水産業支援制度に基づく、農業機材等の購入助成や、販売生産物の出荷支援等にかかるもので、3332万1000円、それから本年度の村政座談会において、住民から要望がありました、生活環境整備事業費等の一部、約4100万円、こういうものが主なものとなっております。

また人事院勧告に伴う、先に議決していただきました人件費につきましては、314万7000円を減額するということになっております。

それでは、歳入のほうから、事項別明細で説明を申し上げますが、11ページのほうから順次説明を申し上げます。

まず、地方交付税につきましては、普通交付税を2500万円増額しております。これは、今回補正の財源調整として計上するものでございます。ちなみに、本年度の普通交付税額は対前年度比177万6000円減額の、14億276万3000円で確定をしております。

現在国の臨時国会において、地方交付税を増額する法案が審議されておりまして、可決されたらさらに増額が見込まれる予定になっております。

それから、二つ目に分担金及び負担金がありますが、老人福祉施設への入所に伴う負担金として、19万4000円を増額しております。

次に使用料及び手数料につきましては、戸籍関係等の発行手数料として現在の収入状況をもとに2万5000円程度増額をしております。

それから、国庫支出金につきましては、89万3000円の増額をしております。民生費負担金において、社会福祉費の国民健康保険基盤安定国庫負担金が確定したことから、10万6000円を減額、また子ども手当受給対象者の増員に伴い、70万7000円を増額。それから、12ページの4万3000円の増額につきましては、障害者補装具等によるものであります。

次に県支出金につきましては、842万2000円を増額しております。

民生費負担金では、国民健康保険基盤安定の軽減措置がほぼ確定したことから、20万7000円の増額。それから子ども手当県負担金につきましては、対象年齢の区分変更等で6万2000円が減額されております。

次に13ページの総務費補助金では、国の雇用創出臨時特例基金を活用して、電算専門の技術者を確保する100%財源として、77万6000円を増額してございます。

民生費補助金では、一人親家庭の医療費を助成する県費2分の1助成分と、重度心身障害者生活用具助成4分の1分を見込んだものであります。

それから衛生費補助金につきましては、代替看護師の経費増に伴う診療所運営費補助金を141万5000円増額しております。

次に農林水産業補助金につきましては、本年6月議会でも触れておりますように、中之島高尾地区の遊休農地の再活用を図る為に、国のふるさと雇用再生基金事業から、604万4000円の支援を受け、農業振興と雇用促進を目指そうとしているものであります。

それから、財産収入につきましては、164万5000円を増額しており、主なものは不動産売却収入として、中之島地区のこれまで法人に貸し出していた村有地を同法人に売却した分、161万2000円でございます。

それから、諸収入の減額につきましては、算定誤りにより82万6000円を減額しております。

次の14ページですか、村債では4020万円を増額してございます。ご案内のとおり新過疎法により、ソフト事業も過疎対策事業債の財源が活用されることに伴いまして、定住対策や産業振興対策の新制度を設けたところでございます。

今回の補正では、冒頭触れましたとおり、産業振興支援分として3320万円を過疎債のソフト分で見込むものであります。なお、このソフト分は総務省のほうから既に本村の枠配分が示されておりまして、先の9月議会で措置したものとあわせて4950万円を充当するものであります。

また、ハードでは9月補正でソフト分として、民家空き家の利活用改修として、3件を見込んでいますところですが、これをハードに組み替えること、また新規として村営住宅の大規模改修分をハード事業債で700万円充当しようとするものであります。

次に歳出に移りますが、まず15ページの議会費の29万7000円の減額につきましては、期末勤勉手当支給月数の見直しによるものであります。総務費は753万6000円を増額してございます。主なものにつきましては、冒頭申し上げました人事院勧告による人件費を支出する費目から減額されております。

次に15ページの一般管理費の給料、職員手当、共済費等において、行政報告でも申しましたとおり、1月採用予定者2名分を見込んでおります。

それから、次に17ページの負担金補助交付金がありますが、十島会館に代わる村民の宿泊費助成事業を昨年度から実施しているところでありまして、最近その需要が増加しております。昨年同費で80万円を超えていることから、今回150万円を計上しております。

財産管理費の工事請負費では平島地区公民館に合併浄化槽を新設する為、400万円を見込んでおります。

次に18ページの備品購入費の54万5000円につきましては、公的個人認証サービスの機器がサポート切れとなったことから、県の町村会での共同調達で購入しようとするものであります。

また企画費の工事請負費で450万円計上しておりますものは、本年度から民家の空き家利活用事業に取り組んでいるところでありまして、定住の見込みが想定されることから、改修費450万円を計上した

ものでございます。

次に19ページの戸籍住民基本台帳の委託料及び備品購入費の減額は、戸籍電算システムの予算執行に伴う整備として減額するものであります。負担金補助交付金の増額につきましては、住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳システムを改修する必要から248万1000円を見込んだものでございます。

次に20ページですが、民生費につきましては、39万2000円の増額であります。22ページの負担金補助交付金で、本年7月から人口激減対策として執行しております、中学生以下の住民への生活資金対象者が最近の転入等で増加したことから、15万円を増額しております。

また扶助費の増額は老人福祉施設に1名の入所があったことから、135万7000円を、それから繰出金の27万7000円につきましては、国民健康保険基盤安定分を見込むものでございます。

23ページの母子福祉費につきましては、子ども医療費助成費が当初見込みより伸びないことから、50万円を減額し、70万円とするものであります。

それから、衛生費につきましては、3849万1000円の増額をしております。23ページの保健衛生総務費の工事請負費で、宝島診療所の手摺設置と中之島診療所の住宅部分改修を532万5000円見込んでおります。繰出金の214万4000円につきましては、簡易水道会計への財源支援として計上するものであります。

それから、24ページの環境衛生費で、3031万円を計上しておりますが、村営口之島野之頭墓地に上側の土手から墓地内に土砂が流れ込むということから、その対策と、同墓地に雨よけ、日よけ等の施設がない関係で、高齢者から休憩所的なものを設置要望が強かったことで、東屋風の施設整備を地元自治会で施工可能ということから、材料費並びに賃金等の経費228万2000円を計上しております。

また25ページの工事請負費につきましては、数年来平島地区から村営墓地設置の要望が出されておまして、村政座談会で現在の墓地の実態を確認する中、限界と判断したことから、同墓地整備を本年度と次年度の2ヵ年に分けて、今回2800万円を見込むものであります。

診療所費の諸費の報酬では、中之島診療所勤務の看護師は本年12月末で退職することから、後任補充までの間、非常勤の代替看護師を雇用する為に、その経費を26ページの旅費と合わせて見込むものであります。

27ページから農林水産業費であります。4451万3000円を増額計上してございます。28ページの農業総務費の工事請負費で口之島橋ノ本地区の農道の危険箇所部分に安全柵を設置することと、同路線の利便性向上の為に、本船接続の為に路線延長として640万円を見込むものであります。

28ページの農業振興費の委託料で、歳入でも説明を申し上げました国の雇用対策基金事業を活用しまして、地域求職者を雇い入れ、雇用機会の創出と産業振興の掘り起こしとして、中之島地区の高尾地区の遊休農地利活用に取り組む為に685万3000円を計上してございます。

この事業につきましては、民間企業等への委託が条件となるもので、さらにその委託業者は住民等を雇用しなければならないということで、現在その委託業者とは4名程度の雇用を計画することで協議をしております。その雇用につきましては、同社からの社員を派遣し、現地に常駐させる方向で検討しております。この基金事業につきましては、本年度と来年度の2ヵ年で継続事業で計画されておまして、本年度は主に現在の荒廃状態となっている遊休農地の整備を中心に一部種苗、作付け等にも取り掛かり、次年度は換金できるように取り組むこと等を計画してございます。

29ページの備品購入で、宝島地区生活改善室の真空包装機が老朽化しておまして、使用不能状況となったことから、新換えとして89万3000円を計上してございます。

負担金補助交付金の3332万1000円につきましては、本年10月交付の産業振興支援制度に基づく農業機材、トラクター等の購入補助、それから、燃料輸送タンクの整備補助、生産物の出荷補助を本年度のソフト過疎債の充当枠内で計画するものでございます。

畜産業費の賃金減額につきましては、本庁勤務の臨時職員が中途にして退職したことによるものでありまして、単独草地開発事業における現在での執行状況から判断して、それぞれ減額するものであります。

29ページの旅費の減額は委託獣医師の村内派遣を年間24回で見込んでおりましたが、先方の都合もありまして、見込みどおり執行していない状況から、調整するものであります。

また30ページの修繕費の53万6000円につきましては、ブッシュチョッパーの修繕費に要するものでございます。

次に林業総務費につきましては、39万2000円を計上しているもので、諏訪之瀬島、悪石島地区に

本年度タケノコ竹林改良を行っているところでありますが、その竹林に肥料を散布し、来春のタケノコ増量を目指すものとしております。

次に商工費は、列島マラソン中止によるものが影響しまして、70万円を減額してございます。増額では33ページの工事請負費において、ななしまの検査工事として船主フェンダー、GPSの交換等を甲板部を主とした工事が見込まれることから133万9000円を計上してございます。

それから、土木費につきましては、1580万円を増額してございます。村政座談会で要望のあった、宝島地区アスファルト道路の補修、中之島発電所上の村道ガードレールの設置、諏訪之瀬島切石港のエプロン部の繋ぎ目の補修を賃金と原材料費をそれぞれ計上をしております。

道路新設改良費では、同じく村政座談会で要望のありました、34ページの説明欄に記載しておりますとおり、965万円を見込んでおります。

35ページの役務費では、手数料として新規のケーソン作成の際に、国の検査が必要とされることから、147万円を計上するものであります。

36ページの住宅費につきましては、ハード過疎債を充当することから、費用の組み換えを行うものと、新たに平島地区村営住宅の改修として358万3000円が含まれております。

次に36ページの消防費につきましては、団員の消防服や投光機の器具等備品で11万5000円を増額してございます。37ページからの教育費では、52万1000円を増額してございます。事務局費の委託費で35万円増額しておりますが、山海留学生の増によるもので、現在留学生は20名となっております。

38ページであります、小学校費の工事請負費につきましては、中之島小中学校で水道管の漏水がありまして、その補修分として22万6000円を計上するものでございます。

39ページの負担金補助交付金で、婦人会子ども会の活動に要する支援として18万円を見込んでおります。

公債費につきましては、繰上償還により、本年度償還分の元利金を3200万円減額するものであります。

予備費につきましては、118万2000円を財源調整費として計上しております。

8ページに戻りますが、第5表で地方債補正で、歳入の村債で説明しましたとおり、新過疎法で対応する為に過疎対策債を4020万円増額するものでございます。

よって現時点での地方債総額は3億1850万円となる予定であります。以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

一点、今回ななしまの検査工事費に130万ほどあがっているんですが、ななしまは今まで通常ドックに入った場合、経費がだいたい300万から400万ぐらいかかっていたような気がするんですが、今回ななしまは、今、宝島自治会によって管理運営しているんですけど、このドックの際はやっぱり、役場のほうである程度みてくれるということだったと思うんですが、何でこんな急に額が落とせたのかをお聞かせください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

以前のななしまのほうは、私はちょっとご存知ないんですけど、今回の場合、見積の中で、今各種フェンダーとか、サーチライトの修理とか、そういうのが入っておりまして、また今回新しくななしまになった為に、経費とかそういうのがだいぶ抑えられているのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

指定管理になったので、当然経費は抑えなければいけないものだとは思いますが。ただちょっと、実はですね、話を聞いたら、「これだけしか予算が無いんで、この範囲でドックをするように」と言われたとい

って、管理者のほうですね。で、リストはあがっている、一旦見積もりはしてもらって、リストは上がっている中から一生懸命削っているんですね。その中で、これだけは必要だからというふうな感じになっているわけですね。だから、指定管理になったから、そうしなさいと。じゃあ何で今までそうしなかったのかなって。今まで何でそういうことをせずに、300万も400万もかけていくらもお金は湯水のごと使って、やっていたのかなと。だから、やっぱりそういうのが不信感になってしまうので、やっぱりこれはある程度、人を運ぶものですので、やっぱり必要な部分は、このやっぱりドックの時に必要な部分はちゃんと認めていただきたいと思います。私は経費を抑えることは反対ではありませんので、そういうことはちゃんとしないといけないと言うことは分かっていますが、必要な部分はちゃんと認めていただきたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

ななしまの修繕ドックにつきましては、当初予算で100万現計予算を抱えています。

先ほど経済課長からの説明もありましたように、業者のほうから見積をとったところ、280万の見積が出ておりました。中身のほうを担当の、今委託されている、船に乗られている方と、それとうちの経済課の担当との協議の中で、この部分はもうちょっと我慢してもいいんじゃないかと言うこと等で調整した結果、今回130万等で予算が足りるんじゃないかということで、予算措置をしたという状況です。

当然今の船舶は宝島自治会の管理ということになるわけなんですけど、以前この10月までうちの職員が船長として乗っておりますので、中身のほうはドックの前に、入札に付するする前に、一応中身を確認をしたうえで最終的には設計額のほうに増するかということとは判断したいと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

そのななしまの問題についてですが、10月から向こうに委託されて、宝島の自治会に委託されて、運航状況は順調にいつているのかどうか。また今質問のあった、その280万の中から削った中で、客を運ぶ船として、運航、安全に関しては、ベターをきさなきゃいかんだろうなという思いがするんですが、その点は経済課の担当と協議をしたうえでという話。それからもうひとつは、今の船長も含めて協議したという話なんですけど、そこでその状況がすべて把握した人たちがそこでチェックしてはいないんじゃないかという思いも若干するんですが、そこらへんは安全上の確保はされているのかどうか。そういう確信は持っているのかどうか、その点について伺いたい。

それと、もう一点、この農林水産業費の水産振興費、離島漁業再生推進事業のこの研修等の旅費、1万円減額。この中身について説明を願いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1点目のほうのななしまの修繕に伴います見積の調整の件でございますけど、手元に私、見積書をもっているわけなんですけど、286万3000円の中から、船体外装の清掃塗装ということ等のものを20万5000円削ったという状況での今回の予算になっております。だから、安全には特段支障はないだろうということと、このななしまは3月までドックに入っていたということを考えれば、ここは我慢してもいいんじゃないかということで判断したということです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

離島漁業再生資金の研修、普通旅費の1万円の増の件でございます。

これは、研修費の旅行随行旅費として、19万6000円組んでいたわけでございますけど、この旅費が1万円ほど足りなくて、消耗品のほうから1万円組み替えている関係でございます。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

農林水産業費の中の畜産産業のところで、ブッシュチョッパーの修理があがっているんですが、53万6000円ですね。これは何が原因なのか教えてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ブッシュチョッパーの調子が悪くて、今ニットクのほうに上げて、で、見積。私のほうにちょっと見積の内容がございませんけど、賃金のほうから53万6000円減額して、こちらの処理のほうに計上したわけですけど、私のほうで今のところ、見積のほうの原因そのものはちょっと把握していませんので、見積表を今持ってきますので。

○議長（日高通君）

審議途中でありますけれども、これより5分間休憩致します。

3時40分にお集まりください。

休憩 15時35分

再開 15時40分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどのブッシュチョッパーの件でございますけど、これはチョッパーは、通常竹林なんかを伐採する為の先のほうのその作動がうまくいかずに、修理を出しているということでございまして、今見積がここを出しているのが50何万でございますけど、実際は80何万で、現計予算があるものですから53万というお金を計上しているわけでございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

先ほどから出ています、ふるさと雇用特別基金事業の中之島地区の農業経営近代化事業、このことについて、もう少し具体的に説明をお願いします。

それから、行政報告の中でもありました、新規採用職員の1月からの採用ということなんですが、2名どういったかたちでの配置を考えておられるのか。

それと、今回のこの2名については、今年度の退職者等の補充によってで、職員定数の関係ではどのようなかたちになるのか、その点を伺います。

それと、産業振興支援事業の生産出荷経費支援、それから出荷運賃助成、この関係が負担金補助金で総額で出ているんですが、具体的にこの部分にかかる予算はどれぐらいみているのか。また助成を受ける際の申請の手続き等はどのようなかたちになるのか。

消防の関係で、ここでは直接は今補正予算では出てはきていないんですが、中之島消防車庫の建設について、今年度の計画で既にもう予算もとっているわけなんですが、残すところあと4カ月というこの段階で、まだ全く、見通しはどのような形になっているのか。その点について伺います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの中之島地区の農業経営近代化事業のことでございます。

これは、一定の業者に受託させる計画でございます。面積は高尾地区の村有地がありますので、そこを

だいたい1.8ヘクタール位を予定しております、本年度23年度はこの1.8ヘクタールを、荒地ですので、これを開墾しまして、だいたい2反程度を試験栽培まで持ち込めれば良いのではないかなと思っております。

従事する作業員は、指導員と機械オペレーターを1名、それから作業員は地元の方をお願いしようと思っております。これは公募による作業員を予定しております。

今のところだいたいの試験品目としましては、うちの営農指導員のほうで金柑なんかがいいんじゃないとか、それから冬場対策用の飼料品目等を、牧草をラップにして販売等なんかをしたらいいんじゃないとか、いろいろ考えていますけど、今のところは高尾地区の1.8ヘクタール、本年度でだいたい2田んぼを試験栽培しようと思っておりますのでございます。

それから、先ほどの生産出荷経費の支援でございます。

これが生産出荷支援がだいたい85万ほど組んでおります。それから、出荷運賃助成金として9万8000円。この中身としましては、出荷運賃助成は一才あたりだいたい100円以内に考えております。それから生産出荷経費としましては、それぞれの品目で金額を定めております。そして、その実績報告そのものというのは市場出荷の売上傳票とか、それから直接販売したときなんかはその領収書、または帳簿の写しですね、実際どういうのに使ったのか分かるものを提出していただいて、これに助成しようと、支援しようという考えでございます。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

職員採用の件でございますけども、1月から、1月1日付けで採用予定ということ等で、採用通知を出したところです。

近々、承諾等が届けば来月に入って、村長との協議の中で配置先を決めるという方向になっていくだろうと思います。

それから定数につきましては、本村で58名の職員を抱えております。この58名の中には、すみません。59名です。現在59名ですね。1名は休職ということで、長期休職ということで、ほとんど業務にも従事していないという者と、もう一人この2月から休職ということで、一人いますので、実際の職員は57名が実可動ということになっております。

ただ、58名に対して今回1月から2名入ることによって、1名増えることになるわけですけど、最終的には4月1日時点での58の枠に入りますので、定数を超えるということにはならないと理解しております。

それから、消防車庫の整備ですけれども、これは本年度の特定離島事業で3つの車庫を兼ねたかたちで整備しようということで、10月の下旬に一応入札を致しました。ところが、昨日来出ておりますとおり、応札業社がないということで、随意契約で最低の金額を出した業者と見積を徴した結果、本村が定めた予定価格の範囲に入ること等になった関係で、最終的には随意契約での契約を締結ということ等で進めている状態です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先ほどの件でございます。試験品目として、一応金柑とか牧草をラップすること等考えていますけど、最終的な品目につきましては、島の方、それから村の担当、営農指導員、それから受託業者と一緒に、再度検討する考えでございます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

消防の車庫については、一応年度内にいけるということで宜しいですか。

それと、職員定数の部分で、今現在2名の方が休職中という中で、やはり、特に事務の部分で一般職の皆さんにその方々の業務がやはり乗っかっている部分があると考えた場合、やはりそういったものも今後考えていかなければいけないのではないかなと思うんですが、なかなかその人事、それから個人の身分の部分もある関係で、難しい問題だとは思いますが、やはりこのままずるずるずるずる引っ張るわけに

もいかないんじゃないのかと思いますので、何らかの方向性を示していただきたい。そのように思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに職員が休職することによって、その残った職員の負担と言うのは出てきているわけですね。そのことを考えれば、何がしかの結論は出したいんですけど、法律の中で休職に、無給の休職に入って2年間はそれを強制的にはできないという規定がある関係からしまして、なかなか強制的にはできないという状況にあります。

だからその2年間で、どうかたちで復職ということも考えられるかということは、本人の意思ということも確認することになっていくんじゃないかと思います。

当然、本人の身分を左右する問題ですので、なかなかけいけいには判断できないということになるかと思ひます。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

中之島のこの村有地の売却。確か、公有財産を売り払う場合には議会にも報告するというような話が以前流れたんですけど、今回話も無かったんですけど、どこに売却されたのか。

それと、中之島の診療所、住宅部分の改修工事、どの部分の改修なのか。

それと今回、中之島の看護師が退職されるということで、当然後任にあたっては公募して採用すると思うんですが、いつ頃の時期に公募して、いつから採用するのか。そこら辺はどう考えられているのか。

それと、中之島集落からヘリポートのほうのガードレールの設置がありますけど、多分おそらく、これ橋の部分だと思うんですけど、これから上にもかなり危険な部分があつて、以前にも車が転落して、たまたまそこに松の木があつて、そこに引っかかつて、人命に影響はなかったんですけど、そこら辺だいぶ危険な箇所がありますので、そこら辺のまたガードレールの設置も検討すべきじゃないかと思ひます。

それからですね、ここにミニユンボですか、0.13とか、トラクターの購入がありますけど、これは6島に配備されて、この小さなミニユンボを使用目的は何の為に使うのか、ちょっと説明してください。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1点目のほうの財産売り払いの13ページに記している、この161万2000円でございますけど、まあ、議員が言われますように、村有地を処分する場合には事前に知らせたいということ等はあったかと思うんですが、これは自治会に、当該地域の自治会に対して照会をかけようということ等で話をしていた記憶があるかと思ひます。

これは中之島の地区ということで、中之島自治会のほうには一応照会をかけました。照会をかけるというよりもほぼ、既成事実みたいなかたちになるかと思ひます。

地元にあります業者、名前はちょっと差し控えますけど、わかるだろうと思うんですけど、あそこの事務所、それからいろいろと資材置き場というものの等は村のほうから貸し出すという事で今日まできておつたわけです。それを恒久的なかたちでも使用するという事等であれば、村のほうと処分しようということ等で、業者と協議した結果、今回坪当たり9000円の費用で一応処分したということになっています。

それから、2点目のほうの中之島の看護師がこの12月いっぱい退職ということになるわけですけど、当面は代替の看護師を一応やる方向で、1月の初旬にやる方向で考えています。

その者が適任というようなことであれば、履歴書を見る中では、かなりの病院の履歴ということを見る中で、また村のほうにも定住したいと思ひ等がかなり強いということを考えれば、その者が対象になるのかなという方向では考えておりますが、最終的にはまだ結論を出していない状況です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

道路維持経費の中で中之島のヘリポートを計上してあります。また、今、議員の言われたとおりに、どこか危険な箇所がありましたら、随時教えていただければ現地を調査しまして、設置したいと思つており

ます。

それから先ほどの農業産業支援事業の中の機械器具整備でございます。その中でトラクター、ここにあります。トラクターは一応5台購入予定でございます。それから管理機、これは耕運機ですか。これをだいたい7台。それから油圧ショベル、これは、この前協議会の上では小さなミニユンボということを申し上げましたけど、油圧ショベルのだいたい0.13m³級の、ちょっと大きなやつを、これを2台購入しようと考えております。

それから最後の下のほうのオーガドリルですね。これは7台購入予定でございます。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

中之島の診療所の住宅改修の部分ですけど、あの診療所が62年でしたかね。に、設置開設されておまして、その後2人の方が入ったんでしょうか。その後、中のリフォーム等の見積をしていなかったということで、今回退職をするにあたり、住宅を点検したところ、議員もご案内のことと思いますが、ちょっと改修しないと人が住めるような状態ではないんじゃないかということで、今回予算を計上しました。

ただ、まだ荷物が入ってありました関係で、まだ全部の見積が出来ておりませんので、また出てからは契約後になるかと思うんですが、出てから細部にわたってやはり調査をする必要があると思いますので、住宅としての改修としては全般的にやっていこうかと思っています。

○議長（日高通君）

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

この看護師の採用にあたっては、当然公平さを規すには公募をしたほうがいいと私は思うんですが、1月から採用のかたが適任であれば、その人をそのまま採用すると言うことですが、どうなのかなと私は思います。

それと、経済課長、このトラクター5台、どこに配備されるのか、そのお答えもまだ聞いてないです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本来ならば、7台設置したいんですけど、なにせこの過疎起債の予算の範囲でどうしても5台というふうになってしまいました。

このすべて一応執行した段階で、執行残が残っていればまた1台なり、購入が出来る。まだ足りない分については次年度、23年度で予定しています。

今のところは5台は購入は予定していますけど、どの島に配備するとか、整備するとかは決まっていません。これは今後また自治会と打ち合わせて、話をしていかなければならないと思っています。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

確かに言われたとおり、職員を採用する場合には公募というものが前提にあるかと思っています。そこは重々承知しています。

特別な業種を採用する場合には、村長の選考ということの規定もまた別にあるという部分もあります。

今、今日の私どもの地域事情等々を考えたときに、そういう適任というものを判断する上では、前もってその数カ月の中で適正等を見極めたうえでの採用というのがあってもいいんじゃないかということ等も判断の余地になるんじゃないかと思います。

したがって、議員が言われるような公平性を保つべきじゃないかということにつきましては、再度また村長との協議の中で最終判断をしていきたいと思っています。

○議長（日高通君）

審議途中ですけれども、これより協議会に移します。

暫時休憩致します。

協議会

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

リサイクル関係ですね、について、住民課のほうに伺いますが、現在、月に1 回リサイクル活動によってごみの搬出を行っておるわけですが、粗大ごみの関係がですね、本当に島外に出ているのかですね、そこらへんの実態把握も私は必要かなと思っております。

というのは、住宅の改修する場合の、廃材等が結構出るんですよね。屋根材とかを改修する場合はルーフィング等とかそういう諸々があるものですから、すべてのものが島外に出されているとは限らないと私は思わないですよ。

ですから、その不法投棄はどうなっているのかなと思ってですね。島内を回ってみているんですけど、そこら辺の徹底ですね。村が言う、その、「島内にはごみは残さないんだ」という方針は、良いことなんでしょうけれども、実際にはどうなっているんだろうかなと思っております。

燃やせるごみに関しては、島内でどうにか処分は出来ておりますけれども、その他の粗大ごみですね。産廃にあたるようなごみを山中に投棄している場合もあるんじゃないかなと考えておりますので、その辺の実態調査ですね。住民の要望によると、大きなごみやその間隔が長いものですから、出すのに溜めておけないんだという声も上がっております。そういう実態調査も必要かなと思っております。

処分場があれば良いんでしょうけども、廃止をするという5 品目に対しての処分場も、もう出来ないんだという村の方針でありますから、その辺の実態調査もお願いしたいと思っております。

リサイクルの容器のコンテナが少し足りないですね。毎回ですね。ビン類とか結構出る関係で、各島において取れない分の補充をお願いしたいと思っておりますので、その辺の回答をお願いします。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

粗大ごみにつきましては、産廃についての対象にはしていないと思うんですよ。回収はですね。ですから、ルーフィング等とか処分はどうなっているんだろうかという話ですけども、その追跡はちょっとやっておりますので、追跡させます。

それから、木の長いやつが溜めておけないんだということですけども、それはやっぱり粗大ごみとして出す場合は、鹿児島島なんかでもそうなんですけども、小さくきっていただいて、長いままで出してもらっても困るんじゃないかと考えます。

それから、ビン搬送のコンテナ等につきましては、それぞれあるんじゃないかと思いますが、上げた分が返ってないのか、どうなのか、また島でどこか紛失か何か、どっか行き違いになっているのかどうか、これは確認させます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

村のほうにおいては、産廃の取り扱いは行っておりませんですね。ですから、今後そういう屋根のペンキを塗ったり、そういったルーフィングとか、こういう日常生活で出る産廃もあるんですよね。工事とか、産業で出るごみじゃなくてですね。そういう諸々も含めまして、やはり対策をしないと不法な投棄も発生するんじゃないかなと思っておりますので、対策をお願いしたいと思います。

そのコンテナの容器がですね、1 回1 回表があるんですけど、何個出しましたよというのは出しているんですけど、それが当たり前に書いているのかですね、そこら辺も正確な実態把握を。もし足りない場合にはまた増やしてですね、出来るように。毎回不自由しているんですよ。お願いしておきます。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

住民課長、今、ごみ、塵芥処理のこれ、ちょっと出てたんですが、塵芥灰、焼却灰、これは年に一回ですかね。3月までやるのか、年内なのか分かりませんが、どこもそうなのかな。4カ島どこもそうなのかなと思うんですが、蓋をかぶせてそのまま野ざらし、という状態で、私もちょっと用事があって、自分のものを処理したくて行ってみたら、もう上の蓋には水が溜まってですね、さび付いているという状況なんです。あれは借りているのか、私には分かりませんが、その人に聞いたら、年に1回だというふうに聞いたんですが、そのまた搬出が遅く、3月までにやるんだろと思うんですが、この焼却灰の我々の家庭内のごみの出し方によっては、今さっき前のほうで話があったように、どこか熊本かどこかにもって行くんですか。これ。将来は鹿児島県内もこれからね、つくるところもあるんでしょうけども、これは限りがあるんだろと思うんですが、もう少し小さい分別をして、ここ、見たんですが、銀紙ですかね、これが入ってて、そういう分配、分ければ、完全に分ければ、何か、何ですか。肥料に使うのか分かりませんが、それを受入れる場所、今いう肥料か何か分かりませんが、そういうことがあるらしいんですが、分かっている範囲で教えて欲しい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

焼却灰については、年に基本的に1回。あるいは溜まったときにまとめて熊本のほうに搬送するという関係ですね。1回程度でやっております。あとのほうはちょっとわからなかったんですけど。お願いします。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

もう少し、焼却する分の家庭から出るごみを細かく分類すれば、今言う熊本に持っていかななくてもいいというような話を聞いたんですが、そういうことがないのかどうか。あるのかどうなのか。もう少し我々が出すときにですよ。例えば銀紙をはずすとか、分かりませんけど。どういふものがそれであればいいのか分かりませんが、細かいアレがあるんじゃないんですか。そうするともう少し処理がしやすいということ。お金がかからないという意味ですよ。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

それは議員のおっしゃるとおりですね、分類を小さくして、例えば生ごみなんかについてはコンポスト等で処理していただくとか、そうすることによって、焼却量も少なくなってきましたし、燃やす量ですね、出てくる灰も少なくなってきましたので、そういう家庭でそういう処分できるやつとか、そういうことについては生ごみとかですね、やっでは頂きたいと思います。

それから銀紙等については、ちょっと燃え残るのかどうか分かりませんが、その辺については、燃えないごみなのか何なのか、そういう分類等についてやはりしていただくことが必要かと思います。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

せつかくのことですので、私は講習を受けていませんが、何人か講習を受けた方が島にもいらっしゃるんだと思うんですが、銀紙は燃えないごみだと思うんですよね。それがないと、なければ、処理する人の話だと、そういうものに分類をして、そういう講習を受けたと言うことでしたので、鹿児島ですといくら、例えばごみ袋を買って、あれは高いですよ。どこの市町村でも高いですが、我々の場合はそういうのも負担というのはないわけですよ。確かこれを作るときに1件でしたか、1人でしたか120円。で、通常鹿児島の時、当時60円だったですかね。それを十島村は倍の120円の検討で今のごみ処理のアレになっているんだと私は記憶しているんですが、そういった意味では、我々自分負担はしていないんですよ。鹿児島市であれば、鹿児島市の袋を買って出すと。またその中でチェックをして、名前を書いていますね、そういうことをやっていますよね。そこまで本当はもうやるべきじゃないかなというふうに考えるから、まあこういう話を、質問をしているんです。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

その銀紙については燃えにくいごみだと思います。ですからそういうものについて焼却することについては、機械等も傷める恐れも、長く経てばでてきますので、そこはやはり、分類をしていただきたいと思います。

それから、鹿児島市の場合はほとんど燃やすごみのほうにですね。ハーブスであつたりとか、あるいはビニールであつたりとか、ということでやっておりますけれども、他の市町村はどうかわかりませんが、本村の場合、容量が小さいですので、分類は皆さん方をお願いをしたいと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

2、3点伺います。水産振興の、先ほどお尋ねした研修旅費の随同行の、この中身について、若干説明を求めます。どういう研修を行って、どこへ行かれたのか。

と申しますのは、漁協の組合長、それからこの再生支援推進事業の担当である隣りもよく知らないということですので、説明を求めます。

それから水産振興の、この中で、燃料輸送経費の支援、これはどのようなかたちで具体的にフェリーとしまの輸送経費の支援だと思うんですが、そういう点、具体的に、どのように考えているのか。

それから機械器具整備、これは燃料タンクの島ごとに作っておくとかなんとかと、そのような話があったわけですが、これをどのようなかたちでこれを整備をしていこうとされているのか。

それから、出荷運賃支援。これは、魚を市場へ送るときの、1才につきいくらかというような支援をするということで、これは理解できますが、下の漁協取扱手数料の助成というのは、どのようなかたちでされるのか、その点について伺いたい。

それから、平島の公民館の、今でも、現在でも汲み取りでやっている。これを改善するんだというようなことで、非常にありがたいと思います。また自治会におかれましても、定住促進の面から、例えば体験型の定住を勧めるというときに、住宅が足りない時には公民館を提供するようにと、というような一言もちゃんと入れたほうが良いのかなと。水洗トイレにして、環境を良くしたと。そういう面では一時期体験型のそういう提示をしたいと言う人を入れて、させてくださいよというような一言設けて、自治会にも入れたほうがいいのかと、そういうことも考えますので、その点も含めて伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

離島漁業再生支援事業の研修の研修先ですかね、中身そのものは私のほうはまだこれは聞いておりません。中身そのものは。これは漁協とそれからまた担当とする、これはまだ場所も決まっていないのではないかと思います。していないと思います。

それから先ほどの水産業でございます。燃料輸送費の支援ということで、これは農機支援事業としまして、燃料タンクを島間でこう送るわけでございますけど、その2分の1を助成しようというものでございます。

それから機械器具整備で燃料タンク。これはそれぞれの、今ドラム缶で送っているわけですけど、これを燃料タンクにすれば、だいぶ経費も落ちるんじゃないかということで、燃料タンクを8基分予算措置してあります。

それから、販売鮮魚の支援ということで、出荷運賃助成金、これを1才あたり100円の助成をしようと考えており、100円以内を助成しようと思っております。

それから漁協取扱手数料の助成ということで、漁協を通して出荷した場合に対して、漁協の手数をすべて村がみるという事業でございます。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

平島の公民館のトイレ改修に伴った後の考え方ということですけども、議員も前回の議会から再三意見

を出されておりますので、今言われますようなかたちで、体験型の住宅にも何らか活用できないかということは、自治会との整備する際のひとつの条件と言うこと等では協議を進めていきたいと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この助成の件で、水産業のですね、燃料輸送タンク8基分を予定しているというんですが、この間の9月の議会の中でも少し議論したと思うんですが、軽油の使用と、それから重油の使用と、漁船は二通りあると。そこで軽油の使用料が多い島。あるいは重油が多い島、それぞれあるんだろうというふうに予想するんですが、そこら辺を漁協の理事さんあたりと協議をして、具体的に中身をつめてすべきだというような話をした経緯があるわけですが、これだと重油だけを対象に8基というかたちで考えているのかなと。そうすると、ちょっと不都合がおきるのかなと。

軽油は値段的にも高い。しかもドラムの運賃が高い。重油は燃料はいくらか安いんですね。そこら辺も含めて、この8基の振り分けも、4基は、このうちの3基は軽油にして、残りの5基は重油にするとか、そのいろんな使うパターンが使用のやり方によっては考えられると思うんですが、そういうことも含めて考えていらっしゃるのか、重油だけに絞って考えているのか、その点についても伺いたいと思います。以上です。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この事業を入れる前に、各漁船がどのような燃料を使っているかというのを調査致しまして、重油、軽油、それからガソリンとありますけど、ガソリンのほうはほとんど今使わないということで、重油と軽油でありました。

その中で重油を各島に1基ずつ据えて、軽油を1基だけタンクを買って、なんか既に1基だけはあるそうですので、軽油の場合は計2基になりまして、それをじゅんぐりまわして、軽油の場合は各島でまわしていけばいいんじゃないかなということを担当と漁協のほうと打ち合わせたようでした。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この土木費の中の住宅建設費、定住促進住宅改修工事ということで、民間借り上げの部分の工事の部分のことだと思ってるんですが、この関係で大掛かりな工事が必要な部分と、そうでない部分といろいろあるかと思うんですが、大掛かりな部分は業者発注をしなければいけないと思うんですが、それ以外の部分について、地元の雇用も含めて、地元でのそういう大工仕事等の雇用とか、そういった部分を考えておられるのかどうか、その点について伺います。

特に今回こうやって予算化されて、今回で上がっている部分については、急ぎが必要なのかという部分で思っているんですが、例えば、その先ほどから早めにそういう準備をした上で、定住希望者の受入れにあたるという部分では、ある程度時間的余裕のある部分もあるんじゃないかと思うので、そういったかたちでの、地元雇用の部分も考えていただければと思うところもあります。

それと、直接的にはこの部分とはちょっと外れるんですが、先ほど村営住宅の補修の関係で、入居者の自己負担金の部分の取り扱いのことについてなんですが、現時点で入居者の方が払われている家賃ですね、その中に、例えばその、こういう維持補修の積立金的なかたちでのものが含まれているのかどうか。例えばそういったものを長期に渡って積み立てていくことで、そのとき入っておられる方一人がその部分を自己負担しなければならぬと言うのは、確かにちょっとどうなんだろうと、ちょっとかわいそうな気がするんですけど、ずっと入っておられる方に、定額で、その額とかそういった部分を今後話せばいいんでしょうけども、ずっと積み立てていただいて、それを補修の一部に充てるとかそういった考え方もあるといいんじゃないかと思うんですが、そういったかたちが今現在とられているのか、もしくは無ければ今後そういうことを考えていく。考えていけないのか、その点について伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1 点目のほうの 36 ページに記載しております、住宅建設管理費の関係ですけど、これは純粹の村営住宅の改修部分です。今回組み換えをした理由につきましては、過疎債を充当したいということで、費目替えをしたということになります。

それから、民家の空き家改修につきましては、18 ページの企画費の中に計上する工事請負費で、450 万、上限額いっぱい 450 万を見込んでおります。

当初この予算を作るうえの時点では、宝島のほうに空き家を貸してくれるという情報があったものから一応計算しました。

ところがその後、持ち主の方と協議した中では、合併処理浄化槽は要らないよとか、あるいはもう改修は最低限にして欲しいとかいうもの等がありました。

その理由は改修費が増えることによって、自分の家賃収入が減るというようなことがあるのではないかとこの協議をする中でそういうふうに感じました。

それから、この当初、私は、前回の 9 月補正の段階では、入居者が決まってから予算措置はしますよということで、議会の皆さんには説明をしたかと思えますけども、先日中之島に住みたいという方が、2 組ほど行かれたわけなんですけども、うちの職員、あるいは随行された方の話ですと、とにかく住宅は待った無しであったほうがいいよという意見が受けたものですから、今回はこの 1 棟分と前回の 3 棟分、含めまして、今回予算の中で 4 棟を整備したいと思っておりますけれども、新年度の中ではあらゆる申込みの時点で予算を財源の範囲、それは過疎債の充当枠の範囲でも当然判断することになるかと思えますけど、前向きに予算は設けていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

これは村営住宅に入っている方々が積み立てをするということになります。ちょっとその辺は検討はしていないんですけど、本人から預かって、それを積み立てるという制度になるんでしょうかね。それは会計上どうなのか、地方自治法上どうなのか、ちょっと答弁できませんので、また村長とも協議をさせていただきます。

○議長（日高通君）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 3、議案第 70 号、平成 22 年度十島村一般会計補正予算第 4 号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 3、議案第 70 号、平成 22 年度十島村一般会計補正予算第 4 号についての件は原案のとおり、可決することに決定しました。

これより 5 分間休憩致します。

4時50分にお集まりください。

休憩 16時45分

再開 16時50分

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議については、あらかじめ審議の都合により延長致します。

△日程第4 議案第71号 平成22年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号についての件

○議長（日高通君）

日程第4、議案第71号、平成22年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第71号についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成22年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号でございます。

まず2ページに、予算の総額を示してございますが、予算総額にそれぞれ1050万8000円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額が、それぞれ9901万3000円と定めるということをお願いをしております。

それでは、歳入からご説明を申し上げますが、まず8ページからお開きください。

前期高齢者の交付金につきましては、平成22年度の交付通知を受けまして、269万3000円を増額をしております。

一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金として27万5000円を増額しております。保険税の軽減分及び医療費について補助されるものでありまして、今年度の申請額に応じて増額されたものであります。

それから、国民健康保険基金の繰入金につきましては、医療費の増額に伴い、725万3000円増額をしております。前年度積立てた基金の一部を取り崩しております。

特定健康診査等受診料につきましては、他保険者の特定健康診査受託分として28万7000円を増額をしております。

それから、歳出でございますけれども、9ページに一般管理費につきましては、事務事業の委託料として32万5000円を増額しておりますが、国保システムの改修に伴ったものでございます。

それから、保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費として950万6000円を増額しております。これにつきましては、一般被保険者の医療にかかるものでありまして、9月診療分支払いまでの見込んだ分で入院患者等に伴い医療の増加がありまして、今後の見込みも含めて増額をしております。

それから、共同事業拠出金につきましては、高額医療費拠出金として63万9000円を増額しております。これにつきましては、平成22年度分の拠出金の通知を受けておりまして、その関係での増額ということでございます。

それから、諸支出金につきましては、償還金として3万8000円を増額しておりますが、平成21年度分特定健康診査負担金の確定による精算金として増額をしてございます。

それから、保険給付費であります。一般被保険者療養給付金として1908万5000円を増額しております。これにつきましては一般被保険者の医療費にかかるもので、10月診療分支払いまでを見込んで、入院患者等に伴う医療費の増加がありましたので、今後の見込みを含めて増額しております。

審査手数料につきましては、2万3000円増額をしてございますが、月別の平均額が増加をしているものであります。

それから、出産育児諸費につきましては、出産育児一時金として42万円増額してございます。本年度中に出産予定者がいるということであります。

以上簡単ですけれども、説明にかえさせていただきます。

○議長（日高通君）

しばらく休憩致します。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

先ほど説明した中で、平成21年度分特定健康診査負担金の確定による精算金として増額しております。ということからの以下、保険給付費について、これは重複した感じの説明でありましたので、ここから先は削除させていただきます。

説明を削除ということでございます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第4、議案第71号、平成22年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第4、議案第71号、平成22年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第2号につ

いての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第5 議案第72号 平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算第4号についての件

○議長（日高通君）

日程第5、議案第72号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算第4号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第72号についてご説明を申し上げます。

本案は、平成22年度十島村船舶特別会計補正予算第4号でございます。

歳入歳出でこれは2ページですが、それぞれ828万4000円を増額致しまして、歳入歳出総額を9億2885万9000円と定めてお願いをしております。

まず、歳入から申し上げますけれども、8ページをお開きください。まず、国庫補助金で828万4000円を増額計上しておりまして、補正後の予算を5億6140万6000円としてございます。これにつきましては、第4号補正予算に要する財源調整をしたものでございます。

次に、9ページで歳出を計上しておりますが、運航費用の自動車航送料、航送取扱費の役務費で38万5000円、貨物費の役務費で40万1000円を計上しております。これにつきましては、見込み額の算定見直しによるものでございます。

それから燃料潤滑油であります、1292万2000円を増額してございます。これにつきましては、燃料費の単価上昇によるものであります。

次に船員費の給料、職員手当等で523万4000円を減額してございます。これにつきましては、先ほど議決いただきました人件費の人事院勧告によるものでありまして、負担金等の税率見直しによるものや、船費雑費の役務費を減額しておりまして、委託料への振り替えたことによるものであります。

また委託料では43万8000円を増額しております。これにつきましては、中間検査の際のテレビ交換による電化機器リサイクル処分によるものであります。

それから、営業費用の給料、職員手当等がありますが、19万円を減額しております。これにつきましても、先ほどの運航費用で説明しました、人事院勧告によるもの等、それから、負担金等の税率見直しによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

燃料費のA重油の今現在の単価と、今回単価上昇でということだったんですが、今後のその燃料価格の見通し等、どのようなかたちで見ておられるのか、その点について伺います。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室室長（沖中猛則君）

まず燃料費の現在の購入単価でございますが、これは11月24日に12月分を入札致しております。

単価が1キロリットルあたり5万6910円いうかたちでございます。

今後の単価、燃料の単価見通しですが、ご承知のとおり、今後需要期に入りますので、単価は上昇傾向。それと、一時期、円安傾向がございましたけど、比較的円が貴重な段階にきているということ。原油価格が若干値上がりしていく方向ですので、今からは例年どおり上げの方向というように推測してございます。

以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

予算とは関係ないんですけど、6 月の質問におきましてですね。昼休みの代理店の窓口の業務につきまして、お願いをしておりました。それについての代理店との話し合いが出来ているのかどうかですね、その点を回答願います。

○議長（日高通君）

航路担当、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

こちらのほうにつきましては、実際お昼、9 時に荷受を開始しまして、出港当日になりますけれども、午後の 5 時まで貨物のほうで受付を致しております。

その間、代理店のほうの担当者は正午から 1 時の間、通常の荷役をずっとやっておりますので、同時に切符のほうの、乗船券の販売、あと問い合わせ等への対応ということで、休憩時間なかなか取れないような状態です。

そこで、お昼 1 2 時から 1 時までの間は、ぴしゃっと労務管理上の休みということで、今現在、正午から午後の 1 時までについては窓口を閉めて、乗船券の販売も含めて、貨物の受付はしていないという現状でございます。

これにつきまして、先ほどの議会のほうでも出ましたとおり、只今代理店のほうとは協議を行っているところではございますが、今申し上げましたように、労務管理の、結局それをすることによって、通常労働基準法等に基づく休憩時間、休息時間、そういったものが今の人員では確保できない。あるいは追加でまた人間のほうを配置せねばならないという問題を抱えているという回答を、今時点では受けているところで、なるべく利用者の利便を増したいという気持ちは双方とも持っているような現状で、いかにこれを解決していくかということで、正直現在に至っては平行のままで進んできている状況でございます。以上です。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

まあ、労務管理を言われればですね、何も言えないんですけど、そういう窓口業務というのはサービス業なんですよ。サービス業。

ですから、その労務の管理なんですけど、その 1 2 時から 1 時までの全員が休憩をしなくても、交代制でですね。出来るんですよ。やり方によっては。

ですから、現場の人間がですね、何名で対応をやっているのかですね。だから、しょっちゅう 1 時間の間にですね、ひっきりなしでそういう業務は行なっているとは私はみなされないですけどねえ。常時 7 ～ 8 名の人員がいるんじゃないですか。

ですから、交代でですね。ずらして業務の受付ぐらいは出来るんじゃないかと私は思っておりますけど。

○議長（日高通君）

航路担当、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

只今、受付の方を、執行部の受付なんですけど、鹿児島港の代理店のほうが、従事をさせている作業員、それと車両のオペレータ含めて、総勢で 6 名で行っております。うち 2 名については作業員ということで、受け付けた荷物等をコンテナのほうに入れる、あるいはラッシングをかけるというような作業員でございます。1 人がオペレータ、これはフォークリフトなりのものでございます。あと 3 名のほうで荷受のほう、それと、今度は採数をとった、検数をされたものについて、入力をして、領収書、料金を徴収する。もう一人が乗船券の販売というようなかたちで、二人はその貨物の徴収、貨物運賃の徴収、領収の発行、それと乗船券の販売、領収書の発行というのはやっているような状況です。

それと、ひとつ先ほど申し忘れておりましたのが、設備ですね。ご存知のとおり、南埠頭の上屋につきましては、待合所と事務所が一体となりまして、正直この休憩のスペースが全く無いというようなところ

でございまして、前での話し合いの中では、代理店のほうからはそういう悩みも聞いているところでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

視点をかえて、交通体系の見直しをしようと思うときにですね。公共交通の事業の中で、例えば新幹線の、中央駅の状況を見たときに、正月を含めて休んでいる所はないんですね。昼休みで閉じているところはないんです。切符を販売するのにな。

そこら辺で、そういう点からサービス業として見た場合に、我が村のフェリーとしまはね。正月は年末いっぱいでもう年末28日か31日で閉めて、あとは3日ないし4日からという事で、法令の中で運航がなされていると。そういうことからすると、せめて昼休み、1番議員がおっしゃるような、昼休みをかねて来る人たちもいるんだと。そういう中で、何らかのサービスを提供するというのは、ごく私は普通のことなんでしょうと。

空港に行って、昼休みですから切符は販売しませんとか、中央駅に行って、そういうのはありえないだろうと思うんです。

そういうような、皆さんが営業努力、そういう努力もしているということも視野に入れて、何らかの委託契約ももって行くべきだろうと、そんな思いがするんです。我が村の今までの慣例からものを捉えるのと、また違う目でこう捉えて、交通機関のサービスとしては何なんだということを含めて考えていく必要があるのかなと、そういう私自身は思いがします。

過去において、例えばレストランのサービス営業時間をですね、ここ最近1時で締め切ったということは、いろんな事情の中で理解できます。ただ、あと今度はこの間話をしました、鹿児島入港の一時間前にレストランを、サービスを開ける。そこに片方では特産品を開発した陳列棚が、一時間前になってぎりぎりになって開いて、販売があまりうまくいかないとか、そういうような話も若干した経緯があるんですが、お客さんから一時間ではどうも、一時間前では短すぎるというような、そういう状況の中で、それをもっと早く、錦江湾に入った時点でオープンできないかと。いうようなそういう折衝もちゃんとやって、客の立場から、視点からサービスを提供していくという考えを持たなければいけないんじゃないのかなと、そんな思いがします。その点についてはどのように考えるか伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

航路担当、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

只今のご意見を頂戴致しまして、おっしゃるとおりだと認識しております。議員がおっしゃられるように、やはりサービス、利用者の立場にたてば、それがごもっともだということでございます。

ただ代理店契約の中で、最初の走り出しがありまして、その中でやっている関係で、先ほど代理店のお話をさせていただきましたけども、昼休み開ける事によって、何らかの工夫をしなければいけない。増員等もあります。増員されるということは人件費が増えることになります。

それが、代理店との見直しの、契約の見直しの中で、これが増額、代理店料の増額なり、あるいは、別途のいわば村の支払いのほうが増えるということにもなりかねますので、その点また、我々の航路自体が、離島航路補助ということで補助金を受けての運営ということになっておりますから、これも国や県のほうと協議をした中で、全体的に包括的に進めていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、これについても先ほど冒頭で申し上げましたとおり、利用者の立場に立って、物事を進めていくという視点のほうで捉えている所存でございます。

ひとつ申し上げたいというのが、例えば、この12月の末は27日が月曜になります。それを今回28日の火曜日に運航をさせていただいております。これも、ひとつ我々にとっては住民へのサービス、そういったものを配慮して、運航のほうを計画をさせていただいたものと思っておりますので、その点もぜひご理解のほうと、今後ともご協力のほうを頂きたいと願うところです。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

今の担当の話では、契約の段階でそうなっているということですから、これ、契約変更をしないとなか

なか解決はできないと思いますので、後日協議をして、契約変更なりをする、そういう対策をしていかないといけないといけないと思っております。

今のままで、ただ何もしなくて、言いつばなしではとても解決はできないと思いますから、代理店と執行部との関係でするので、そうしたことを考えていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

まあ、基本的には私が申し上げるのは、今までの慣例は取っ払って考えていく必要があるんだろうと、そんな思いが致します。

客が例えばレストランを開けるのに、錦江湾に入ってから2時間ですね、2時間ちょっと。入った時点であける。それは決して出来ないことではないんだろうと思うんです。

委託契約の中でそこまで謳っているのかわかりませんが、ただその昼間の休憩時間に、例えば島の出身の人たちが会社勤めがあつて、それで昼休みにしようと、ここへ送ろうと、そういう人たちのものがなかなか対応ができないという事実がありますので、それはまた国に対しても、赤字航路の中でそういう自助努力をしているんだと、昼休みも返上して受付しているんだというような言い分にもわたしはなるんじゃないかなと、そんな思いもしますのでね。もう、それこそ親方日の丸で、昼休みは無し、5時から以降は無しとか、そういうような形態では、なかなかサービス業としては非常に良い感触は皆さんから受けられないのかなと、そんな思いが致しますので。確かにおっしゃることもよく理解は出来ます。そういうことで、今後の10年後、20年後のとしまの航路のあり方も含めて、そういうサービス業のあり方も含めて、努力をしていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

6番議員のほうからもありましたけれども、私はですね、何を言いたいかといいますと、行政というのは事務屋さんじゃないんですよ。サービス業なんですよ。ハッキリ言って。行政はサービス業であるという認識の中においてですね、対応を願いたいと思っております。

ですから、次に別の件ですけれども、先般トカラふるさと会の日程が日曜日ということで、急遽としまの出港日を変更を致しております。以前においてですね、お盆とか正月にあわせて出港をお願いしますということであると、「もう計画変更はできません」ということで、突っ張っていましたが、今回は簡単に変更が出来ました。利用者は何名だったのか。出席者のですね。トカラふるさと会への出席者は何名が乗船されたのか。そういうことが簡単に出来るのであればですよ。お盆とか正月の運航も可能であると私は思うんですけど、そこらへんはどうですか。

○議長（日高通君）

航路担当、安藤巧君。

○航路対策室担当（安藤巧君）

ちょうど11月の17日の、ごめんなさい。19日の入港になります。この日の鹿児島着の乗船人員ですけれども、40名です。ただ、ふるさと会のほうの出席については、こちらのほうで図り知ることができませんので、それはお許しをください。

次に盆、お正月の運航についてですけど、こちらのほうも内部の中でもんでおりまして、特にお正月。走れないことはないわけなんですけど、逆に走ることによって、島のほうのそれぞれが、また綱取りなり荷役なりが発生するというかたちになります。走る分には大した問題は無いんでしょうけども、今度は島内の島のほうの実状をよく捉えて、また協議なりが必要になってくるのではないかと考えております。

先ほどのご説明の中で、今回そのふるさと会において、臨時便をこちらのほうも一応ふるさと会の実行委員のほうから、島の住民の人たちも是非参加をしていただきたいということで要請を受けております。

こちらのほうについては、正直我々も、なんと言いましょか。運航の収益を上げる、結局島から出て参加をされた場合に、その方々はまた島のほうに戻られるということで、正直収益のほうが多く見込まれるということで、こちらのほうは臨時便をですね、宝島便6便、あと名瀬便を6便というふうに、計12便をもっておりますので、そちらのほうをあてがって、今回は急遽、国のほうに申請をしまして、入れさせていただいております。

○議長（日高通君）

日高助広君の本件に関する質疑は既に4回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許可します。

日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

説明の中で、お盆も正月も走って良いよという答弁でありますけれども、以前におきましては基準が船員の労務もあるからできないんだと言うことで突っ張ってきましたよね。船員法と公務員法の2点をたてにですよ。って突っ張ってきましたのに、何で今回出してもいいですよという軽い答弁があるんですか。

ですから、私が言いたいのはですね。この臨時便を出すのはいいんですよ。経済効果があったら出すべきなんですよ。以前がほら、要望するんだけど、もう計画をされているから、変更はできないんだと。確か、お盆の時の日程も、ボゼツアーが旧暦の16日だったんですよ。だから旧盆にあわせて出港をしてくださいとお願いをしましたら、もう計画をやっているから出来ないんだと言う事で認識をしておりますけれども、今回急遽ほら、そういう件で変更が出来ました。確かにですね、ふるさと会への参加者は5名だったと思っております。私の見るところはですね。5名の方が参加だったと思っておりますので、三島あたりも正月あたりは出しております。ですから、そういう需要があればですよ、今後は対応をお願いしたいと思います。

○議長（日高通君）

航路室長、沖中猛則君。

○航路対策室室長（沖中猛則君）

まず第1点目の、先ほどの説明の中で訂正をさせていただきたいと思います。

まず、トカラふるさと会の場合はですね、月水金の定曜日の中での組み換えと。いわゆる月曜日、金曜日出港の間に水曜日便の臨時便を出したというかたちでこれは変更認可の申請は必要なしというかたちになります。ただ、出港曜日が違うとき、例えば月曜出港のやつを火曜日出港しなくちゃいけないという場合は、変更認可の申請の対象になります。

というのは、恒久認可が定曜日の出港というかたちの認可をもらっている関係上、そういうふうになってございます。

それとあと、トカラふるさと会については、当初は要望もあったんですが、曜日の変更というかたちの部分の要望があったんです。それについては出港曜日は変更することはできません。いわゆる、木曜日出港して木金土で月曜日出してくれないかという要望はございました。それについては、定曜日出港という観点から言いますと、月曜日、金曜日は守らなくちゃいけないと。他のお客さんもございますので、というかたちでしております。

それとあと、実行委員会のほうから要請文書がございまして、ぜひとも住民のほうの前回開催したときに住民の人も1泊するのであれば参加したいという要求が非常に多かったということでございましたので、今回は臨時便で状況を見たということでございます。

それから、お正月とお盆の関係は、お盆の関係については出港曜日の関係で、変更ができないというかたちでございます。いわゆる通常出しているやつが、例えば月曜日出港のやつが火曜日出港というかたちは、変更認可の関係で1カ月以上かかりますよと。ただし、6月か9月に1番議員さんが言われたように、これの旧盆については、今後とも1島ではなく全島の旧盆ということで捉えて考慮して運航計画を立てますということで、答弁させていただいております。

それから日曜日、ごめんなさい。お正月ですね。の運航と言うのは、これは確かに慣例で現在31日入港、あるいは30日入港というかたちになっております。これはあの、まず年末についてはですね。お店、いわゆるお正月用品の搬入がございまして、これの何日までやっているかということで、最終的に時化てもいいようなかたちで搬入をしたいというかたちですね。それからお正月にかけましては、実際帰省をされた方たちが、まず商店の荷物が2日とかは多分出ないだろうと。お店が開いていませんので、そのオーダーもないだろうということでございます。今後確かに普通の定期船、普通の交通機関はですね、年末年始は増便するのが普通でございます。それをあえて減便、あるいは少なく走っているということはちょっと不自然な感じがしますので、先ほど6番議員さんが言われたように、今までの慣例ではなくて、今後新たに新幹線、あるいはそういうような効果を狙って、正しい公共交通機関のあり方というのは、どうす

るかということをして島の人たちのいわゆる荷役組合ですね、の方たちともよく話し合いながら進めていきたいと、このように考えています。以上です。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから、日程第5、議案第72号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算第4号についての件を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。
したがって、日程第5、議案第72号、平成22年度十島村船舶交通特別会計補正予算第4号についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第6 議案第73号 平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算第4号についての件

○議長（日高通君）

日程第6、議案第73号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算第4号についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第73号についてご説明を申し上げます。
本案につきましては、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算第4号でございます。
2ページに予算の総額を示してございますが、歳入歳出それぞれ214万4000円を追加致しまして、歳入歳出の総額がそれぞれ5712万5000円ということでお願いをしております。
まず歳入から申し上げますけれども、8ページに記載しておりますように、一般会計の繰入金で214万4000円を計上しております。歳出に対する一般会計からの繰入金ということでご理解ください。
次に9ページの歳出でございますけれども、営業費用の維持管理一般経費の備品購入費の機械器具費で、平島の滅菌ポンプと、諏訪の瀬島の水中ポンプの購入を計上しております。
それから、建設事業費の簡易水道施設改良工事費の補助簡易水道施設改良工事で、予算費目の組み換えをやっております。
それから、工事請負費の単独工事費で、諏訪の瀬島の配水管付設工事を計上しております。工事内容につきましては、民宿御岳の配水管を集落より導水する整備計画を計上したものでございます。
以上で、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

建設事業費の中で、今の説明の中で、諏訪之瀬島の御岳の、民宿御岳の配水管の布設工事ということなのですが、当初、その諏訪之瀬島の淡水化施設をして、その大掛かりな水道工事を行った中では、これがされていなかったということで捉えていいのか。その点について詳しく説明を求めます。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ここでは民宿御岳の、今の説明では民宿御岳というふうにしておりましたが、民宿御岳とキャンプ場施設でございます。

民宿御岳の導水は1回その施設で作ったやつを、ヤマハの、旧ヤマハの所のタンクにもって行って、そこから自然流下させるので計画をしておったんですけど、どうも使用水量と言うんですか、使用するのがキャンプは夏だけです。通常使うのが民宿御岳だけなんですけど、しょっちゅう使っておけばいいんですけど、やはり1件だけなものですから、朝夕、まあ昼等しか使わないというふうで、残留塩素が溜まってしまって、ちょっと水が飲めない状態であるという、前から伺ってまして、これじゃいけないということで、水が回流しないように、自治会というか、その集落のほうから新たに導水管を布設しようという計画でございます。

それから、水が溜まっているもんですから海苔もたまるということで、その両方のことで苦情が入って、今回新たにひく計画でございます。

○議長（日高通君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第6、議案第73号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算第4号についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第6、議案第73号、平成22年度十島村簡易水道特別会計補正予算第4号についての件は原案のとおり可決することに決定致しました。

△日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（日高通君）

日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定を致しました。

△閉会宣告

○議長（日高通君）

これで、本日の日程はすべて終了致しました。

会議を閉じます。

平成22年第4回（11月）十島村議会定例会を閉会致します。

ご苦労様でした。